

# 彦根市の環境

(環境の状況に関する年次報告書)

令和3年(2021年)11月

彦 根 市



## 彦根市低炭素社会構築都市宣言

わたしたちは、化石燃料の利用により、豊かで快適な生活を享受してきたが、二酸化炭素などの温室効果ガスを大量に排出した結果、地球的規模の温暖化を招くに至った。

この地球温暖化は、異常気象の頻発による自然災害の激化など、人類の生存基盤である地球環境に大きな影響を与えており、早急に、温室効果ガスの排出量が少ない、持続可能な社会システムを構築する必要に迫られている。

この人類共通の課題を解決するため、わたしたち彦根市民は、低炭素社会の実現が自らの責任であることを自覚し、あらゆる分野において温室効果ガスの排出削減のための行動を実践することを誓い、ここに彦根市を「低炭素社会構築都市」とすることを宣言する。

(平成20年7月7日宣言)

## はじめに

近年、世界各地で集中豪雨や森林火災など、気候変動が原因と言われている異常気象が起っています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、路上に捨てられた不織布マスクが大量に海へ流出することで、海洋プラスチックごみ問題が世界的に深刻化しています。こういった環境問題は、世界全体で解決を目指すべき課題となっています。

2015年に国連で採択されたSDGs（Sustainable Development Goals）は、世界共通の持続可能な開発目標として、17のゴールと169のターゲットから構成されています。17のゴールでは、貧困や経済、環境など幅広く世界が直面する課題を統合的に解決しながら、持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。日本でも、行政や企業などがSDGsの取組を積極的に行っています。

滋賀県では、今年、びわ湖の日制定40周年を機に、滋賀県版のSDGsとして、MLGs（Mother Lake Goals）の取組を開始しました。MLGsでは、世界規模のSDGsをより身近に捉えられるよう、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖を切り口として独自に13のゴールを設定しています。

本市におきましても、SDGsの実現を目指す視点を踏まえ、令和3年3月に「第3期彦根市環境基本計画および地域行動計画」を策定しました。環境像として「歴史と文化が暮らしにとけこみ ゆたかな自然と共に歩む ふるさと彦根」を掲げ、副題として「～川、湖、みどりと歴史のまちを未来へ ひこね環境 SDGs～」を掲げています。SDGsを本市の環境に関する基本目標と結びつけ、本市の環境を保全することが持続可能な世界の実現につながることを示しています。

本書は「彦根市環境基本条例」第22条の規定に基づき、本市の環境の状況について報告書として取りまとめたものです。私たちになじみ深い「水」や「大気」に関する調査結果から市民団体による環境保全活動に至るまで、本市の環境に関する内容を収めています。本書が、市民の皆さまをはじめとし、より多くの方々にご活用いただき、本市の現状を理解いただくとともに、環境保全への積極的な行動につなげるための一助となれば幸いです。

令和3年（2021年）11月

彦根市長 和田裕行

## 目 次

<b>1. 彦根市の概要</b>			<b>4. 公害防止対策</b>	
(1) 地勢	……	1	(1) 公害に関する相談の状況	…… 5 2
(2) 人口	……	2	(2) 公害関係届出状況	…… 5 3
(3) 産業	……	3	(3) 公害防止および	
(4) 交通	……	4	環境保全に関する協定	…… 5 4
(5) 土地利用	……	5		
(6) 気象	……	6	<b>5. 環境保全に向けた取組</b>	
<b>2. 彦根市の環境行政</b>			(1) 環境基本条例	…… 5 5
(1) 行政組織	……	7	(2) 環境基本計画および	
(2) 審議会	……	7	地域行動計画と関連組織	…… 5 6
(3) 環境施策（事業）の体系図	……	8	(3) 低炭素社会の実現と持続可能な	
			社会をめざして	…… 5 8
<b>3. 環境の現状</b>			(4) 良好な環境の保全に向けて	…… 6 2
(1) 水質	……	1 1	(5) 資源循環型社会の推進のために	…… 6 3
(2) 土壌	……	2 9	(6) 市民と取り組む環境保全活動	…… 6 5
(3) 大気	……	3 0		
(4) 騒音・振動	……	3 3	<b>6. 用語の解説</b>	…… 6 8
(5) 廃棄物	……	3 9		
(6) 生活排水対策	……	4 7		
(7) 自然環境	……	4 9		
(8) 保存樹木等	……	5 0		

# 1 彦根市の概要

## (1) 地勢

本市は、琵琶湖の東北部に位置し、西は日本一の湖・琵琶湖、東は緑美しい鈴鹿山脈を望み、その鈴鹿山脈から流れを発する芹川、犬上川、宇曾川、愛知川等が中央の平野部を横断し、琵琶湖にそそいでいます。

彦根市（市役所）の位置 …… 東経136°15′ 北緯35°16′  
面積 …… 196.87km<sup>2</sup>  
(琵琶湖の面積98.59km<sup>2</sup>を含む)  
高度 …… 最高684.6m 最低83.3m  
地域 …… 東西24.24km (湖面域：1.74km)  
南北19.14km (湖面域：6.79km)



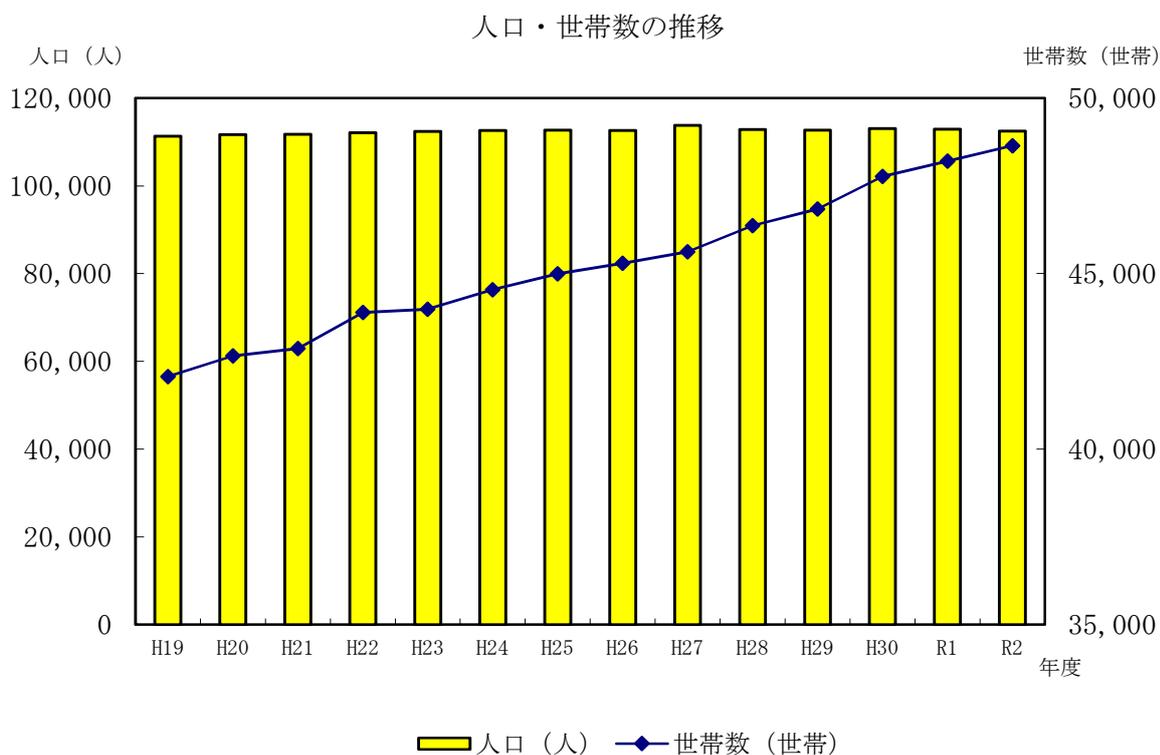
国土地理院ホームページ(<http://maps.gsi.go.jp>)  
地理院地図(電子国土web)を加工して作成

(2) 人口

人口・世帯数

年次	人口 (人)			世帯数 (世帯)
	男	女	総数	
平成19年度	54,744	56,566	111,310	42,068
平成20年度	55,018	56,692	111,710	42,659
平成21年度	55,025	56,726	111,751	42,863
平成22年度	55,173	56,983	112,156	43,896
平成23年度	55,492	56,908	112,400	43,982
平成24年度	55,664	56,968	112,632	44,541
平成25年度	55,690	57,001	112,691	44,995
平成26年度	55,592	57,030	112,622	45,296
平成27年度	56,143	57,676	113,819	45,624
平成28年度	55,747	57,096	112,843	46,365
平成29年度	55,793	56,895	112,688	46,838
平成30年度	56,171	56,902	113,073	47,770
令和元年度	56,159	56,769	112,928	48,202
令和2年度	55,997	56,483	112,480	48,646

(各年度10月1日現在)



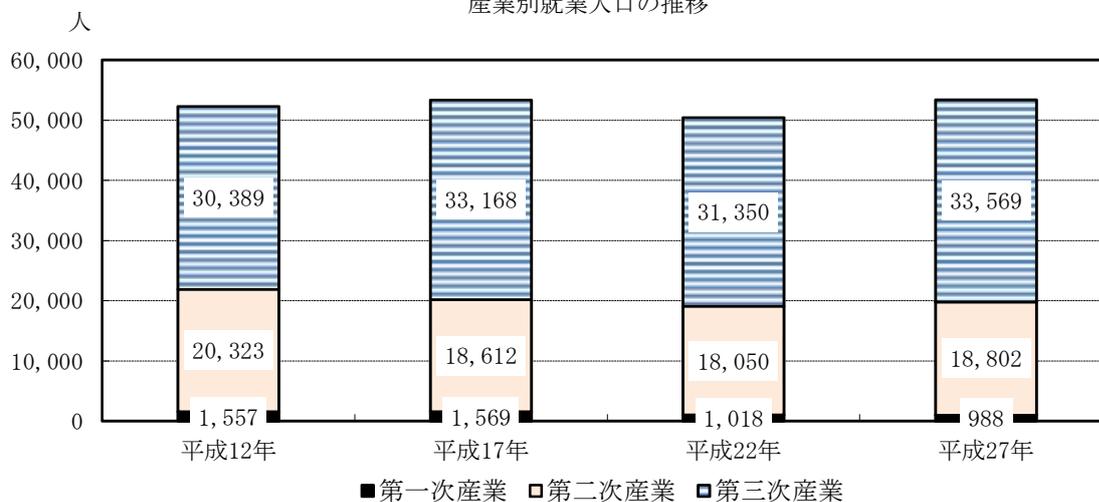
(3) 産業

産業別就業人口

区 分	就業人口(人)	構成比(%)
第一次産業	988	1.78
農業	917	1.65
林業	25	0.04
漁業	46	0.08
第二次産業	18,802	33.82
鉱業、採石業、砂利採取業	6	0.01
建設業	3,098	5.57
製造業	15,698	28.24
第三次産業	33,569	60.39
電気・ガス・熱供給・水道業	279	0.50
情報通信業	485	0.87
運輸業、郵便業	2,539	4.57
卸売業、小売業	8,122	14.61
金融業、保険業	1,039	1.87
不動産業、物品賃貸業	706	1.27
学術研究、専門・技術サービス業	1,366	2.46
宿泊業、飲食サービス業	3,513	6.32
生活関連サービス業、娯楽業	1,635	2.94
教育、学習支援業	2,948	5.30
医療、福祉	6,017	10.82
複合サービス事業	433	0.78
サービス業(他に分類されないもの)	2,952	5.31
公務(他に分類されるものを除く)	1,535	2.76
分類不能の産業	2,230	4.01
総 数	55,589	100.00

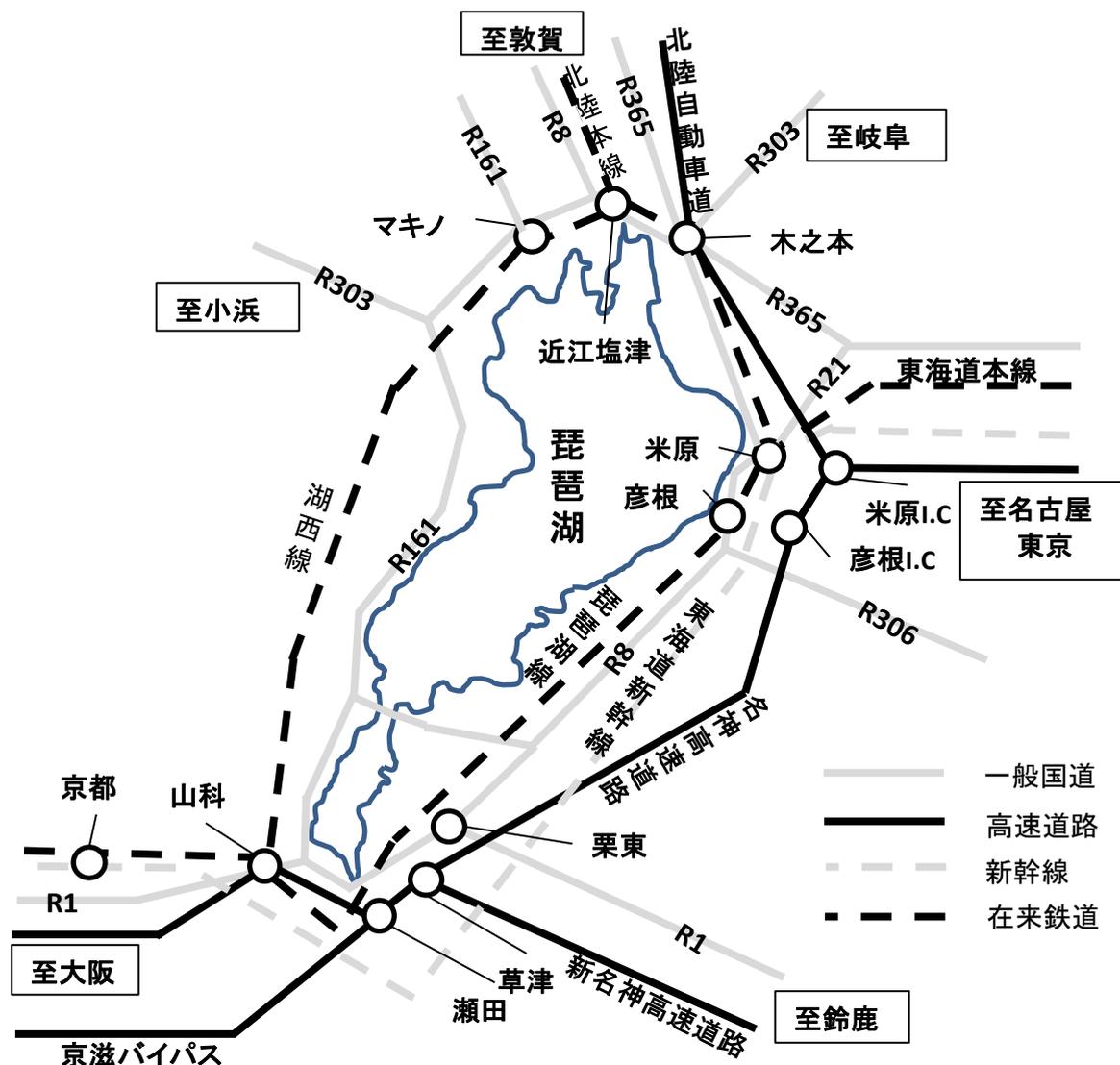
(平成27年10月1日現在 15歳以上)

産業別就業人口の推移



(4) 交通

鉄道および主要幹線道路図



自動車保有台数

(単位：台)

年	車種	登録自動車数				二輪・軽自動車				合計	
		貨物用	乗合用	乗用	特種・特殊車	小計	小型二輪車	軽自動車	原動機付自転車		小計
平成26年度		4,261	188	37,688	1,157	43,294	1,462	36,470	5,878	43,810	87,104
平成27年度		4,302	179	37,565	1,164	43,210	1,531	37,663	5,921	45,115	88,325
平成28年度		4,399	178	37,758	1,199	43,534	1,550	37,936	5,720	45,206	88,740
平成29年度		4,380	180	37,891	1,222	43,673	1,598	38,070	5,117	44,785	88,458
平成30年度		4,494	175	38,209	1,238	44,116	1,645	38,547	4,993	45,185	89,301
令和元年度		4,558	166	38,130	1,258	44,112	1,713	38,869	4,893	45,475	89,587

(各年度3月31日現在)

(5) 土地利用

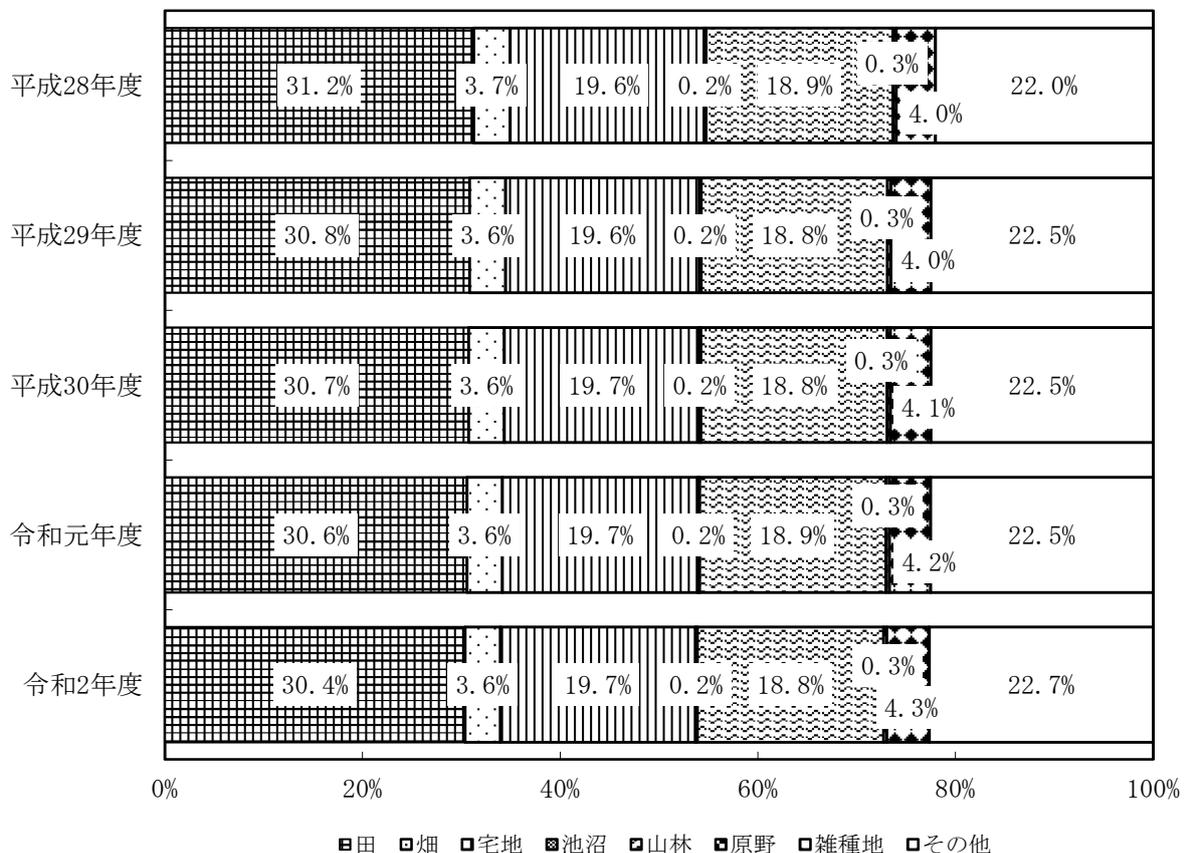
土地利用区分別面積

(単位：km<sup>2</sup>)

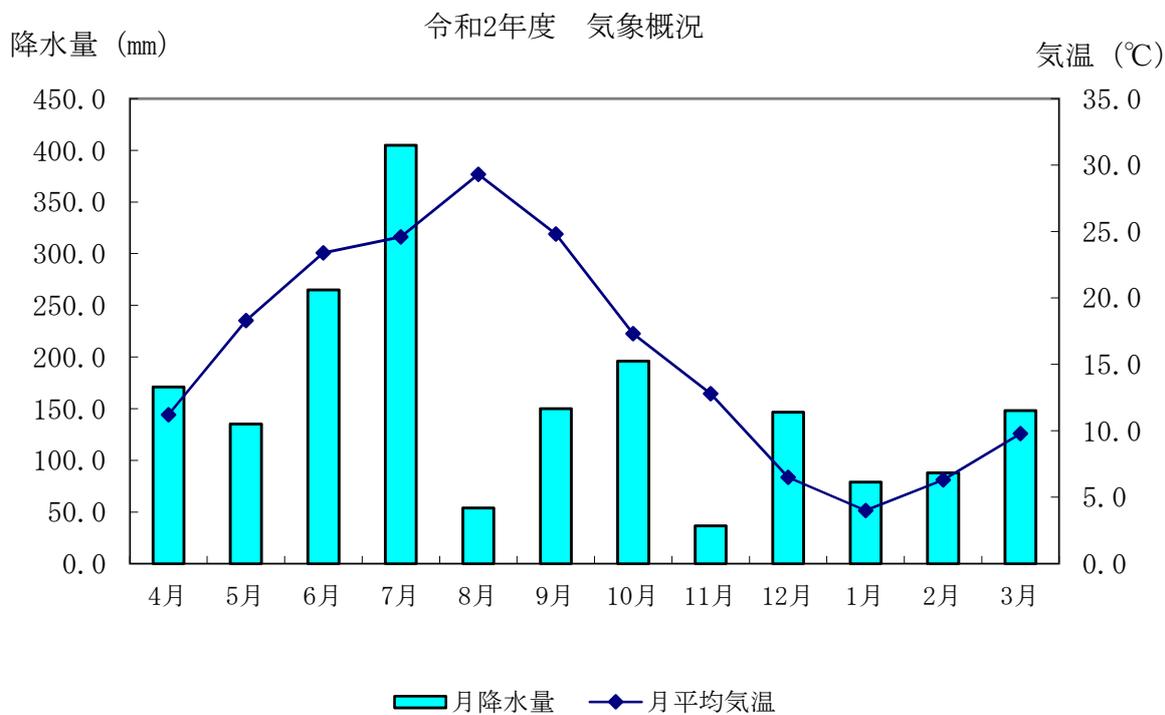
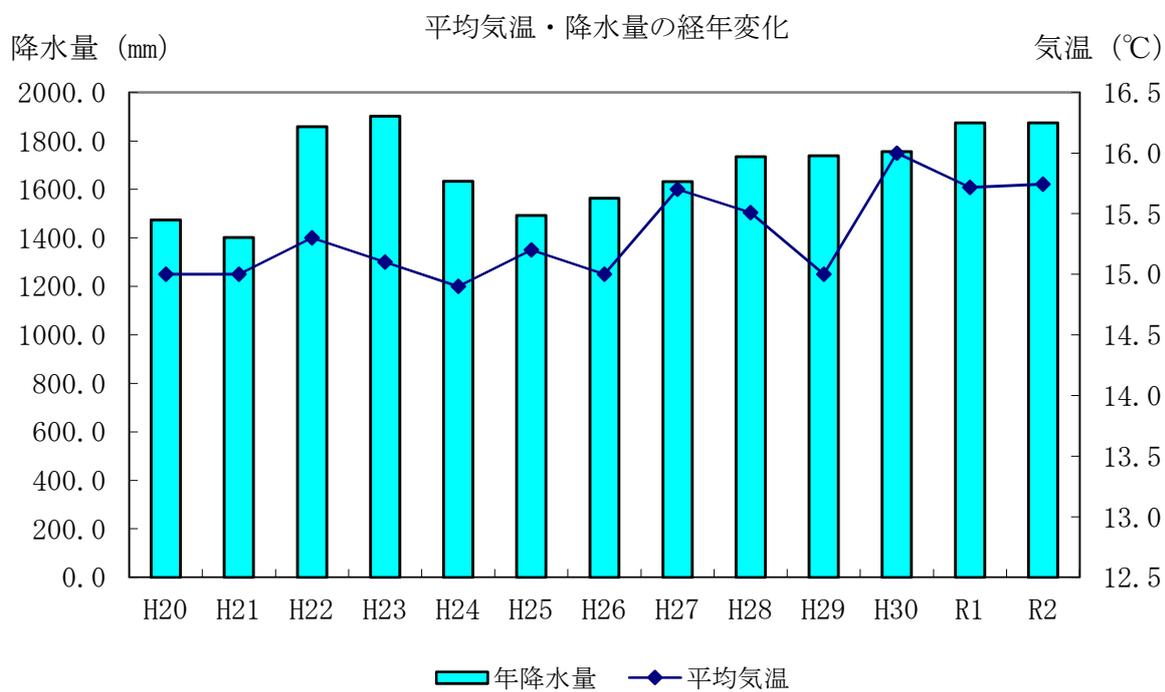
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
田	30.66	30.31	30.21	30.04	29.85	
畑	3.61	3.57	3.55	3.52	3.51	
宅地	19.27	19.26	19.33	19.41	19.39	
池沼	0.20	0.20	0.21	0.21	0.20	
山林	18.55	18.52	18.52	18.53	18.51	
原野	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	
雑種地	ゴルフ場用地	0.71	0.71	0.71	0.71	0.70
	鉄軌道用地	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60
	その他雑種地	2.57	2.66	2.70	2.79	2.91
その他	21.64	22.10	22.11	22.13	22.27	
合計	98.15	98.27	98.28	98.28	98.28	

(各年度1月1日現在)

土地利用区分面積の割合の推移



(6) 気象

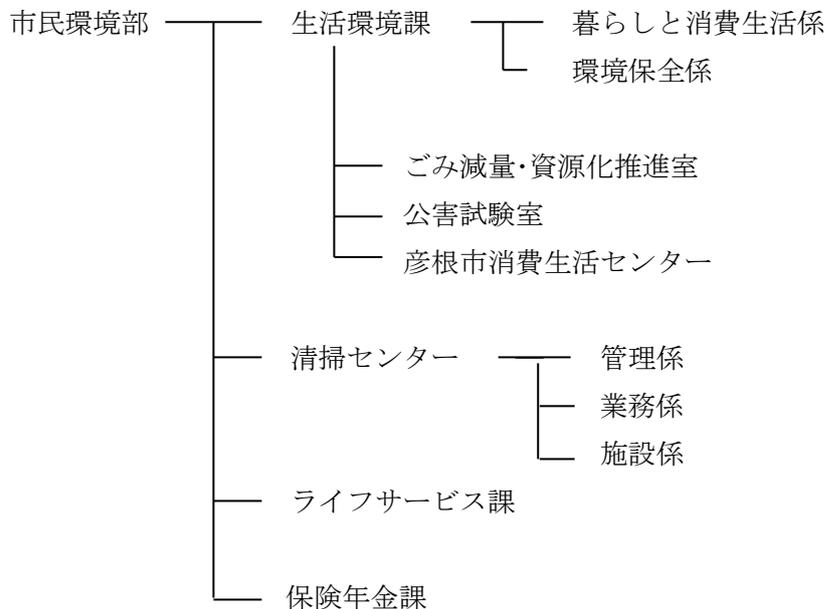


(提供：気象庁)

## 2 彦根市の環境行政

### (1) 行政組織

彦根市



(令和3年4月現在)

### (2) 審議会

彦根市では、行政施策等に関して基本的な事項を調査審議していただくため、各種の審議会を設置しています。市民環境部の環境部門で所管している審議会は次のとおりです。

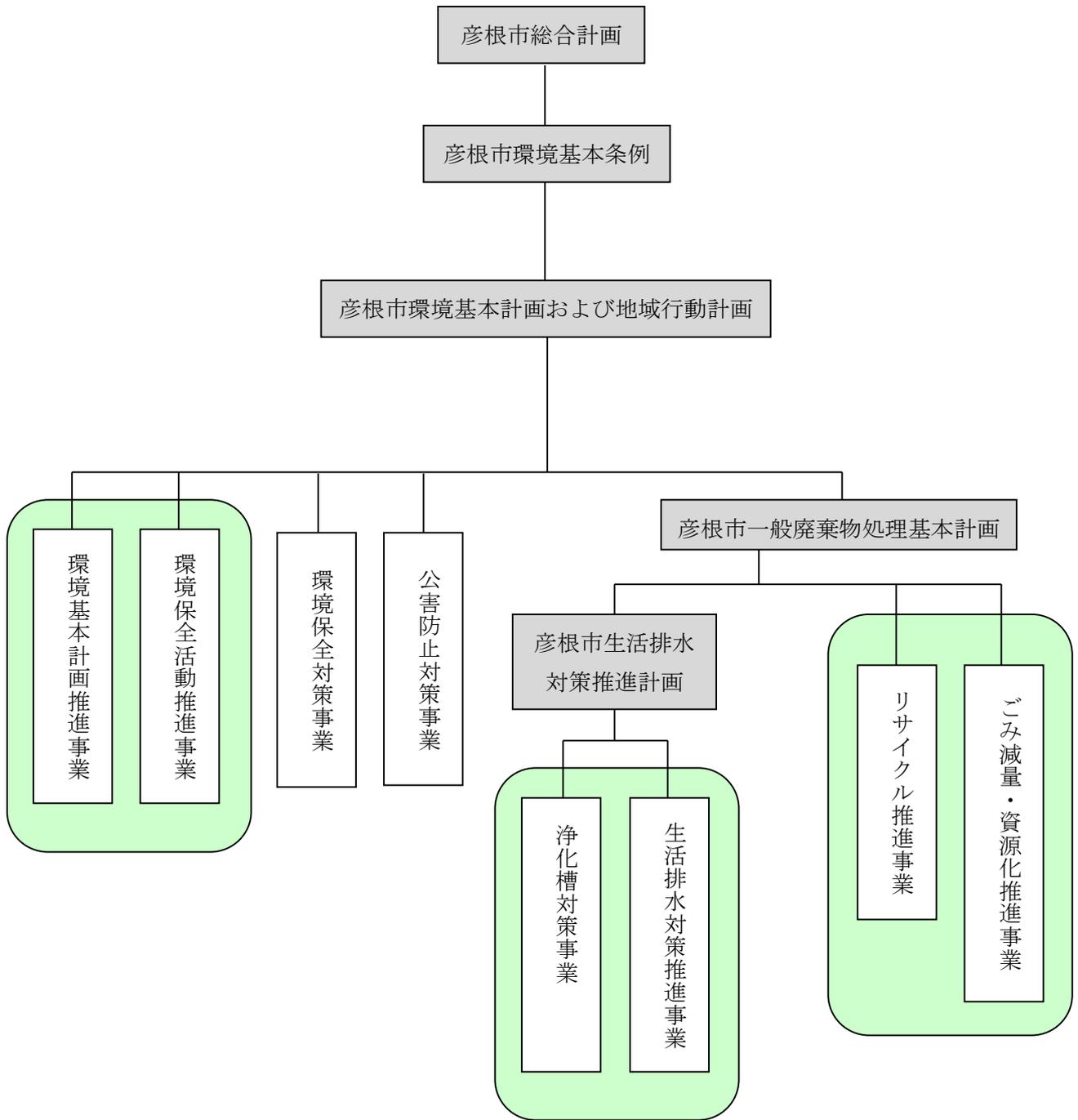
#### 彦根市環境審議会

- 根拠条例等 彦根市環境基本条例
- 設置目的 市の区域における良好な環境の保全と創出に関し基本的事項を調査審議すること。
- 定員と構成 20人以内（諸団体の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員、その他市長が適当と認める者）
- 任期 2年（再任を妨げない）

#### 彦根市廃棄物減量等推進審議会

- 根拠条例等 彦根市廃棄物減量等推進審議会条例
- 設置目的 一般廃棄物の減量等に関する事項を調査審議すること。
- 定員と構成 20人以内（学識経験者、事業者、廃棄物処理業者、その他市長が適当と認める者）
- 任期 2年（再任を妨げない）

(3) 環境施策（事業）の体系図



※  関連性の強い事業

### 環境基本計画推進事業

「環境基本計画および地域行動計画」を受けて、計画を有効性のあるものとしていくためのベースとなる事業を展開し、体系的・総合的に環境施策の推進を図ります。

### 環境保全活動推進事業

湖東圏域の広域的な環境保全および低炭素社会構築を推進するため、湖東定住自立圏構成市町（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）で協働して学習会等啓発事業を展開するとともに、自然観察会や交流会等を委託し、実施しています。

### 浄化槽対策事業

浄化槽の設置に関する調査、事前協議、維持管理の指導および浄化槽清掃業者の指導監督をすすめることで、浄化槽の適正な維持管理を図ります。さらに、生活排水による公共水域の水質保全のため、浄化槽設置補助金の制度を設け、合併処理浄化槽の設置を推進しています。

### 生活排水対策推進事業

市民団体による身近な河川や水路の水質調査を定期的かつ継続的に実施し、水質汚濁の現状や変化を把握するとともに、イベント等での生活排水対策の啓発等を通じて、市民の生活排水対策推進計画の評価にも活かしていきます。

### 環境保全対策事業

市域の環境保全、市民の自然保護意識の高揚を図るため、環境保全の取組に対する支援として自然観察会などを行っております。また、広域的な視点からの環境保全、自然保護を推進するために環境団体等への参画を通じ、連携・協働による取組を行います。

### 公害防止対策事業

工場・事業場に対するパトロールや指導を行い、公害監視体制の強化、公害防止対策の推進および危機管理意識の向上を図ります。また、市内の大小河川や水路、土壌、地下水、大気汚染状況の把握、道路交通や事業活動に伴う騒音・振動や悪臭の調査を実施し、現状の把握及び指導データを得るとともに、騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の的確な運用を図ります。

### リサイクル推進事業

容器包装リサイクル法にかかる容器包装をはじめ、廃食用油等の資源をリサイクルするよう取り組み、ごみ減量と資源循環型社会の構築を図ります。段ボール、新聞、雑誌、紙パック、繊維類の資源化を目的としたリサイクル活動を推進し、集団回収を行った団体に対して奨励金を出しています。

### ごみ減量・資源化推進事業

彦根市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量、資源化に向けた事業や啓発活動を実施しています。彦根市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況評価を実施するための彦根市廃棄物減量等推進審議会を運営するほか、各家庭で発生する生ごみを有用微生物のはたらきを利用して堆肥化する簡易生ごみ処理を推進し、ごみの減量および資源化を図る取組を行っています。

### 3 環境の現状

#### (1) 水質

本市では、昭和47年度から市内主要河川の水質検査を行っています。調査は定期的を実施し、調査地点は、調査開始以来若干の追加や廃止、変更を行っています。

令和2年度は13河川18地点で調査を行いました。

また、地下水については、市内3地域で有機塩素化合物などによる汚染が判明しており、県とともに監視を続けています。

#### ① 河川の水質

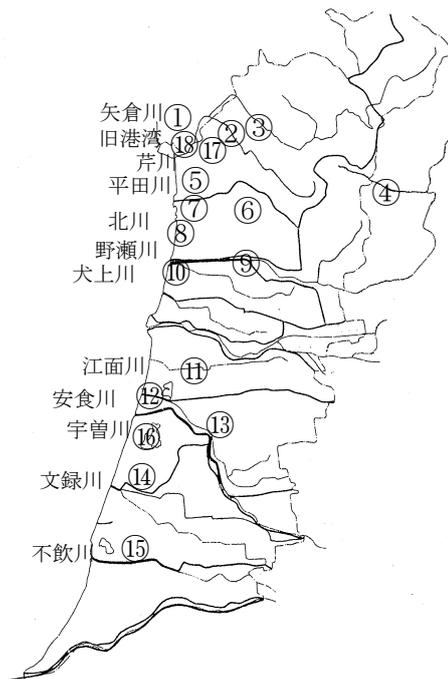
市内河川水質調査要領

調査地点	18地点 (13河川)	10地点 (8河川)
調査回数	年4回	年2回
調査項目	一般項目	水温
	生活環境項目	水素イオン濃度(pH)、溶存酸素(DO) 生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS) 全窒素(T-N)、全りん(T-P)
	健康項目	—
	その他項目	電気伝導度
		銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム
		カドミウム、鉛、ひ素
		—

#### 採水地点

- |            |           |
|------------|-----------|
| ① 矢倉川      | 河口付近      |
| ② 旧港湾 (上流) | 船町交差点付近   |
| ③ 猿ヶ瀬川     | 船町東交差点付近  |
| ④ 芹川 (上流)  | 名神高速道路付近  |
| ⑤ 芹川 (下流)  | 池州橋直下     |
| ⑥ 平田川      | 平田川橋上流    |
| ⑦ 北川       | 北川橋直下     |
| ⑧ 野瀬川      | 大藪町       |
| ⑨ 犬上川 (中流) | 犬上橋付近     |
| ⑩ 犬上川 (下流) | 開出今橋直下    |
| ⑪ 江面川      | 江面川橋直下    |
| ⑫ 安食川      | 休神橋直下     |
| ⑬ 宇曾川      | 唐崎橋直下     |
| ⑭ 文禄川      | つぶり橋直下    |
| ⑮ 不飲川      | 普光寺町      |
| ⑯ 曾根沼      | 三津屋町      |
| ⑰ 中堀       | 立花町西交差点付近 |
| ⑱ 内堀       | 彦根東高校前    |

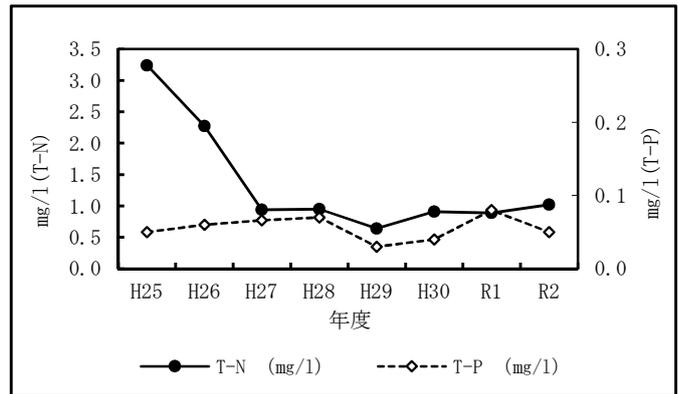
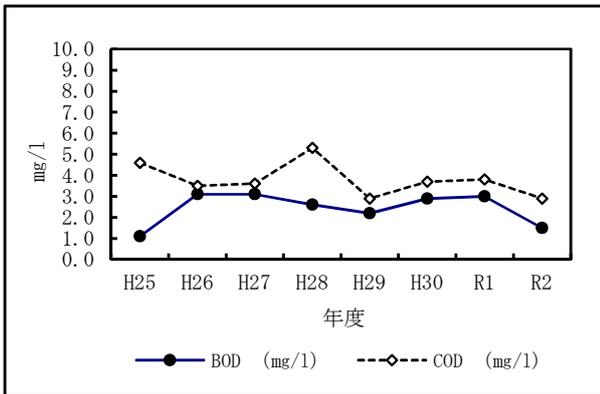
※令和2年度は、①②⑦⑧⑪⑫⑭⑮⑰⑱で重金属の測定を行いました。



河川の水質経年変化

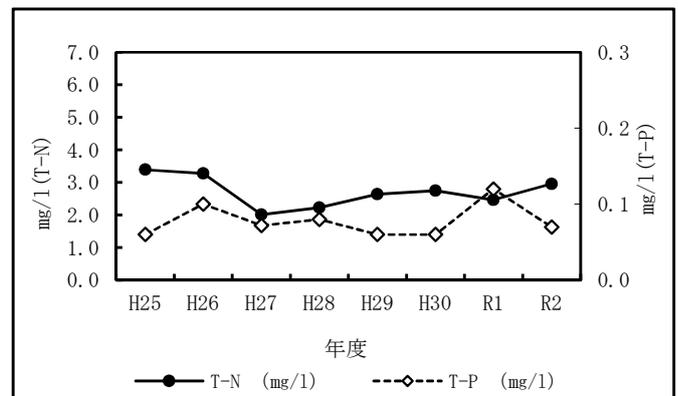
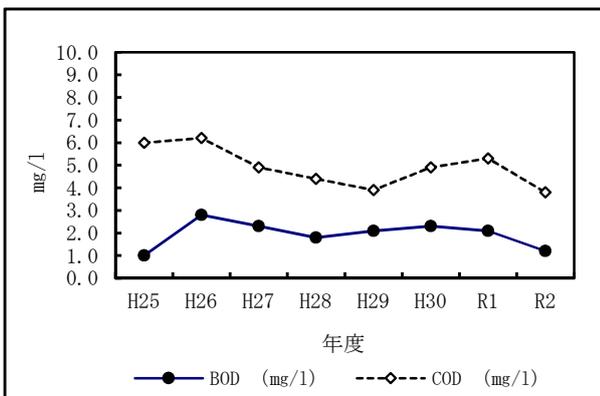
① 矢倉川

項目		年度								
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
pH		7.7	7.7	7.5	7.6	7.4	7.4	7.3	7.0	
BOD	(mg/l)	1.1	3.1	3.1	2.6	2.2	2.9	3.0	1.5	
COD	(mg/l)	4.6	3.5	3.6	5.3	2.9	3.7	3.8	2.9	
DO	(mg/l)	5.4	6.4	6.8	7.1	7.0	6.3	7.5	6.6	
SS	(mg/l)	5.5	5.3	4.6	7.3	5.9	7.8	5.1	6.3	
T-N	(mg/l)	3.24	2.27	0.94	0.95	0.64	0.91	0.89	1.02	
T-P	(mg/l)	0.05	0.06	0.066	0.07	0.03	0.04	0.08	0.05	



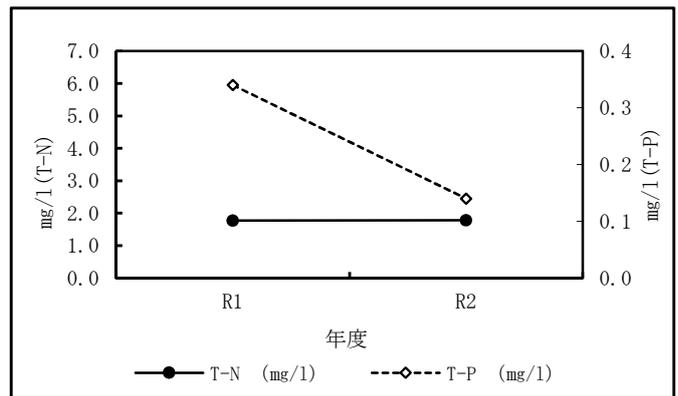
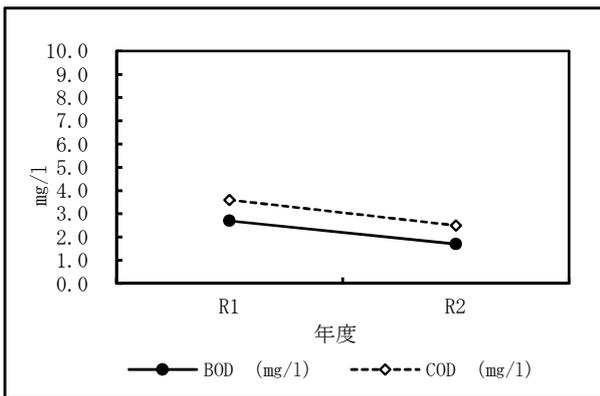
② 旧港湾 (上流)

項目		年度								
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
pH		7.4	7.3	7.2	7.4	7.3	7.3	7.4	7.1	
BOD	(mg/l)	1.0	2.8	2.3	1.8	2.1	2.3	2.1	1.2	
COD	(mg/l)	6.0	6.2	4.9	4.4	3.9	4.9	5.3	3.8	
DO	(mg/l)	6.7	8.5	8.0	7.8	8.5	8.2	9.8	7.3	
SS	(mg/l)	1.3	2.3	2.2	3.4	2.6	3.7	1.7	2.2	
T-N	(mg/l)	3.39	3.28	2.01	2.23	2.64	2.75	2.46	2.95	
T-P	(mg/l)	0.06	0.10	0.07	0.08	0.06	0.06	0.12	0.07	



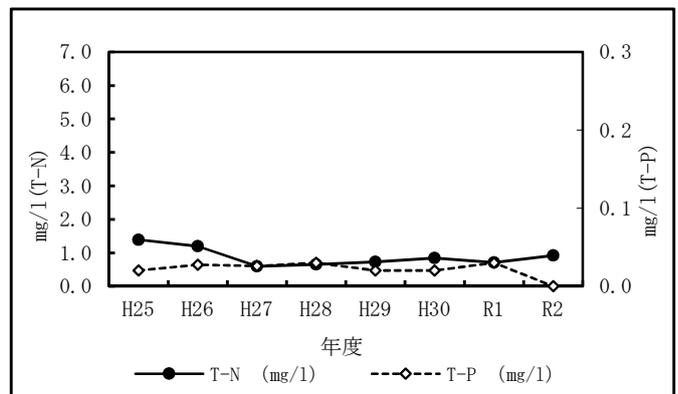
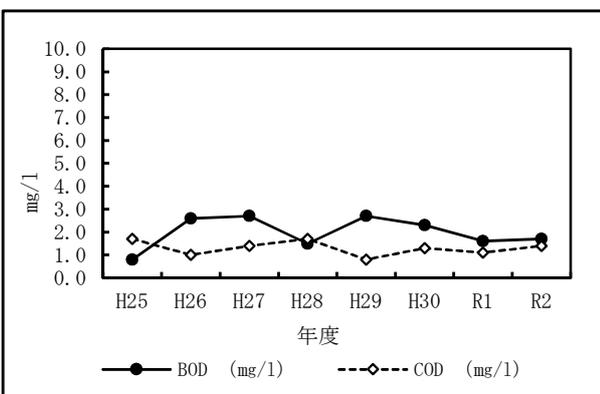
③ 猿ヶ瀬川

項目		年度	
		R1	R2
pH		7.4	7.0
BOD	(mg/l)	2.7	1.7
COD	(mg/l)	3.6	2.5
DO	(mg/l)	9.8	8.3
SS	(mg/l)	3.1	3.7
T-N	(mg/l)	1.77	1.78
T-P	(mg/l)	0.34	0.14



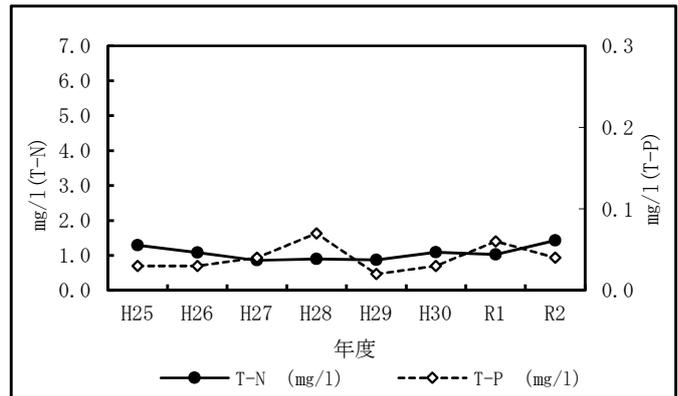
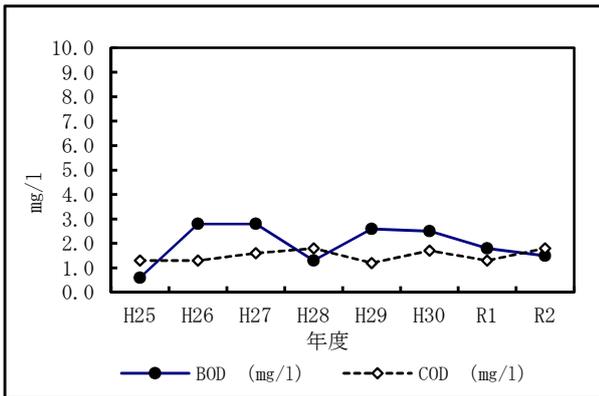
④ 芹川 (上流)

項目		年度							
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
pH		7.8	8.0	7.7	7.6	8.2	7.3	7.3	7.0
BOD	(mg/l)	0.8	2.6	2.7	1.5	2.7	2.3	1.6	1.7
COD	(mg/l)	1.7	1.0	1.4	1.7	0.8	1.3	1.1	1.4
DO	(mg/l)	7.2	8.1	9.3	8.7	11.3	9.0	9.7	7.9
SS	(mg/l)	1.7	0.6	0.3	0.9	1.7	3.5	2.2	1.5
T-N	(mg/l)	1.39	1.20	0.60	0.65	0.73	0.84	0.71	0.92
T-P	(mg/l)	0.02	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.03	<0.02



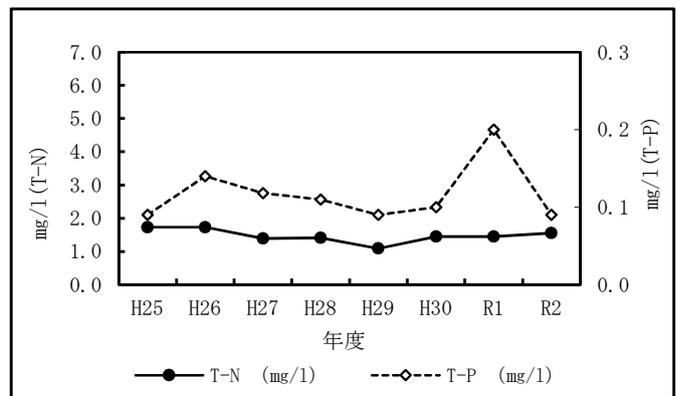
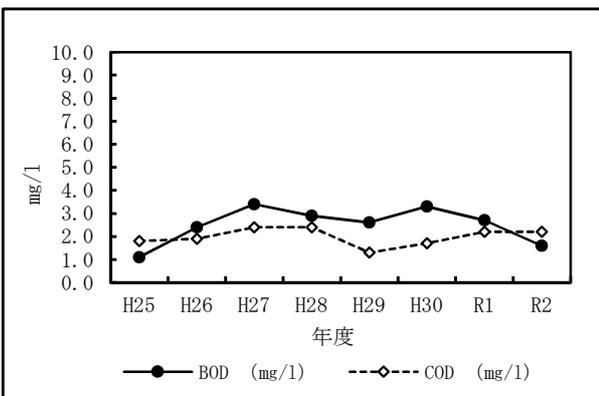
⑤ 芹川 (下流)

項目		年度							
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
pH		8.0	7.9	7.8	7.9	8.5	7.4	7.5	6.7
BOD	(mg/l)	0.6	2.8	2.8	1.3	2.6	2.5	1.8	1.5
COD	(mg/l)	1.3	1.3	1.6	1.8	1.2	1.7	1.3	1.8
DO	(mg/l)	7.5	9.3	8.9	8.6	10.5	8.7	9.3	7.4
SS	(mg/l)	0.3	1.8	1.2	2.1	2.1	3.9	2.5	2.6
T-N	(mg/l)	1.29	1.08	0.86	0.90	0.87	1.09	1.03	1.43
T-P	(mg/l)	0.03	0.03	0.04	0.07	0.02	0.03	0.06	0.04



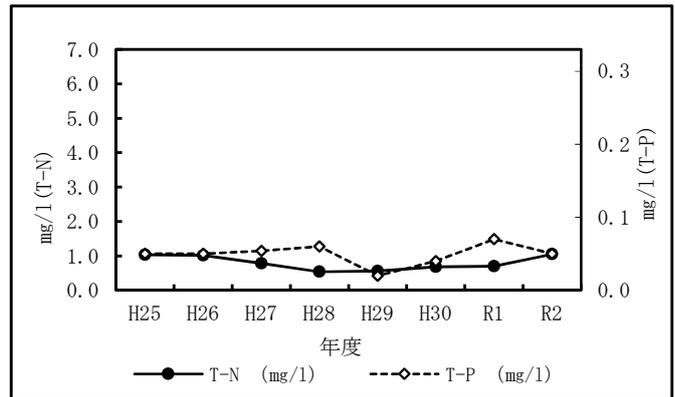
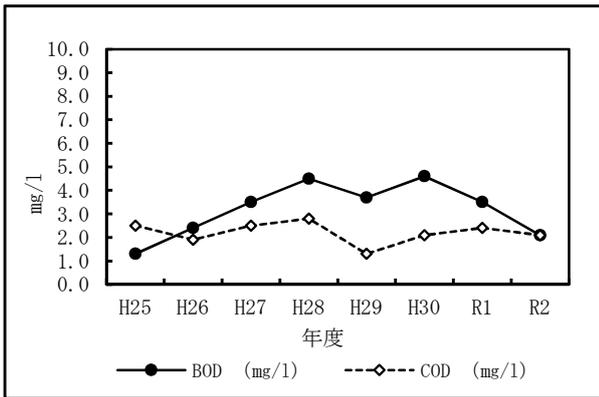
⑥ 平田川

項目		年度							
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
pH		7.8	7.8	7.6	7.8	8.0	7.3	7.4	6.6
BOD	(mg/l)	1.1	2.4	3.4	2.9	2.6	3.3	2.7	1.6
COD	(mg/l)	1.8	1.9	2.4	2.4	1.3	1.7	2.2	2.2
DO	(mg/l)	5.6	6.4	7.2	7.8	8.2	7.7	7.9	7.2
SS	(mg/l)	3.6	2.7	3.2	4.1	5.9	5.1	2.7	2.5
T-N	(mg/l)	1.73	1.73	1.39	1.41	1.09	1.45	1.45	1.55
T-P	(mg/l)	0.09	0.14	0.12	0.11	0.09	0.10	0.20	0.09



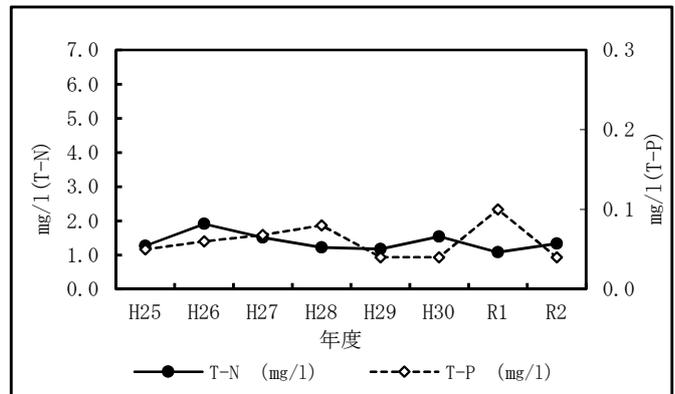
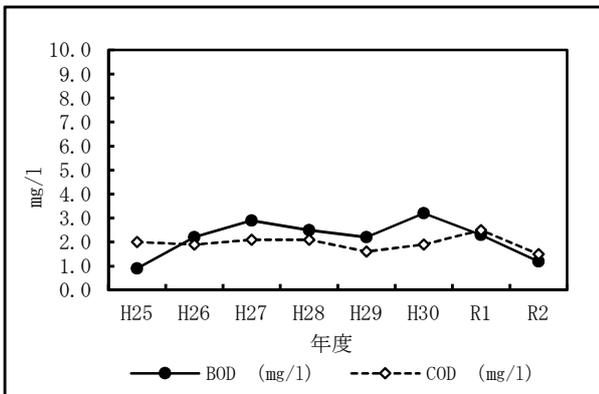
⑦ 北川

項目		年度							
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
pH		8.0	7.9	7.7	7.7	7.8	7.4	7.3	6.3
BOD	(mg/l)	1.3	2.4	3.5	4.5	3.7	4.6	3.5	2.1
COD	(mg/l)	2.5	1.9	2.5	2.8	1.3	2.1	2.4	2.1
DO	(mg/l)	6.7	8.4	10.1	10.3	11.3	11.3	12.7	9.3
SS	(mg/l)	1.7	2.4	2.2	3.7	4.2	9.0	2.9	2.4
T-N	(mg/l)	1.03	1.02	0.78	0.54	0.56	0.68	0.70	1.05
T-P	(mg/l)	0.05	0.05	0.05	0.06	0.02	0.04	0.07	0.05



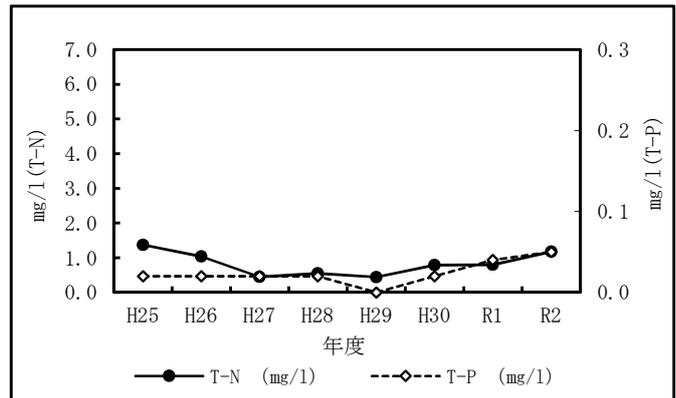
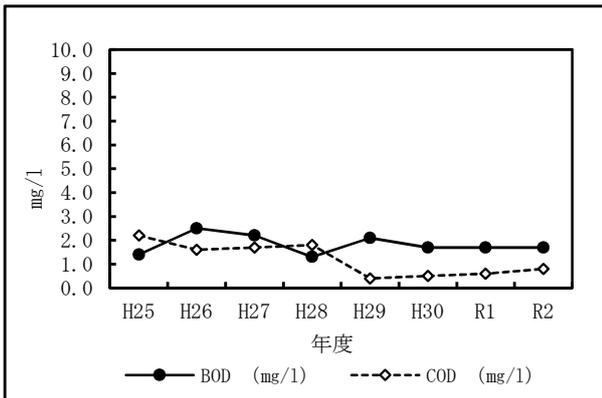
⑧ 野瀬川

項目		年度							
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
pH		8.0	7.9	7.3	7.5	8.0	7.8	7.4	6.2
BOD	(mg/l)	0.9	2.2	2.9	2.5	2.2	3.2	2.3	1.2
COD	(mg/l)	2.0	1.9	2.1	2.1	1.6	1.9	2.5	1.5
DO	(mg/l)	6.8	6.7	7.7	7.5	8.0	8.1	8.9	6.8
SS	(mg/l)	2.9	2.0	3.3	3.7	2.9	4.7	3.1	4.2
T-N	(mg/l)	1.27	1.91	1.51	1.22	1.17	1.54	1.08	1.33
T-P	(mg/l)	0.05	0.06	0.07	0.08	0.04	0.04	0.10	0.04



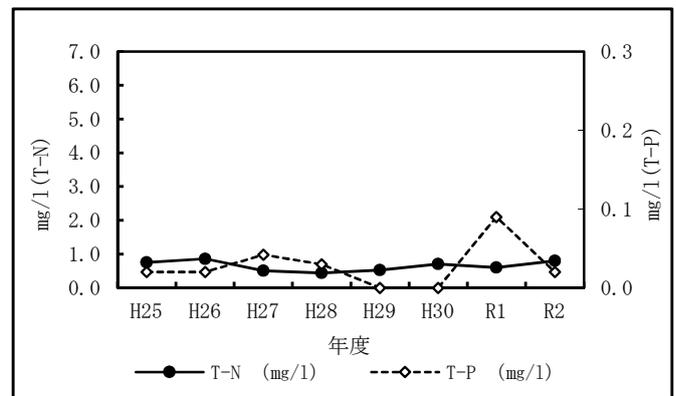
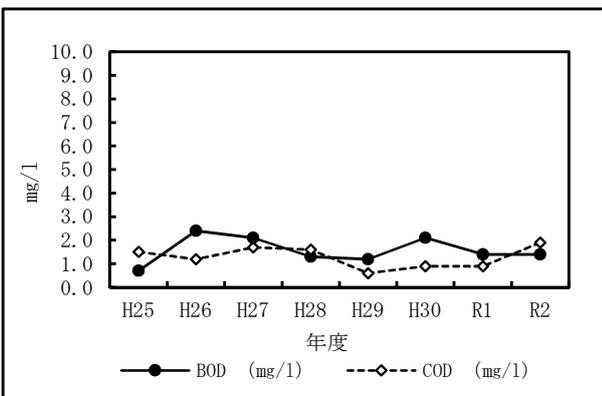
⑨ 犬上川 (中流)

項目		年度							
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
pH		8.1	7.8	8.0	7.8	7.9	7.7	7.8	7.1
BOD	(mg/l)	1.4	2.5	2.2	1.3	2.1	1.7	1.7	1.7
COD	(mg/l)	2.2	1.6	1.7	1.8	0.4	0.5	0.6	0.8
DO	(mg/l)	7.0	7.9	7.7	7.2	7.7	6.3	7.0	6.4
SS	(mg/l)	1.2	2.6	0.9	1.5	1.0	2.8	1.1	1.0
T-N	(mg/l)	1.37	1.04	0.45	0.55	0.44	0.79	0.80	1.17
T-P	(mg/l)	0.02	0.02	0.02	0.02	<0.02	0.02	0.04	0.05



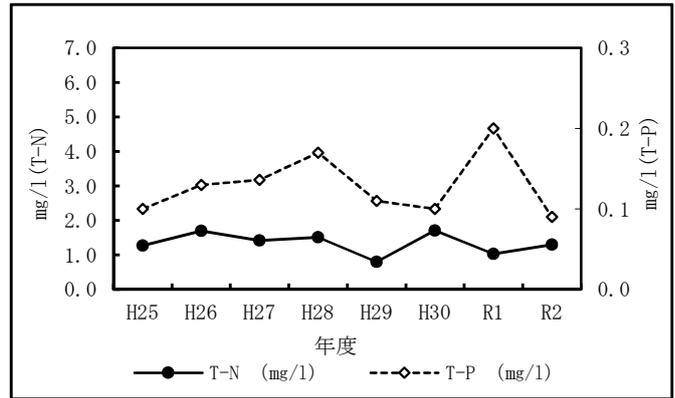
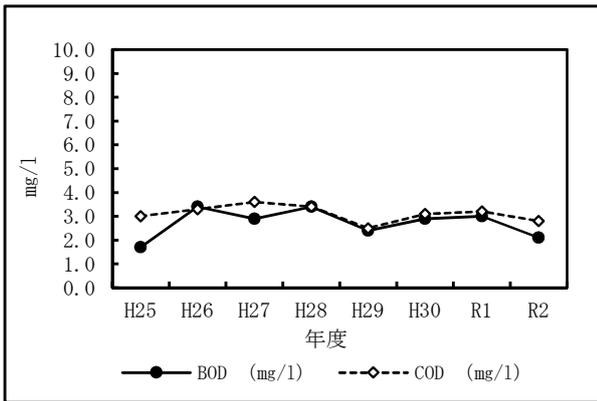
⑩ 犬上川 (下流)

項目		年度							
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
pH		7.7	7.9	7.6	7.6	7.8	7.5	7.4	7.4
BOD	(mg/l)	0.7	2.4	2.1	1.3	1.2	2.1	1.4	1.4
COD	(mg/l)	1.5	1.2	1.7	1.6	0.6	0.9	0.9	1.9
DO	(mg/l)	7.3	8.5	7.8	8.5	9.8	8.2	8.8	7.1
SS	(mg/l)	0.7	1.1	0.8	1.4	1.5	3.8	1.7	4.4
T-N	(mg/l)	0.75	0.86	0.51	0.44	0.53	0.71	0.60	0.80
T-P	(mg/l)	0.02	0.02	0.04	0.03	<0.02	<0.02	0.09	0.02



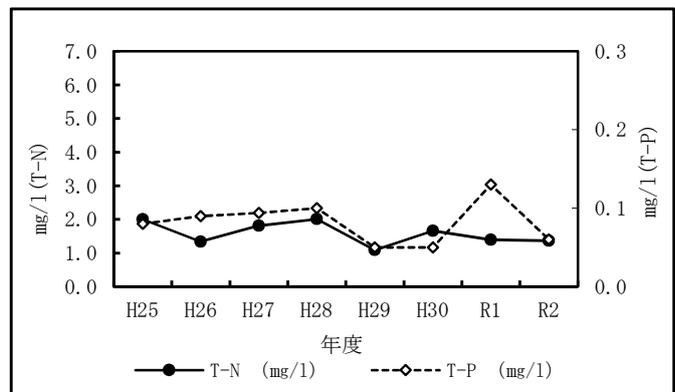
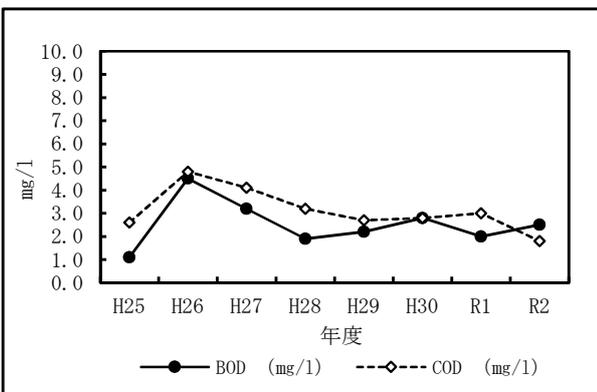
⑪ 江面川

項目		年度							
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
pH		7.6	7.6	7.4	7.4	7.6	7.4	7.3	7.4
BOD	(mg/l)	1.7	3.4	2.9	3.4	2.4	2.9	3.0	2.1
COD	(mg/l)	3.0	3.3	3.6	3.4	2.5	3.1	3.2	2.8
DO	(mg/l)	6.0	7.1	6.7	6.5	7.3	6.6	7.3	6.8
SS	(mg/l)	4.4	6.1	4.3	6.9	7.3	10.0	6.1	6.8
T-N	(mg/l)	1.27	1.70	1.42	1.51	0.80	1.71	1.03	1.3
T-P	(mg/l)	0.1	0.13	0.14	0.17	0.11	0.10	0.20	0.09



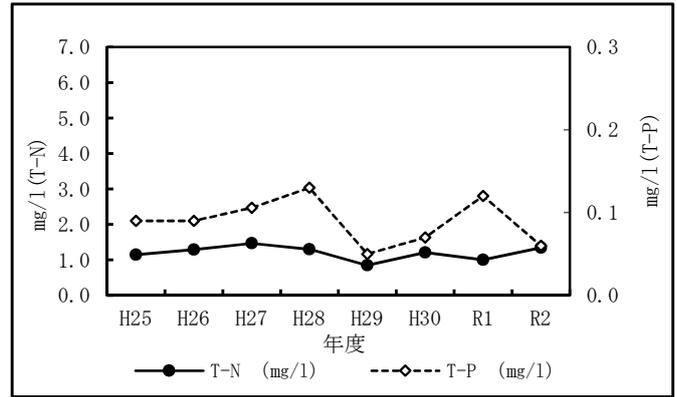
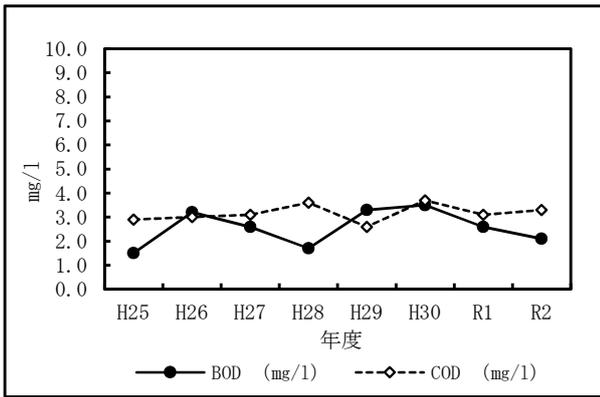
⑫ 安食川

項目		年度							
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
pH		7.7	7.8	7.5	7.4	7.6	7.4	7.4	7.4
BOD	(mg/l)	1.1	4.5	3.2	1.9	2.2	2.8	2.0	2.5
COD	(mg/l)	2.6	4.8	4.1	3.2	2.7	2.8	3.0	1.8
DO	(mg/l)	6.0	9.4	8.3	6.8	7.2	8.1	7.5	7.7
SS	(mg/l)	4.4	9.7	7.2	5.4	6.1	9.1	5.1	6.2
T-N	(mg/l)	2.00	1.34	1.81	2.01	1.09	1.66	1.39	1.37
T-P	(mg/l)	0.08	0.09	0.09	0.10	0.05	0.05	0.13	0.06



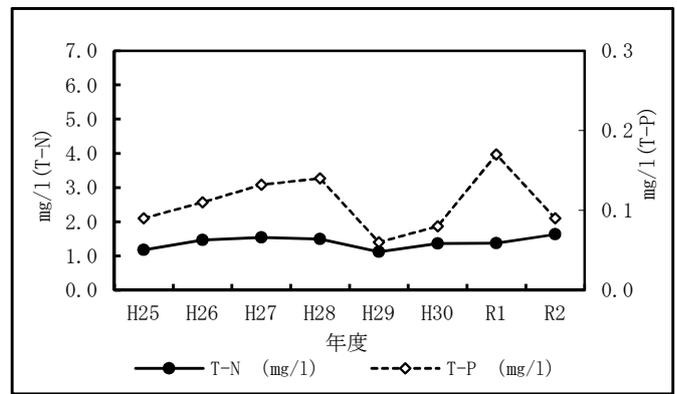
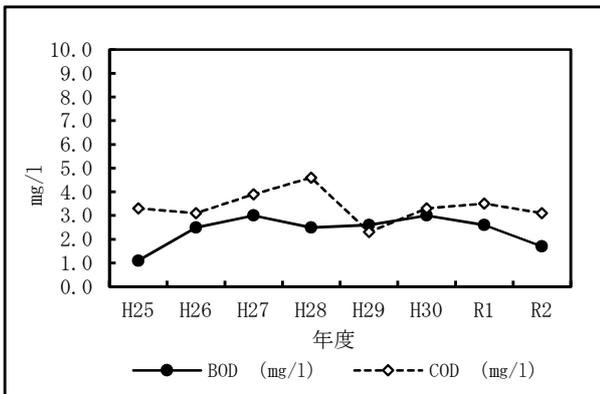
⑬ 宇曾川

項目		年度							
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
pH		7.7	7.7	7.4	7.5	7.6	7.6	7.5	7.7
BOD	(mg/l)	1.5	3.2	2.6	1.7	3.3	3.5	2.6	2.1
COD	(mg/l)	2.9	3.0	3.1	3.6	2.6	3.7	3.1	3.3
DO	(mg/l)	7.7	8.2	7.4	7.7	9.4	8.3	8.9	8.0
SS	(mg/l)	3.9	4.5	3.4	2.5	3.1	6.2	4.9	4.2
T-N	(mg/l)	1.15	1.29	1.47	1.30	0.85	1.21	1.00	1.35
T-P	(mg/l)	0.09	0.09	0.11	0.13	0.05	0.07	0.12	0.06



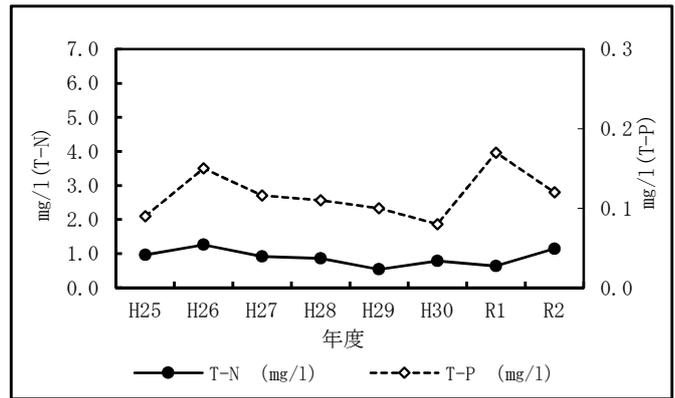
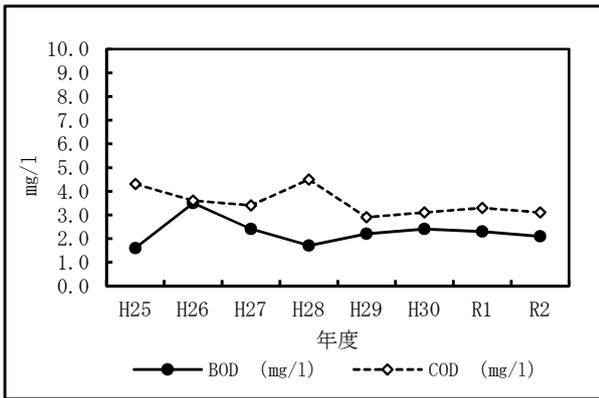
⑭ 文禄川

項目		年度							
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
pH		7.6	7.6	7.3	7.3	7.5	7.3	7.3	7.1
BOD	(mg/l)	1.1	2.5	3.0	2.5	2.6	3.0	2.6	1.7
COD	(mg/l)	3.3	3.1	3.9	4.6	2.3	3.3	3.5	3.1
DO	(mg/l)	6.5	7.9	7.4	7.6	8.7	7.5	9.3	7.6
SS	(mg/l)	6.9	5.2	4.7	3.4	3.8	5.1	3.3	4.8
T-N	(mg/l)	1.2	1.47	1.54	1.49	1.12	1.36	1.37	1.63
T-P	(mg/l)	0.09	0.11	0.13	0.14	0.06	0.08	0.17	0.09



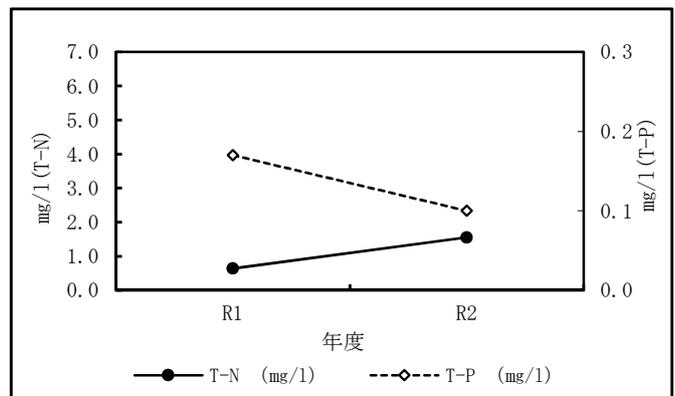
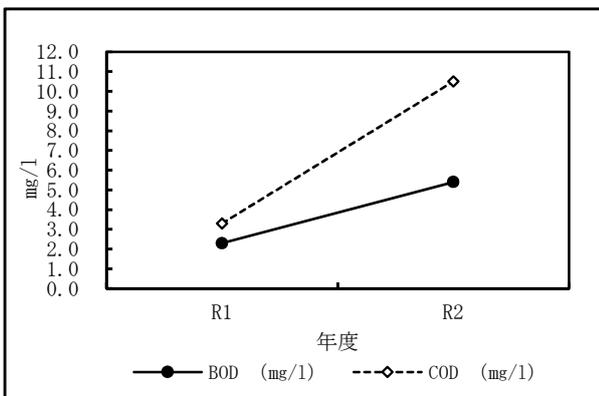
⑮ 不飲川

項目		年度							
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
pH		7.9	7.6	7.3	7.3	7.4	7.3	7.3	7.2
BOD	(mg/l)	1.6	3.5	2.4	1.7	2.2	2.4	2.3	2.1
COD	(mg/l)	4.3	3.6	3.4	4.5	2.9	3.1	3.3	3.1
DO	(mg/l)	5.9	6.4	5.4	6.0	7.1	6.7	6.5	7.0
SS	(mg/l)	5.1	9.2	4.6	4.6	9.0	13.6	6.9	5.3
T-N	(mg/l)	0.96	1.26	0.92	0.86	0.54	0.79	0.64	1.14
T-P	(mg/l)	0.09	0.15	0.12	0.11	0.10	0.08	0.17	0.12



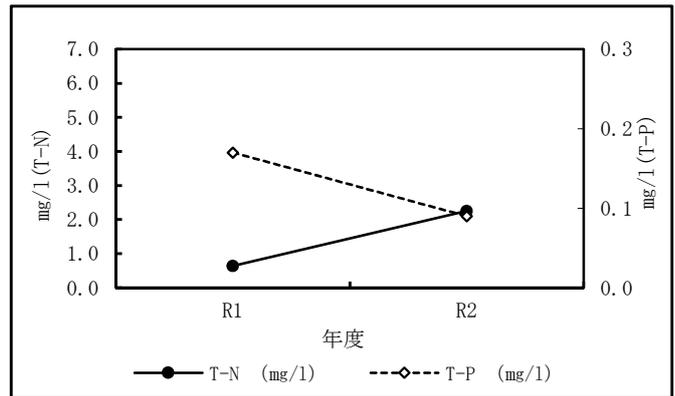
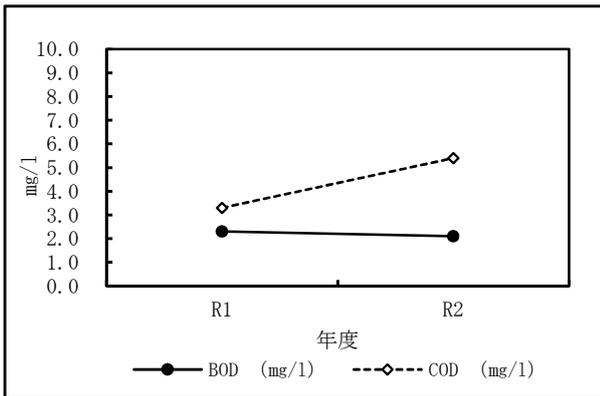
⑯ 曾根沼

項目		年度	
		R1	R2
pH		7.3	7.4
BOD	(mg/l)	2.3	5.4
COD	(mg/l)	3.3	10.5
DO	(mg/l)	6.5	8.3
SS	(mg/l)	6.9	24.3
T-N	(mg/l)	0.64	1.55
T-P	(mg/l)	0.17	0.10



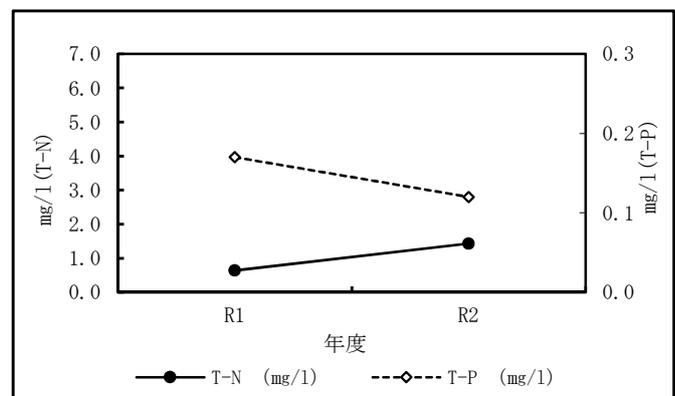
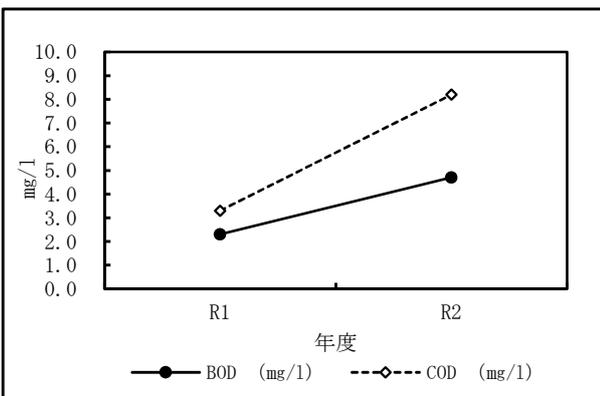
⑰ 中堀

項目		年度	
		R1	R2
pH		7.3	7.0
BOD	(mg/l)	2.3	2.1
COD	(mg/l)	3.3	5.4
DO	(mg/l)	6.5	7.0
SS	(mg/l)	6.9	5.6
T-N	(mg/l)	0.64	2.25
T-P	(mg/l)	0.17	0.09



⑱ 内堀

項目		年度	
		R1	R2
pH		7.3	6.9
BOD	(mg/l)	2.3	4.7
COD	(mg/l)	3.3	8.2
DO	(mg/l)	6.5	8.6
SS	(mg/l)	6.9	16.3
T-N	(mg/l)	0.64	1.43
T-P	(mg/l)	0.17	0.12



注1) DO、BODについては、平成26年度より、測定方法をウィンクラー法（滴定法）から隔膜電極法に変更しています。

物質	健康影響・環境影響など
水素イオン濃度 (pH)	水質が酸性、あるいはアルカリ性になると、水利用の支障があるほか、水中に生息する生物に影響を及ぼします。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	BODの濃度が高い状態が続くと、水生生物相が貧弱になり、魚類などが生息できなくなります。
化学的酸素要求量 (COD)	CODの濃度が高い状態が続くと、水生生物相が貧弱になり、魚類などが生息できなくなります。
溶存酸素 (DO)	常に酸欠状態が続くと、好気性微生物にかわって嫌気性微生物（空気を嫌う微生物）が増殖するようになり、有機物の腐敗（還元）が起こり、メタンやアンモニア、硫化水素が発生し、悪臭の原因になります。また、生物相は非常に貧弱になり、魚類は生息できなくなります。
浮遊物質 (SS)	水の濁りの原因となる浮遊物は、低濃度では影響が少ないですが、高濃度では、魚の呼吸障害、水中植物の光合成妨害等の影響があります。また、沈殿物として、底質への影響があります。
全窒素 (T-N)	窒素やりんは、植物の生育に不可欠なものであるが、大量な窒素やりんが湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられています。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっています。
全りん (T-P)	

河川の水質経年変化(重金属関連)

① 矢倉川

項目		年度	H29	H30	R1	R2
カドミウム	(mg/l)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛	(mg/l)		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素	(mg/l)		0.001	0.001	<0.001	<0.001
クロム	(mg/l)		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄	(mg/l)		0.81	0.85	0.63	0.55
亜鉛	(mg/l)		0.009	0.010	0.008	0.016
マンガン	(mg/l)		0.29	0.25	0.26	0.20
銅	(mg/l)		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

②旧港湾(上流)

項目		年度	H29	H30	R1	R2
カドミウム	(mg/l)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛	(mg/l)		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素	(mg/l)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
クロム	(mg/l)		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄	(mg/l)		0.13	0.13	0.05	0.07
亜鉛	(mg/l)		0.053	0.048	0.046	0.042
マンガン	(mg/l)		0.05	<0.05	<0.05	<0.05
銅	(mg/l)		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

⑦北川

項目		年度	H29	H30	R1	R2
カドミウム	(mg/l)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛	(mg/l)		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素	(mg/l)		0.001	0.001	<0.001	<0.001
クロム	(mg/l)		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄	(mg/l)		0.44	0.49	0.42	0.45
亜鉛	(mg/l)		0.013	0.010	0.009	0.011
マンガン	(mg/l)		0.07	0.03	<0.05	<0.05
銅	(mg/l)		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

⑧野瀬川

項目		年度	H29	H30	R1	R2
カドミウム	(mg/l)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛	(mg/l)		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素	(mg/l)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
クロム	(mg/l)		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄	(mg/l)		0.26	0.28	0.29	0.41
亜鉛	(mg/l)		0.017	0.013	0.008	0.010
マンガン	(mg/l)		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
銅	(mg/l)		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

※「<」は、定量下限値未満であることを示しています。

⑪江面川

項目		年度			
		H29	H30	R1	R2
カドミウム	(mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素	(mg/l)	0.001	0.001	<0.001	<0.001
クロム	(mg/l)	0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄	(mg/l)	0.62	0.91	0.80	0.49
亜鉛	(mg/l)	0.009	0.008	0.014	0.011
マンガン	(mg/l)	0.11	0.14	0.10	<0.05
銅	(mg/l)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

⑫安食川

項目		年度			
		H29	H30	R1	R2
カドミウム	(mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素	(mg/l)	0.001	<0.001	<0.001	<0.001
クロム	(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄	(mg/l)	0.64	0.90	0.59	0.54
亜鉛	(mg/l)	0.009	0.014	0.009	0.008
マンガン	(mg/l)	0.09	0.15	0.09	0.07
銅	(mg/l)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

⑬文禄川

項目		年度			
		H29	H30	R1	R2
カドミウム	(mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素	(mg/l)	0.001	0.001	<0.001	<0.001
クロム	(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄	(mg/l)	0.84	0.97	0.76	0.52
亜鉛	(mg/l)	0.010	0.012	0.014	0.009
マンガン	(mg/l)	0.09	0.12	0.06	<0.05
銅	(mg/l)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

⑭不飲川

項目		年度			
		H29	H30	R1	R2
カドミウム	(mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素	(mg/l)	0.001	<0.001	0.002	0.002
クロム	(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄	(mg/l)	1.53	1.68	1.90	1.25
亜鉛	(mg/l)	0.010	0.010	0.011	0.008
マンガン	(mg/l)	0.20	0.27	0.23	0.15
銅	(mg/l)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

※「<」は、定量下限値未満であることを示しています。

## ⑰中堀

項目		年度	R1	R2
カドミウム	(mg/l)		<0.0003	<0.0003
鉛	(mg/l)		<0.005	<0.005
ひ素	(mg/l)		<0.001	<0.001
クロム	(mg/l)		<0.01	<0.01
鉄	(mg/l)		0.22	0.20
亜鉛	(mg/l)		0.041	0.033
マンガン	(mg/l)		<0.05	<0.05
銅	(mg/l)		<0.05	<0.05

## ⑱内堀

項目		年度	R1	R2
カドミウム	(mg/l)		<0.0003	<0.0003
鉛	(mg/l)		<0.005	<0.005
ひ素	(mg/l)		<0.001	0.002
クロム	(mg/l)		<0.01	<0.01
鉄	(mg/l)		0.20	0.28
亜鉛	(mg/l)		0.027	0.018
マンガン	(mg/l)		<0.05	<0.05
銅	(mg/l)		<0.05	<0.05

※「<」は、定量下限値未満であることを示しています。

② 地下水の状況

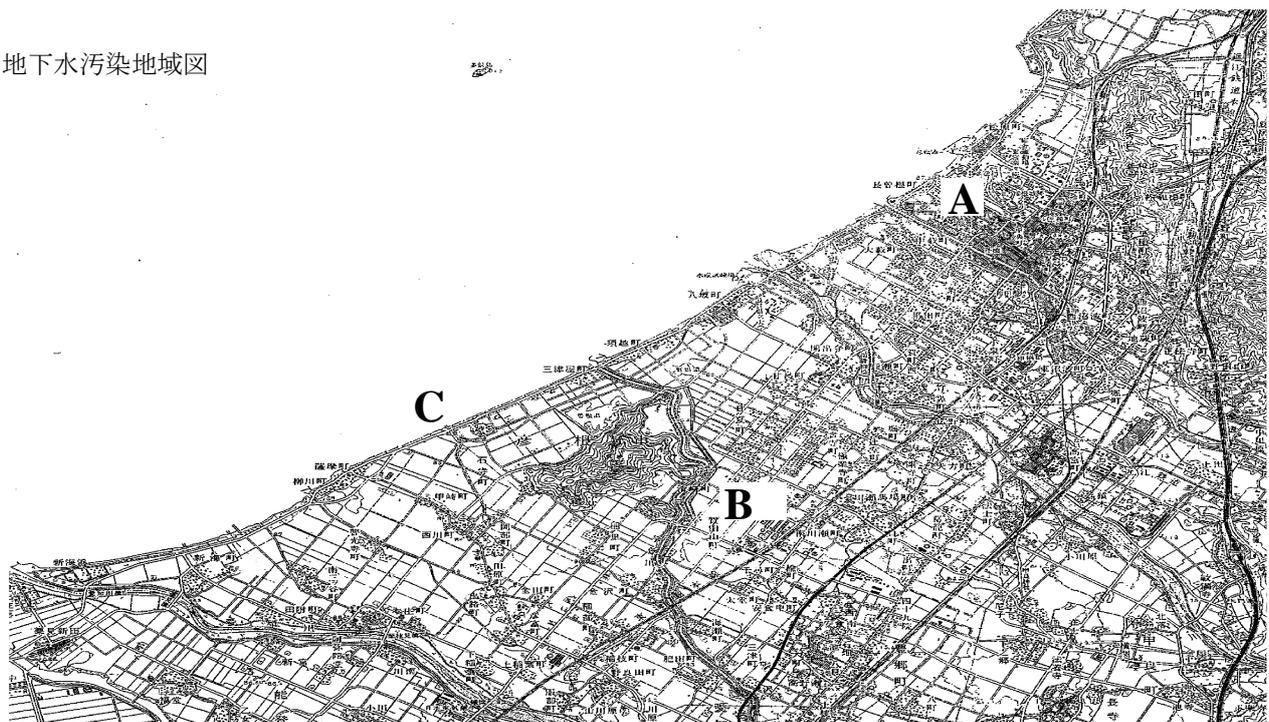
昭和58年に環境庁（現環境省）が全国の地下水実態調査結果を発表し、有機塩素化合物による全国的な地下水汚染の実態が判明しました。本市においても汚染地域が判明しており、県とともに監視を続けています。

区域	令和2年度 調査地点数	汚染物質	検出 地点数	基準超過 不適 地点数	年間最高検出濃度 (mg/l)				地下水 環境基準 (mg/l)
					H29	H30	R1	R2	
A 馬場 城町 長曾根	11	テトラクロロエチレン	3	1	0.023	0.020	0.020	0.021	0.01
		1,2-ジクロロエチレン	3	1	0.085	0.067	0.063	0.062	0.04
		トリクロロエチレン	2	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.01
B 日夏 清崎 南川瀬	6	テトラクロロエチレン	3	2	0.060	0.054	0.039	0.038	0.01
C 湖岸	1	ひ素	1	1	不検出	0.071	0.066	0.017	0.01

(提供：滋賀県)

物質	健康影響・環境影響など
テトラクロロエチレン	生体への蓄積性はありません。発がん性があります。強浸透性のため、主に地下水への影響が問題となります。
シス-1,2-ジクロロエチレン	
トリクロロエチレン	
ひ素	生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こします。肝臓障害、皮膚沈着、皮膚がんなどを発症します。

地下水汚染地域図



③ 琵琶湖の水質

生活環境の保全に関する環境基準

該当水域	項目 類型	利用目的の 適応性	基準 値					達成期間	
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数		
琵琶湖	AA	水道1級・水産1級・ 自然環境保全および A以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/1 以下	1mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN/100 ml以下	南湖 (ハ)	北湖 (イ)

注) 達成期間の(イ)は直ちに達成、(ハ)は5年を超える期間で可及的速やかに達成。

全窒素・全りん的环境基準

該当水域	項目 類型	基準 値		達成期間
		T-N	T-P	
琵琶湖	II	0.2mg/1以下	0.01mg/1以下	(ニ)

注) 達成期間の(ニ)は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

透明度

( m )

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
北湖	6.0	5.6	5.2	5.0	5.5	6.1	5.7	5.6
南湖	2.7	2.6	2.5	2.1	2.2	2.6	2.2	2.4

BOD (生物化学的酸素要求量)

(mg/l)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
北湖	0.5	0.4	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
南湖	0.8	0.9	1.1	1.0	1.2	0.9	1.0	1.0

COD (化学的酸素要求量)

(mg/l)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
北湖	2.4	2.3	2.5	2.4	2.3	2.4	2.4	2.4
南湖	3.0	3.0	3.2	3.0	3.3	3.0	3.2	3.1

SS (浮遊物質)

(mg/l)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
北湖	1.2	0.9	1.4	1.5	1.2	1.1	1.3	1.2
南湖	3.0	2.7	3.6	4.6	4.3	3.3	4.6	3.7

T-N (全窒素)

(mg/l)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
北湖	0.24	0.23	0.22	0.22	0.20	0.20	0.20	0.22
南湖	0.27	0.27	0.29	0.28	0.32	0.26	0.28	0.28

T-P (全りん)

(mg/l)

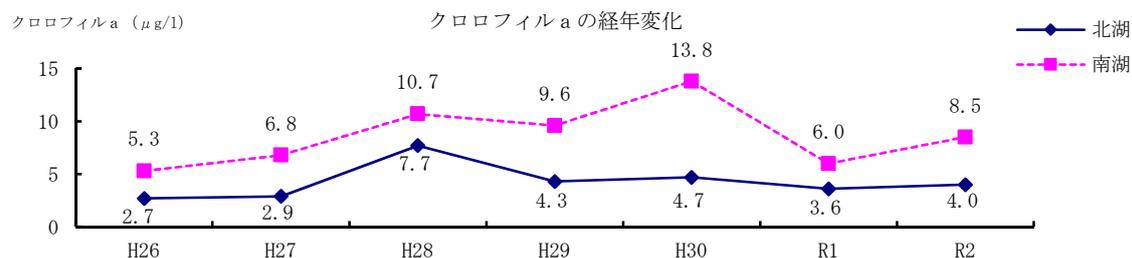
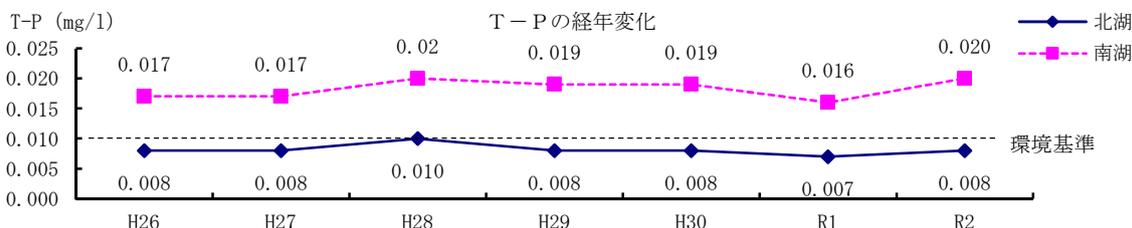
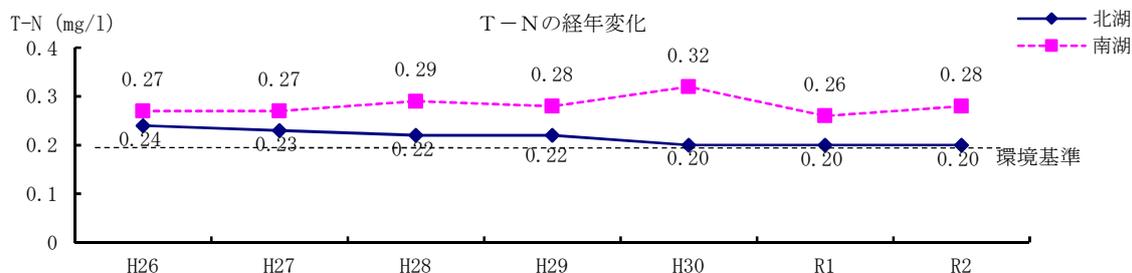
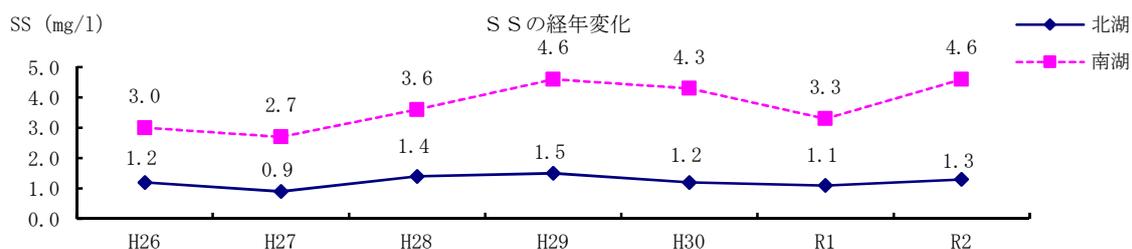
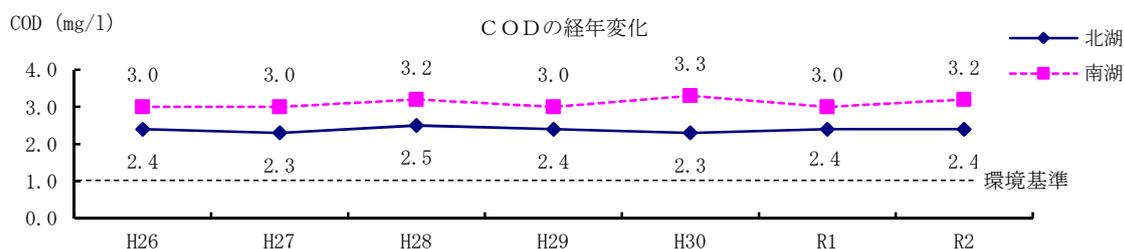
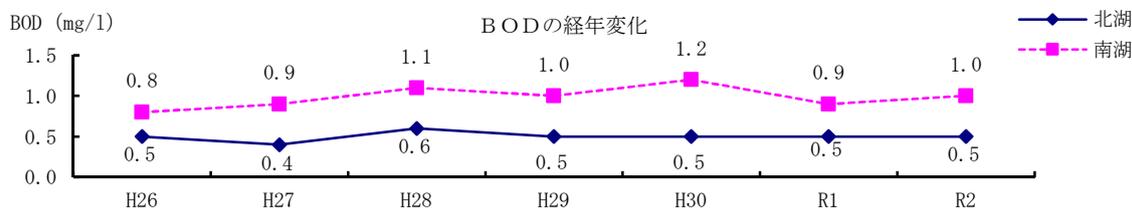
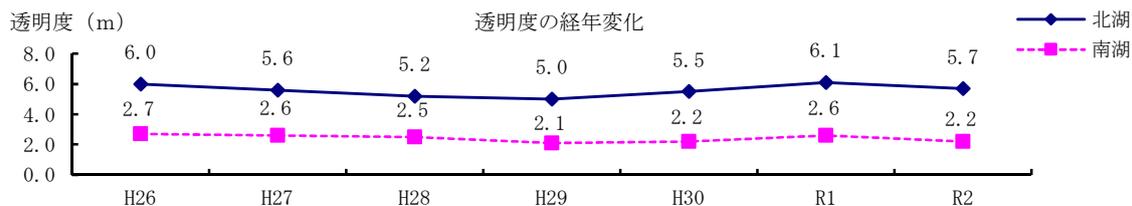
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
北湖	0.008	0.008	0.010	0.008	0.008	0.007	0.008	0.008
南湖	0.017	0.017	0.02	0.019	0.019	0.016	0.020	0.018

クロロフィル a

( $\mu$ g/l)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
北湖	2.7	2.9	7.7	4.3	4.7	3.6	4.0	4.3
南湖	5.3	6.8	10.7	9.6	13.8	6.0	8.5	8.7

(提供：滋賀県)



④ 十王村の水

西今町にある十王村の水は、昭和60年に環境庁（現環境省）が選定した名水百選のひとつです。本市では毎年水質の検査を実施しており、令和2年度も検査51項目すべてにおいて、基準を満たしていました。

令和2年度十王村の水の水質 (mg/l)

検査項目	検査結果	飲用基準
一般細菌	0 個/ml	≦ 100個/ml
大腸菌群	不検出	不検出
カドミウム及びその化合物	< 0.0003	≦ 0.003
水銀及びその化合物	< 0.00005	≦ 0.0005
セレン及びその化合物	< 0.001	≦ 0.01
鉛及びその化合物	< 0.001	≦ 0.01
ヒ素及びその化合物	< 0.001	≦ 0.01
六価クロム化合物	< 0.002	≦ 0.05
亜硝酸態窒素	< 0.004	≦ 0.04
シアン化物イオン及び塩化シアン	< 0.001	≦ 0.01
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.7	≦ 10
フッ素及びその化合物	< 0.08	≦ 0.8
ホウ素及びその化合物	< 0.1	≦ 1.0
四塩化炭素	< 0.0002	≦ 0.002
1,4-ジオキサン	< 0.005	≦ 0.05
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.001	≦ 0.04
ジクロロメタン	< 0.001	≦ 0.02
テトラクロロエチレン	< 0.0005	≦ 0.01
トリクロロエチレン	< 0.001	≦ 0.01
ベンゼン	< 0.001	≦ 0.01
塩素酸	< 0.06	≦ 0.6
クロロ酢酸	< 0.002	≦ 0.02
クロロホルム	< 0.001	≦ 0.06
ジクロロ酢酸	< 0.003	≦ 0.03
ジブロモクロロメタン	< 0.001	≦ 0.1
臭素酸	< 0.001	≦ 0.01
総トリハロメタン	< 0.001	≦ 0.1
トリクロロ酢酸	< 0.003	≦ 0.03
ブロモジクロロメタン	< 0.001	≦ 0.03
ブロモホルム	< 0.001	≦ 0.09
ホルムアルデヒド	< 0.008	≦ 0.08
亜鉛及びその化合物	< 0.01	≦ 1.0
アルミニウム及びその化合物	< 0.02	≦ 0.2
鉄及びその化合物	< 0.01	≦ 0.3
銅及びその化合物	< 0.05	≦ 1.0
ナトリウム及びその化合物	12	≦ 200
マンガン及びその化合物	< 0.005	≦ 0.05
塩化物イオン	7.4	≦ 200
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	68	≦ 300
蒸発残留物	100	≦ 500
陰イオン界面活性剤	< 0.02	≦ 0.2
ジェオスミン	< 0.000001	≦ 0.00001
2-メチルイソボルネオール	< 0.000001	≦ 0.00001
非イオン界面活性剤	< 0.005	≦ 0.02
フェノール類	< 0.0005	≦ 0.005 <sup>※</sup>
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	< 0.3	≦ 3
pH値	7.2	5.8～8.6
臭気	異常なし	異常なし
色度	< 0.5度	≦ 5度
濁度	< 0.1度	≦ 2度
腸管出血性大腸菌O157	不検出	-----

※フェノールの量に換算して≦0.005mg/l

## (2) 土壌

令和2年度は、下記の5地点において調査を行いました。いずれの地点も環境基準を満たす結果となりました。

令和2年度 土壌調査（溶出試験。但し、銅については含有量試験。）

	カドミウム	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	銅
	(mg/l)					(mg/kg・dry)
1. 中山町	< 0.001	< 0.001	< 0.01	0.003	< 0.0005	—
2. 日夏町	< 0.001	< 0.001	< 0.01	0.002	< 0.0005	—
3. 三津屋町	< 0.001	< 0.001	< 0.01	< 0.001	< 0.0005	—
4. 下稲葉町	—	< 0.001	< 0.01	—	—	80
5. 高宮町	—	—	< 0.01	—	—	—
環境基準	≦0.01	≦0.01	≦0.05 (Cr <sup>6+</sup> )	≦0.01	≦0.0005	<125

土壌調査地点



### (3) 大気

大気汚染は地域を越える広域的な問題であり、事業活動において燃焼時に発生するいおう酸化物・すすなどの「ばい煙」や、物の破砕等による「粉じん」のほか、自動車の排ガスに含まれる窒素酸化物などにより引き起こされます。それらの汚染原因物質に対して、下の表のとおり法律で環境基準が定められており、本市では、県とともに監視を行っています。

大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 <sup>1)</sup>	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質 <sup>2)</sup>	1年間の平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下かつ1日平均値35μg/m <sup>3</sup> であること。
光化学オキシダント <sup>3)</sup>	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの範囲内、またはそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

- 1) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 2) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μm以下のものをいう。
- 3) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

① 大気質の現況

平成24年3月に県の大気自動測定局彦根局が東中学校（芹川町）から盲学校（西今町）に変更されました。いずれの項目にも大きな変化はなく、環境基準を満たしています。

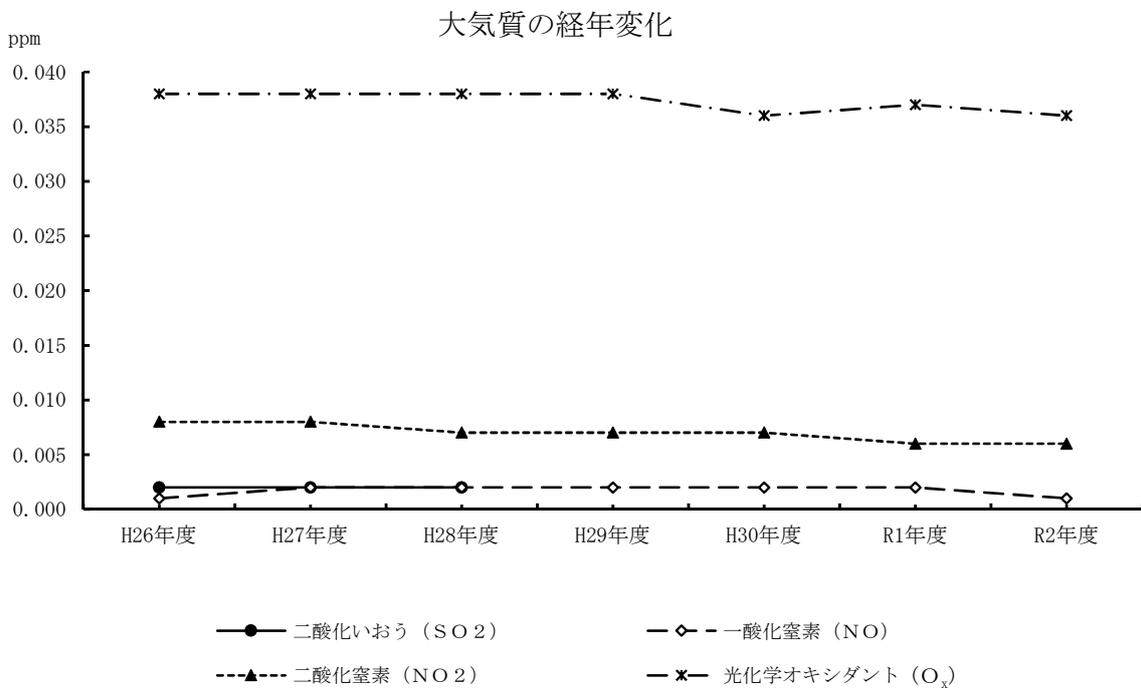
大気質

	平均値						
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
二酸化いおう (SO <sub>2</sub> )	0.002	0.002	0.002	—	—	—	—
一酸化窒素 (NO)	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	0.008	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	0.038	0.038	0.038	0.038	0.036	0.037	0.036

注1) 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>) は、昼間の1時間値の年平均値。

注2) 二酸化いおう (SO<sub>2</sub>) は、平成28年度をもって彦根局における測定を終了。

(提供：滋賀県琵琶湖環境科学研究センター)



## ② 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）

PM<sub>2.5</sub>は、大気中に浮遊している2.5μm（1μmは1mmの1000分の1）以下の小さな粒子のことで、浮遊粒子状物質（SPM：10μm以下の粒子）よりも小さな粒子です。PM<sub>2.5</sub>は非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。大気中のPM<sub>2.5</sub>の濃度が高い場合は、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らし、やむを得ず外出する際はマスクを着用するといった注意が必要です。

[令和2年度彦根局（西今町800）実績]

1年平均値 10.0μg/m<sup>3</sup>  
 1日平均値が35μg/m<sup>3</sup>を超えた日数 4日

(滋賀県琵琶湖環境科学研究センターHPより)

[滋賀県注意情報発表基準]

県内のPM<sub>2.5</sub>濃度が一定値以上になった場合に、PM<sub>2.5</sub>に係る注意喚起の情報が滋賀県から配信されます。

- ・ 9つの一般局（※）の午前4時から7時までの3時間の平均値を求め、これら9つの値の高い方から2番目の値が、85μg/m<sup>3</sup>を超えた場合。
- ・ 9つの一般局の午前4時から12時までの8時間の平均値を求め、これら9つの値の高い方から1番目の値が、80μg/m<sup>3</sup>を超えた場合。
- ・ 9つの一般局の直前3時間の平均値を求め、これら9つの値の高い方から2番目の値が、85μg/m<sup>3</sup>を超えた場合。

令和2年度、県内での注意喚起の情報は発表されませんでした。

※ 9つの一般局：滋賀県では堅田局、守山局、草津局、甲賀局、八幡局、東近江局、彦根局、長浜局、高島局の9局で1時間毎の自動測定を行っています。

☆ 上記滋賀県の基準に限らず、彦根局の測定値が高い値を示した場合は、市独自で注意情報を発表することがあります。

## ③ 光化学スモッグ

光化学スモッグは、夏季、陽射しが強く風の弱い日に発生しやすく、その影響は、人体に「目がチカチカする」、「のどが痛くなる」などといった症状を与えるほか、植物にも影響を与える可能性があります。令和2年度、県内で光化学スモッグ注意報は発令されませんでした。

注意報等の発令基準

区 分	発 令 基 準
光化学スモッグ注意報	基準測定点における光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ警報	基準測定点における光化学オキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ 重大緊急警報	基準測定点における光化学オキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められる時

#### (4) 騒音・振動

音には、私たちの生活・活動にともなって発生するものもあり、工場で生産・加工を行う際に発生する機械音や、工事現場の解体・補修作業にともなって発生する音、自動車・新幹線などの交通機関の走行音、飲食店やカラオケ店から漏れてくる音、隣の家から聞こえる楽器音やペットの鳴き声等様々です。

音の感受性、つまり音を騒がしいと感じるか感じないかには個人差があり、騒がしいと感じた場合には、音は「騒音」として苦情につながることもあります。また、音を発生する側と受ける側との関係によっても、同じ大きさの音が騒音として認識されるか否かが左右されることもあります。このような理由から、騒音は一概に定義することのできない難しい問題のひとつです。更に近年では、低周波音が新たな問題となっていますが、人の耳には聞き取りにくい低い周波数の空気振動であることや、一般の音に比べ塀等による減衰および空気や地表面による吸収等も小さく、一般の騒音に比べ影響範囲が大きくなることもあり発生源の特定が難しいほか、人体への影響等もはっきりしていないのが現状です。

著しい騒音・振動を発生する施設を有する工場・事業場や特定建設作業については、騒音規制法・振動規制法によって「規制基準」が定められているほか、騒音については交通機関や地域においても、維持されることが望ましい「環境基準」が法で定められています。本市ではそれらの基準に基づいて、騒音・振動からの生活環境の保全にあたっています。

## 自動車騒音

本市では、市内の主要幹線道路を騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、評価対象路線の環境基準達成状況を把握しています。

令和2年度は下記の自動車騒音の測定を実施しました。

### ① 測定対象道路

評価対象路線名	道路の種類	車線数	測定延長(km)	測定単位区間番号	調査対象区間
主要地方道 神郷彦根線	県道	2	2.1	61150	三津町交差点～楡町交差点
	県道	2	0.5	61180	宇尾町交差点～京町2丁目交差点

### ② 測定結果（道路近傍騒音）

路線名 (測定単位区間番号)	基準時間帯 騒音レベル (dB)		環境基準値 (dB)		環境基準適合状況 ○：適合 ×：不適合	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
主要地方道 神郷彦根線 (61150)	64	54	70	65	○	○
主要地方道 神郷彦根線 (61180)	63	56	70	65	○	○

### ③ 面的評価結果

彦根市内の本年度および過年度の評価対象区間における、道路に面する地域に立地している住居等を対象に自動車騒音の面的評価を行いました。

集計の結果、昼夜間とも環境基準値以下であったのは全体の94.6%でした。

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (5,157戸)	4,877	94.6	208	4.0	0	0.0	72	1.4
近接空間 (1,789戸)	1,601	89.5	153	8.6	0	0.0	35	2.0
非近接空間 (3,368戸)	3,276	97.3	55	1.6	0	0.0	37	1.1

※面的評価とは、「騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）」に示される、環境基準の達成状況の道路に面する地域としての評価をいいます。

※昼間とは午前6時から午後10時までの間をいい、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの間をいいます。

※割合は小数点第2位以下を四捨五入しています。

## 環境騒音

本市では、市の全域をメッシュで区分し、毎年度環境騒音の調査を行っています。令和2年度は下記の16地点で調査を実施し、任意の一日について、昼間、夜間の2時間帯ごとに集計を行いました。

令和2年度環境騒音調査結果

(dB)

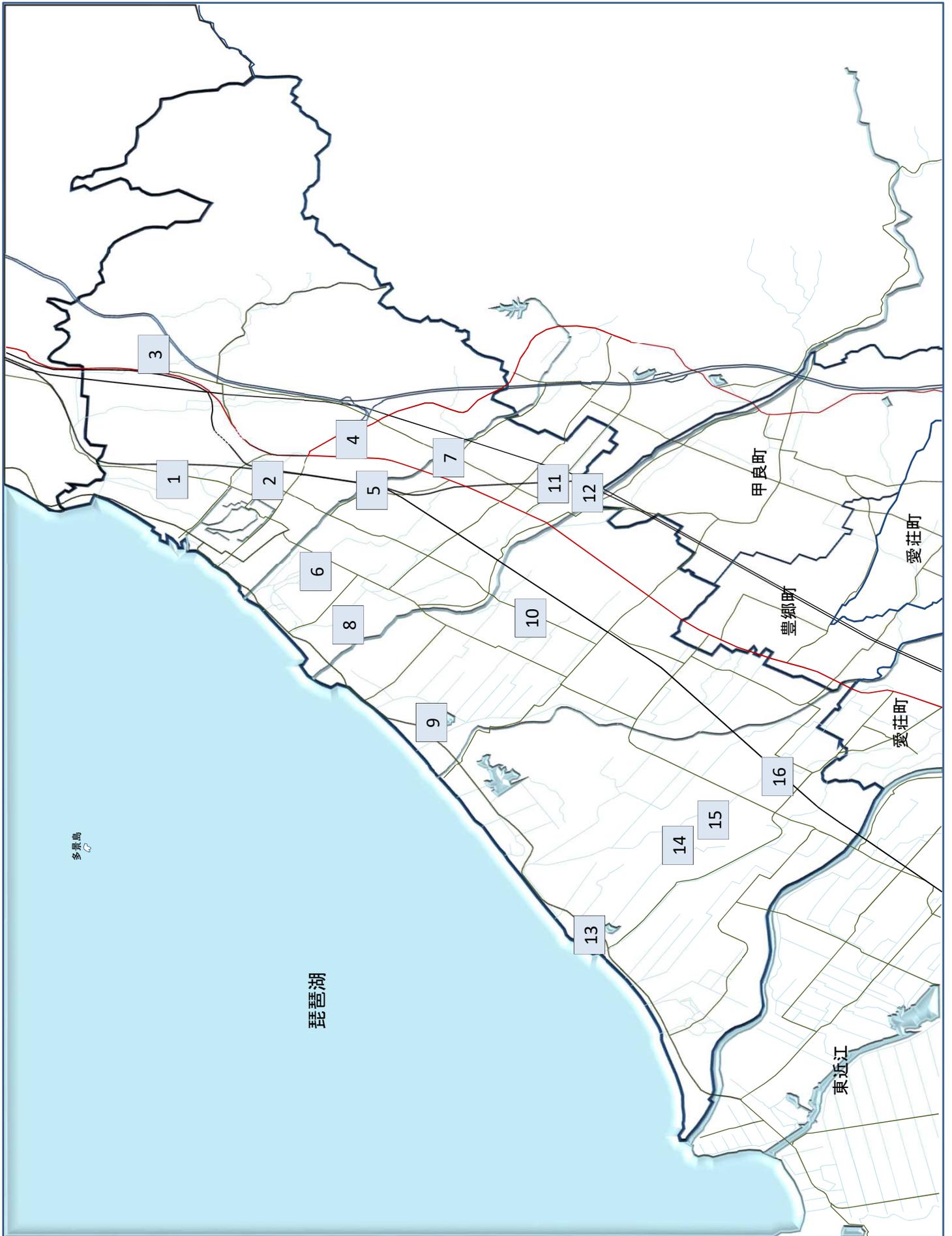
地点番号	測定地点	用途地域	地域 類型	測定値	
				昼	夜
1	レインボータウン松原公園前	第1種中高層住居専用地域	A	44	38
2	東地区公民館	商業地域	C	55	45
3	鳥居本公園前	市街化調整区域	B	46	41
4	湖上平公園A	第1種中高層住居専用地域	A	45	44
5	公営住宅芹川団地前	第1種住居地域	B	42	39
6	彦根ニュータウン第一公園(大藪町)	第1種低層住居専用地域	A	41	31
7	旭森小裏ニュータウン	第1種住居地域	B	48	38
8	「くすのきセンター前」停留所南側	第1種中高層住居専用地域	A	54	50
9	須越町公民館	市街化調整区域	B	48	47
10	日夏ニュータウン第3公園	第1種中高層住居専用地域	A	49	45
11	前浦町會館前(高宮町)	第1種住居地域	B	49	42
12	本町會館前(高宮町)	第1種住居地域	B	49	38
13	柳川公民館前	市街化調整区域	B	43	40
14	日吉天満宮(田原町)	市街化調整区域	B	41	32
15	出路町ジョイソン裏	市街化調整区域	B	55	51
16	彦富町笹田地区前	第1種中高層住居専用地域	A	41	34

\*      は環境基準値超過

## 騒音に係る環境基準

(dB)

地域 類型	区分	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~6:00)
A	一般地域	55	45
	2車線以上の道路に面する地域	60	55
B	一般地域	55	45
	2車線以上の道路に面する地域	65	60
C	一般地域	60	50
	車線を有する道路に面する地域	65	60



騒音にかかる規制基準

I) 特定工場において発生する騒音の規制基準

(dB)

	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時～午前8時	午前8時～午後6時	午後6時～午後10時	午後10時～翌日の午前6時
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	65	55
第4種区域	65	70	70	60

- 1) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域  
 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域  
 第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域  
 第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
- 2) 第2種区域、第3種区域、第4種区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条第1項に規定する病院および第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、ならびに老人福祉法第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値からそれぞれ5dBを減じた値とする。

騒音規制区域区分と騒音環境基準の地域類型あてはめとの関係

地域	区域区分	騒音環境基準の地域類型
住居系地域	第1種区域	A
	第2種区域	B
商業系・工業系地域	第3種区域 第4種区域	C

- i) A類型：第1種低層住居専用地域、第2種低層住宅専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域  
 B類型：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域  
 C類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

II) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別	区域	特定建設作業	くい打機等を用いる作業	びょう打機等を用いる作業	さく岩機を用いる作業	空気圧縮機を用いる作業	コンクリートポンプ等を用いる作業	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを用いる作業
		基準値	①②	85dB				
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと						
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと						
1日当たりの作業時間※	①	10時間/日を超えないこと						
	②	14時間/日を超えないこと						
作業期間	①②	連続6日を超えないこと						
作業日	①②	日曜日その他の休日ではないこと						

ア) 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値

イ) 基準値を越えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮することを勧告または命令できる。

ウ) 上表の地域の区分①、②は以下のとおりである。

①	1号区域	特定工場等の騒音に係る第1種、第2種、第3種区域の全域および第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別老人ホームの敷地周辺80mの区域
②	2号区域	特定工場の騒音に係る指定区域のうち上記を除く区域

振動にかかる規制基準

I) 特定工場において発生する振動の規制基準 (dB)

区域	時間	昼間	夜間
		午前8時～午後7時	午後7時～ 翌日の午前8時
第1種区域		60	55
第2種区域	I	65	60
	II	70	65

- 1) 第1種区域 : 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域  
 第2種区域 I : 住民の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある地域  
 第2種区域 II : 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する区域
- 2) 第2種区域にあつて、学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値から5dB減じた値とする。

II) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

規制種別	区域	特定建設作業	くい打機等を用いる作業	鋼球を用いて破壊する作業	舗装版破碎機を用いる作業	ブレーカー
		基準値	①②	75dB		
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと				
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと				
1日当たりの作業時間※	①	10時間/日を超えないこと				
	②	14時間/日を超えないこと				
作業期間	①②	連続6日を超えないこと				
作業日	①②	日曜日その他の休日ではないこと				

ア) 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値。

イ) 基準値を越えている場合、振動の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮することを勧告または命令できる。

ウ) 上表の区域の区分は以下のとおりである。

①	1号区域	特定工場の振動に係る第1種、第2種I区域の全域および第2種II区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別老人ホームの敷地周辺80mの区域
②	2号区域	特定工場の振動に係る指定区域のうち上記を除く区域

## (5) 廃棄物

一般廃棄物を大きく分類すると、ごみとし尿（浄化槽汚泥を含む）に分けられます。本市では主に清掃センターでこれらの廃棄物の処理を行っています。埋立ごみについては、彦根愛知犬上広域行政組合が管理する一般廃棄物の最終処分場である中山投棄場が平成28年3月31日で埋立を終了しており、令和3年3月末までは埋立ごみの積替保管の中継基地として活用し、民間事業者の管理する最終処分場へ処理を委託しています。

また、ごみは、「資源物」、「燃やすごみ」、「粗大ごみ」、「埋立ごみ」に大別されています。廃棄物であっても、それが資源として活用できるものについては積極的に活用する必要があります。本市ではごみの減量と資源化を進めており、古紙や衣類、容器包装プラスチックなどを資源として処理しています。

彦根市一般廃棄物処理基本計画に基づき、次の事業を実施し、ごみの減量と資源化に取り組んでいます。

- 市民一人ひとりのごみの減量への行動が促されるよう、広報紙やホームページ、出前講座で啓発や情報提供を行っています。
- 食品ロス削減のため、食品ロス削減月間(10月)および年末年始に「30・10(さんまる・いちまる)運動」(12月～1月)のラジオ放送を行いました。
- 滋賀県における食品ロスの削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店を「三方よしフードエコ推奨店」として登録し、その取組を広く紹介する「三方よしフードエコ推奨店」制度について、その周知と推奨店の取組を紹介しました。
- 雑がみの分別に係る普及啓発活動のため、雑がみ分別保管袋の配布を行いました。
- 清掃センターへの搬入時に身分証明書の確認などによりごみの排出元の確認を行っています。
- 小型家電の分別回収、一部の焼却灰、使用済蛍光灯等の資源化を行っています。

上記の取組などを実施していますが、令和2年度における彦根市のごみ等排出量は、前年度に比べ約1.2トン減少し、市民1人1日当たりのごみ等排出量は約857グラムとなりました。

排出量の減少は、コロナ禍における休業やリモートワークの導入に起因する事業系可燃ごみ排出量の減少によるものと思われます。一方、コロナ禍による外出自粛により、昨年度同様、家庭での片付けごみと思われる粗大ごみや不燃ごみ、飲食店でのテイクアウト等に起因するであろう容器包装プラスチックの排出量が増加しました。また、古紙・衣類の行政回収は増加したものの、コロナ禍における集団回収実施の見送りなどにより集団回収量が大きく減少したため、結果的に古紙・衣類の資源化量が減少しました。

コロナ禍によるごみの排出量の増減があるものの、引き続き、ごみ等排出量の8割近くを占める燃やすごみの削減に重点を置き、「食品ロス」や「雑がみ」など燃やすごみを削減できる余地があるものを中心とした取組が必要となっています。

ごみの総排出量	
R1年度	36,352 t
R2年度	35,166 t
増減量	▲ 1,186 t
割合	▲ 3.3 %

1人1日当たりのごみ等排出量	
R1年度	880 g
R2年度	857 g

総資源化量	
R1年度	4,940 t
R2年度	4,522 t
増減量	▲ 418 t
R1資源化率	13.6 %
R2資源化率	12.9 %

ごみ等排出量の内訳

<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">粗大ごみ・小型家電</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>2,142 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>2,193 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>51 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>2.4 %</td> </tr> </tbody> </table>	粗大ごみ・小型家電		R1年度	2,142 t	R2年度	2,193 t	増減量	51 t	割合	2.4 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器包装プラスチック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>947 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>975 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>27 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>2.9 %</td> </tr> </tbody> </table>	容器包装プラスチック		R1年度	947 t	R2年度	975 t	増減量	27 t	割合	2.9 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">缶・金属類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>261 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>295 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>34 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>12.8 %</td> </tr> </tbody> </table>	缶・金属類		R1年度	261 t	R2年度	295 t	増減量	34 t	割合	12.8 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">廃食用油</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>12 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>12 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>0.5 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>3.9 %</td> </tr> </tbody> </table>	廃食用油		R1年度	12 t	R2年度	12 t	増減量	0.5 t	割合	3.9 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">古紙・衣類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>2,281 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>1,782 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 499 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 21.9 %</td> </tr> </tbody> </table>	古紙・衣類		R1年度	2,281 t	R2年度	1,782 t	増減量	▲ 499 t	割合	▲ 21.9 %											
粗大ごみ・小型家電																																																																	
R1年度	2,142 t																																																																
R2年度	2,193 t																																																																
増減量	51 t																																																																
割合	2.4 %																																																																
容器包装プラスチック																																																																	
R1年度	947 t																																																																
R2年度	975 t																																																																
増減量	27 t																																																																
割合	2.9 %																																																																
缶・金属類																																																																	
R1年度	261 t																																																																
R2年度	295 t																																																																
増減量	34 t																																																																
割合	12.8 %																																																																
廃食用油																																																																	
R1年度	12 t																																																																
R2年度	12 t																																																																
増減量	0.5 t																																																																
割合	3.9 %																																																																
古紙・衣類																																																																	
R1年度	2,281 t																																																																
R2年度	1,782 t																																																																
増減量	▲ 499 t																																																																
割合	▲ 21.9 %																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">燃やすごみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>28,320 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>27,281 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 1,039 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 3.7 %</td> </tr> </tbody> </table>	燃やすごみ		R1年度	28,320 t	R2年度	27,281 t	増減量	▲ 1,039 t	割合	▲ 3.7 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">埋立ごみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>1,316 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>1,554 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>238 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>18.1 %</td> </tr> </tbody> </table>	埋立ごみ		R1年度	1,316 t	R2年度	1,554 t	増減量	238 t	割合	18.1 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ペットボトル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>225 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>237 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>12 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>5.4 %</td> </tr> </tbody> </table>	ペットボトル		R1年度	225 t	R2年度	237 t	増減量	12 t	割合	5.4 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">びん類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>818 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>809 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 9 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 1.1 %</td> </tr> </tbody> </table>	びん類		R1年度	818 t	R2年度	809 t	増減量	▲ 9 t	割合	▲ 1.1 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用済乾電池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>26 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>26 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 0.0 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 0.1 %</td> </tr> </tbody> </table>	使用済乾電池		R1年度	26 t	R2年度	26 t	増減量	▲ 0.0 t	割合	▲ 0.1 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用済蛍光灯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>4 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>3 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 1.2 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 31.9 %</td> </tr> </tbody> </table>	使用済蛍光灯		R1年度	4 t	R2年度	3 t	増減量	▲ 1.2 t	割合	▲ 31.9 %
燃やすごみ																																																																	
R1年度	28,320 t																																																																
R2年度	27,281 t																																																																
増減量	▲ 1,039 t																																																																
割合	▲ 3.7 %																																																																
埋立ごみ																																																																	
R1年度	1,316 t																																																																
R2年度	1,554 t																																																																
増減量	238 t																																																																
割合	18.1 %																																																																
ペットボトル																																																																	
R1年度	225 t																																																																
R2年度	237 t																																																																
増減量	12 t																																																																
割合	5.4 %																																																																
びん類																																																																	
R1年度	818 t																																																																
R2年度	809 t																																																																
増減量	▲ 9 t																																																																
割合	▲ 1.1 %																																																																
使用済乾電池																																																																	
R1年度	26 t																																																																
R2年度	26 t																																																																
増減量	▲ 0.0 t																																																																
割合	▲ 0.1 %																																																																
使用済蛍光灯																																																																	
R1年度	4 t																																																																
R2年度	3 t																																																																
増減量	▲ 1.2 t																																																																
割合	▲ 31.9 %																																																																

中間処理(破碎・分別) ※1

<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">粗大ごみ・小型家電</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源</td> <td>269 t</td> </tr> <tr> <td>小型家電</td> <td>261 t</td> </tr> <tr> <td>剪定枝</td> <td>0 t</td> </tr> <tr> <td>可燃物</td> <td>1,673 t</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>0 t</td> </tr> </tbody> </table>	粗大ごみ・小型家電		資源	269 t	小型家電	261 t	剪定枝	0 t	可燃物	1,673 t	不燃物	0 t	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ペットボトル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源</td> <td>254 t</td> </tr> </tbody> </table>	ペットボトル		資源	254 t	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">缶・金属類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源</td> <td>282 t</td> </tr> </tbody> </table>	缶・金属類		資源	282 t	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">びん類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源</td> <td>670 t</td> </tr> </tbody> </table>	びん類		資源	670 t
粗大ごみ・小型家電																											
資源	269 t																										
小型家電	261 t																										
剪定枝	0 t																										
可燃物	1,673 t																										
不燃物	0 t																										
ペットボトル																											
資源	254 t																										
缶・金属類																											
資源	282 t																										
びん類																											
資源	670 t																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器包装プラスチック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源</td> <td>711 t</td> </tr> <tr> <td>可燃物</td> <td>235 t</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>4 t</td> </tr> </tbody> </table>		容器包装プラスチック		資源	711 t	可燃物	235 t	不燃物	4 t	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">不燃物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源</td> <td>75 t</td> </tr> </tbody> </table>		不燃物		資源	75 t												
容器包装プラスチック																											
資源	711 t																										
可燃物	235 t																										
不燃物	4 t																										
不燃物																											
資源	75 t																										

<p>中間処理(焼却) (清掃センター)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">燃やすごみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>30,235 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>29,189 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 1,046 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 3.5 %</td> </tr> </tbody> </table>	燃やすごみ		R1年度	30,235 t	R2年度	29,189 t	増減量	▲ 1,046 t	割合	▲ 3.5 %	<p>中間処理 (選別・焼却) (民間事業者)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">埋立ごみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃物</td> <td>980 t</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>555 t</td> </tr> <tr> <td>資源</td> <td>82 t</td> </tr> </tbody> </table>	埋立ごみ		可燃物	980 t	不燃物	555 t	資源	82 t	<p>資源化量(民間への処理委託または売却)</p> <table border="1"> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">粗大ごみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>235 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>269 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>35 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>14.7 %</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">小型家電</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>224 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>261 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>36 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>16.3 %</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器包装プラスチック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>707 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>711 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>4 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>0.5 %</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ペットボトル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>245 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>254 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>9 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>3.8 %</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">缶・金属類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>252 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>282 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>30 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>11.9 %</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">びん類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>726 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>670 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 56 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 7.8 %</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">古紙・衣類 ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>2,281 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>1,782 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 499 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 21.9 %</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">廃食用油</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>12 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>12 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>0.5 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>3.9 %</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td> <p>最終処分 (大阪湾フェニックス)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">焼却灰等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>3,830 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>3,716 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 114 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 3.0 %</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <p>最終処分 (民間事業者)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">埋立ごみ・焼却灰等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>521 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>622 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>101 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>19.4 %</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用済乾電池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>26 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>26 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 0.0 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 0.1 %</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用済蛍光灯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>4 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>3 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 1 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 31.9 %</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">草木・剪定枝</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>0 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>0 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>0 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>0 %</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">焼却灰</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>157 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>168 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>12 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>7.0 %</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">埋立ごみ資源化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>68 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>82 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>13 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>19.4 %</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">その他資源化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>2 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>3 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>0.4 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>18.6 %</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>								<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">粗大ごみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>235 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>269 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>35 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>14.7 %</td> </tr> </tbody> </table>	粗大ごみ		R1年度	235 t	R2年度	269 t	増減量	35 t	割合	14.7 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">小型家電</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>224 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>261 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>36 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>16.3 %</td> </tr> </tbody> </table>	小型家電		R1年度	224 t	R2年度	261 t	増減量	36 t	割合	16.3 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器包装プラスチック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>707 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>711 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>4 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>0.5 %</td> </tr> </tbody> </table>	容器包装プラスチック		R1年度	707 t	R2年度	711 t	増減量	4 t	割合	0.5 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ペットボトル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>245 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>254 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>9 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>3.8 %</td> </tr> </tbody> </table>	ペットボトル		R1年度	245 t	R2年度	254 t	増減量	9 t	割合	3.8 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">缶・金属類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>252 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>282 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>30 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>11.9 %</td> </tr> </tbody> </table>	缶・金属類		R1年度	252 t	R2年度	282 t	増減量	30 t	割合	11.9 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">びん類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>726 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>670 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 56 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 7.8 %</td> </tr> </tbody> </table>	びん類		R1年度	726 t	R2年度	670 t	増減量	▲ 56 t	割合	▲ 7.8 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">古紙・衣類 ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>2,281 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>1,782 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 499 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 21.9 %</td> </tr> </tbody> </table>	古紙・衣類 ※2		R1年度	2,281 t	R2年度	1,782 t	増減量	▲ 499 t	割合	▲ 21.9 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">廃食用油</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>12 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>12 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>0.5 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>3.9 %</td> </tr> </tbody> </table>	廃食用油		R1年度	12 t	R2年度	12 t	増減量	0.5 t	割合	3.9 %	<p>最終処分 (大阪湾フェニックス)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">焼却灰等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>3,830 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>3,716 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 114 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 3.0 %</td> </tr> </tbody> </table>	焼却灰等		R1年度	3,830 t	R2年度	3,716 t	増減量	▲ 114 t	割合	▲ 3.0 %	<p>最終処分 (民間事業者)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">埋立ごみ・焼却灰等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>521 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>622 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>101 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>19.4 %</td> </tr> </tbody> </table>	埋立ごみ・焼却灰等		R1年度	521 t	R2年度	622 t	増減量	101 t	割合	19.4 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用済乾電池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>26 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>26 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 0.0 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 0.1 %</td> </tr> </tbody> </table>	使用済乾電池		R1年度	26 t	R2年度	26 t	増減量	▲ 0.0 t	割合	▲ 0.1 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用済蛍光灯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>4 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>3 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 1 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 31.9 %</td> </tr> </tbody> </table>	使用済蛍光灯		R1年度	4 t	R2年度	3 t	増減量	▲ 1 t	割合	▲ 31.9 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">草木・剪定枝</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>0 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>0 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>0 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>0 %</td> </tr> </tbody> </table>	草木・剪定枝		R1年度	0 t	R2年度	0 t	増減量	0 t	割合	0 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">焼却灰</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>157 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>168 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>12 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>7.0 %</td> </tr> </tbody> </table>	焼却灰		R1年度	157 t	R2年度	168 t	増減量	12 t	割合	7.0 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">埋立ごみ資源化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>68 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>82 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>13 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>19.4 %</td> </tr> </tbody> </table>		埋立ごみ資源化		R1年度	68 t	R2年度	82 t	増減量	13 t	割合	19.4 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">その他資源化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>2 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>3 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>0.4 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>18.6 %</td> </tr> </tbody> </table>		その他資源化		R1年度	2 t	R2年度	3 t	増減量	0.4 t	割合	18.6 %
燃やすごみ																																																																																																																																																																																																													
R1年度	30,235 t																																																																																																																																																																																																												
R2年度	29,189 t																																																																																																																																																																																																												
増減量	▲ 1,046 t																																																																																																																																																																																																												
割合	▲ 3.5 %																																																																																																																																																																																																												
埋立ごみ																																																																																																																																																																																																													
可燃物	980 t																																																																																																																																																																																																												
不燃物	555 t																																																																																																																																																																																																												
資源	82 t																																																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">粗大ごみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>235 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>269 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>35 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>14.7 %</td> </tr> </tbody> </table>	粗大ごみ		R1年度	235 t	R2年度	269 t	増減量	35 t	割合	14.7 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">小型家電</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>224 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>261 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>36 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>16.3 %</td> </tr> </tbody> </table>	小型家電		R1年度	224 t	R2年度	261 t	増減量	36 t	割合	16.3 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器包装プラスチック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>707 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>711 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>4 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>0.5 %</td> </tr> </tbody> </table>	容器包装プラスチック		R1年度	707 t	R2年度	711 t	増減量	4 t	割合	0.5 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ペットボトル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>245 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>254 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>9 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>3.8 %</td> </tr> </tbody> </table>	ペットボトル		R1年度	245 t	R2年度	254 t	増減量	9 t	割合	3.8 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">缶・金属類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>252 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>282 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>30 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>11.9 %</td> </tr> </tbody> </table>	缶・金属類		R1年度	252 t	R2年度	282 t	増減量	30 t	割合	11.9 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">びん類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>726 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>670 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 56 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 7.8 %</td> </tr> </tbody> </table>	びん類		R1年度	726 t	R2年度	670 t	増減量	▲ 56 t	割合	▲ 7.8 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">古紙・衣類 ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>2,281 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>1,782 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 499 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 21.9 %</td> </tr> </tbody> </table>	古紙・衣類 ※2		R1年度	2,281 t	R2年度	1,782 t	増減量	▲ 499 t	割合	▲ 21.9 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">廃食用油</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>12 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>12 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>0.5 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>3.9 %</td> </tr> </tbody> </table>	廃食用油		R1年度	12 t	R2年度	12 t	増減量	0.5 t	割合	3.9 %																																																																																																																						
粗大ごみ																																																																																																																																																																																																													
R1年度	235 t																																																																																																																																																																																																												
R2年度	269 t																																																																																																																																																																																																												
増減量	35 t																																																																																																																																																																																																												
割合	14.7 %																																																																																																																																																																																																												
小型家電																																																																																																																																																																																																													
R1年度	224 t																																																																																																																																																																																																												
R2年度	261 t																																																																																																																																																																																																												
増減量	36 t																																																																																																																																																																																																												
割合	16.3 %																																																																																																																																																																																																												
容器包装プラスチック																																																																																																																																																																																																													
R1年度	707 t																																																																																																																																																																																																												
R2年度	711 t																																																																																																																																																																																																												
増減量	4 t																																																																																																																																																																																																												
割合	0.5 %																																																																																																																																																																																																												
ペットボトル																																																																																																																																																																																																													
R1年度	245 t																																																																																																																																																																																																												
R2年度	254 t																																																																																																																																																																																																												
増減量	9 t																																																																																																																																																																																																												
割合	3.8 %																																																																																																																																																																																																												
缶・金属類																																																																																																																																																																																																													
R1年度	252 t																																																																																																																																																																																																												
R2年度	282 t																																																																																																																																																																																																												
増減量	30 t																																																																																																																																																																																																												
割合	11.9 %																																																																																																																																																																																																												
びん類																																																																																																																																																																																																													
R1年度	726 t																																																																																																																																																																																																												
R2年度	670 t																																																																																																																																																																																																												
増減量	▲ 56 t																																																																																																																																																																																																												
割合	▲ 7.8 %																																																																																																																																																																																																												
古紙・衣類 ※2																																																																																																																																																																																																													
R1年度	2,281 t																																																																																																																																																																																																												
R2年度	1,782 t																																																																																																																																																																																																												
増減量	▲ 499 t																																																																																																																																																																																																												
割合	▲ 21.9 %																																																																																																																																																																																																												
廃食用油																																																																																																																																																																																																													
R1年度	12 t																																																																																																																																																																																																												
R2年度	12 t																																																																																																																																																																																																												
増減量	0.5 t																																																																																																																																																																																																												
割合	3.9 %																																																																																																																																																																																																												
<p>最終処分 (大阪湾フェニックス)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">焼却灰等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>3,830 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>3,716 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 114 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 3.0 %</td> </tr> </tbody> </table>	焼却灰等		R1年度	3,830 t	R2年度	3,716 t	増減量	▲ 114 t	割合	▲ 3.0 %	<p>最終処分 (民間事業者)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">埋立ごみ・焼却灰等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>521 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>622 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>101 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>19.4 %</td> </tr> </tbody> </table>	埋立ごみ・焼却灰等		R1年度	521 t	R2年度	622 t	増減量	101 t	割合	19.4 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用済乾電池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>26 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>26 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 0.0 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 0.1 %</td> </tr> </tbody> </table>	使用済乾電池		R1年度	26 t	R2年度	26 t	増減量	▲ 0.0 t	割合	▲ 0.1 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用済蛍光灯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>4 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>3 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>▲ 1 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>▲ 31.9 %</td> </tr> </tbody> </table>	使用済蛍光灯		R1年度	4 t	R2年度	3 t	増減量	▲ 1 t	割合	▲ 31.9 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">草木・剪定枝</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>0 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>0 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>0 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>0 %</td> </tr> </tbody> </table>	草木・剪定枝		R1年度	0 t	R2年度	0 t	増減量	0 t	割合	0 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">焼却灰</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>157 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>168 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>12 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>7.0 %</td> </tr> </tbody> </table>	焼却灰		R1年度	157 t	R2年度	168 t	増減量	12 t	割合	7.0 %																																																																																																																																												
焼却灰等																																																																																																																																																																																																													
R1年度	3,830 t																																																																																																																																																																																																												
R2年度	3,716 t																																																																																																																																																																																																												
増減量	▲ 114 t																																																																																																																																																																																																												
割合	▲ 3.0 %																																																																																																																																																																																																												
埋立ごみ・焼却灰等																																																																																																																																																																																																													
R1年度	521 t																																																																																																																																																																																																												
R2年度	622 t																																																																																																																																																																																																												
増減量	101 t																																																																																																																																																																																																												
割合	19.4 %																																																																																																																																																																																																												
使用済乾電池																																																																																																																																																																																																													
R1年度	26 t																																																																																																																																																																																																												
R2年度	26 t																																																																																																																																																																																																												
増減量	▲ 0.0 t																																																																																																																																																																																																												
割合	▲ 0.1 %																																																																																																																																																																																																												
使用済蛍光灯																																																																																																																																																																																																													
R1年度	4 t																																																																																																																																																																																																												
R2年度	3 t																																																																																																																																																																																																												
増減量	▲ 1 t																																																																																																																																																																																																												
割合	▲ 31.9 %																																																																																																																																																																																																												
草木・剪定枝																																																																																																																																																																																																													
R1年度	0 t																																																																																																																																																																																																												
R2年度	0 t																																																																																																																																																																																																												
増減量	0 t																																																																																																																																																																																																												
割合	0 %																																																																																																																																																																																																												
焼却灰																																																																																																																																																																																																													
R1年度	157 t																																																																																																																																																																																																												
R2年度	168 t																																																																																																																																																																																																												
増減量	12 t																																																																																																																																																																																																												
割合	7.0 %																																																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">埋立ごみ資源化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>68 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>82 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>13 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>19.4 %</td> </tr> </tbody> </table>		埋立ごみ資源化		R1年度	68 t	R2年度	82 t	増減量	13 t	割合	19.4 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">その他資源化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度</td> <td>2 t</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>3 t</td> </tr> <tr> <td>増減量</td> <td>0.4 t</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>18.6 %</td> </tr> </tbody> </table>		その他資源化		R1年度	2 t	R2年度	3 t	増減量	0.4 t	割合	18.6 %																																																																																																																																																																																						
埋立ごみ資源化																																																																																																																																																																																																													
R1年度	68 t																																																																																																																																																																																																												
R2年度	82 t																																																																																																																																																																																																												
増減量	13 t																																																																																																																																																																																																												
割合	19.4 %																																																																																																																																																																																																												
その他資源化																																																																																																																																																																																																													
R1年度	2 t																																																																																																																																																																																																												
R2年度	3 t																																																																																																																																																																																																												
増減量	0.4 t																																																																																																																																																																																																												
割合	18.6 %																																																																																																																																																																																																												

※1 清掃センターで処理された量です。前年度分の繰越し等の関係で排出量と同値にならないものもあります。  
 ※2 古紙・衣類については、行政回収と集団回収の合計です。

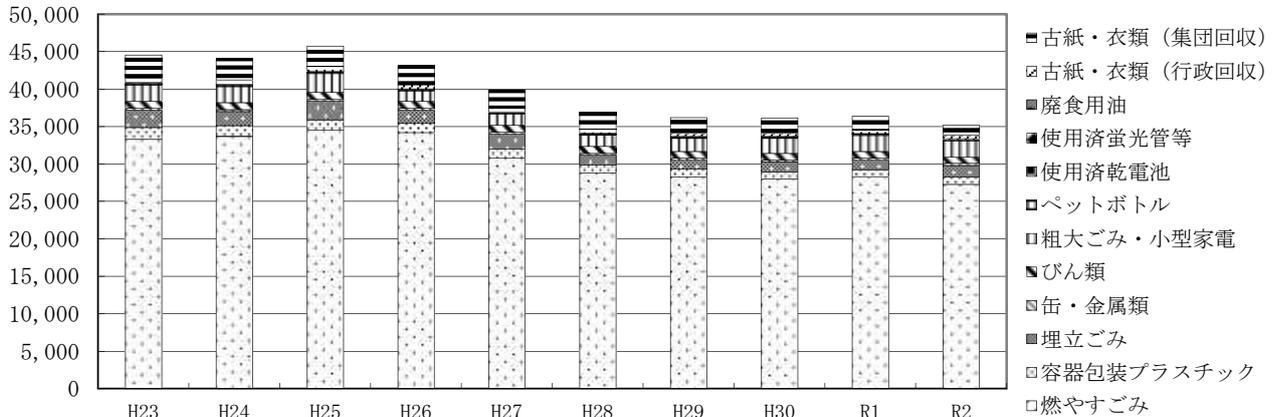
①ごみ処理量

単位：トン

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
燃やすごみ	33,294	33,707	34,540	34,179	30,848	28,790	28,256	28,021	28,320	27,281
容器包装プラスチック	1,577	1,439	1,358	1,243	1,181	1,080	1,066	930	947	975
埋立ごみ	2,318	1,852	2,458	1,807	2,017	1,303	1,233	1,345	1,316	1,554
缶・金属類	283	278	278	259	253	265	269	254	261	295
びん類	957	936	915	880	915	911	878	895	818	809
粗大ごみ・小型家電	2,073	2,118	2,537	1,396	1,506	1,528	1,721	1,977	2,142	2,193
ペットボトル	324	267	258	194	188	244	212	216	225	237
使用済乾電池	27	27	29	28	26	24	24	25	26	26
使用済蛍光灯等	-	-	-	-	1	2	3	4	4	3
廃食用油	26	25	31	29	27	11	11	12	12	12
古紙・衣類（行政回収）	607	587	600	558	546	509	523	526	511	525
古紙・衣類（集団回収）	3,051	2,853	2,753	2,594	2,384	2,210	2,013	1,935	1,771	1,257
ごみ等総排出量	44,537	44,089	45,757	43,167	39,892	36,877	36,210	36,141	36,352	35,166
1人1日当たりのごみ排出量(g)	1,086	1,072	1,112	1,050	967	895	880	876	880	857

単位：トン

ごみ処理量の推移



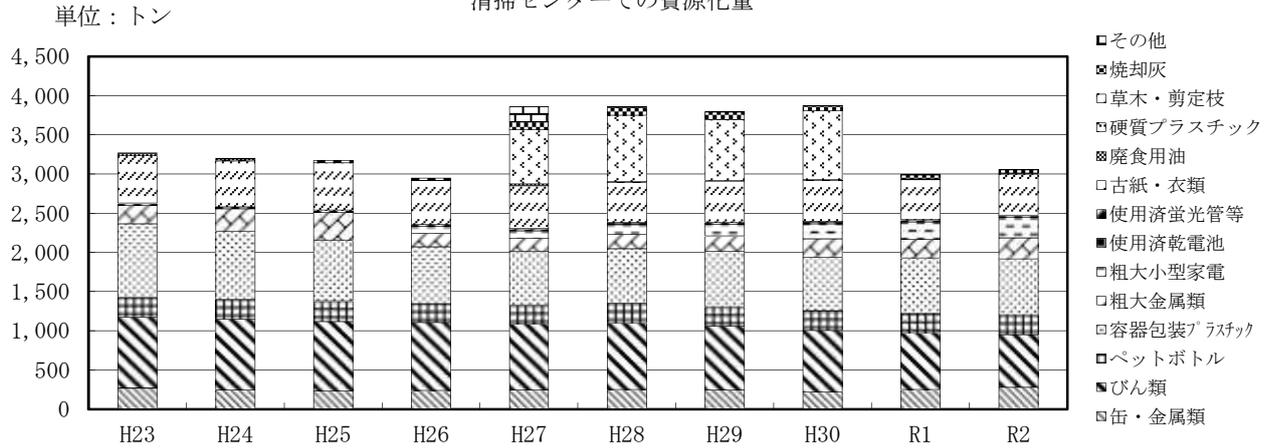
②資源化量および資源化率

資源化量

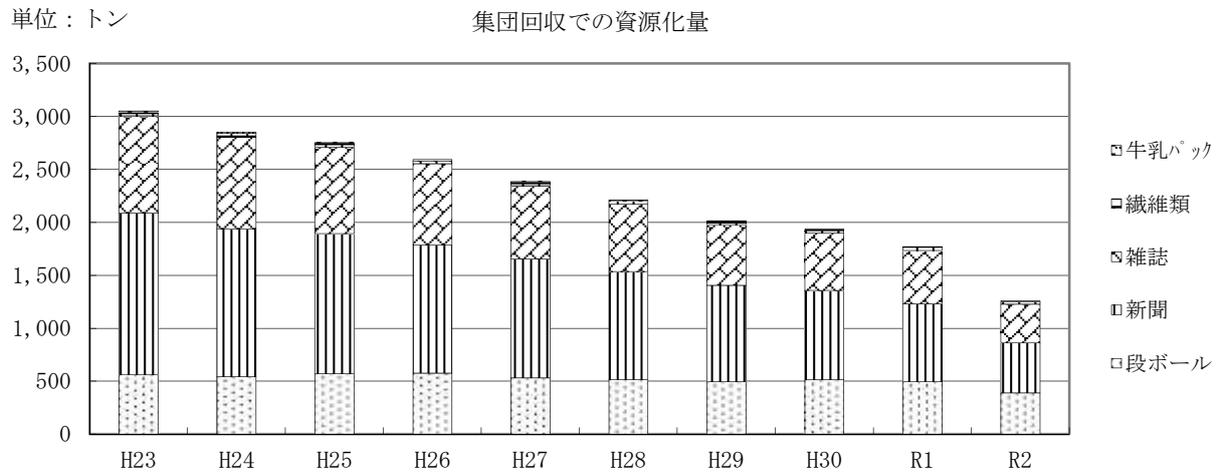
単位：トン

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
清掃センター	缶・金属類	270	245	230	241	246	251	245	217	252	282
	びん類	903	904	889	865	845	852	813	788	726	670
	ペットボトル	250	253	263	243	238	248	250	251	245	254
	容器包装プラスチック	941	868	777	724	683	696	708	683	707	711
	粗大金属類	237	285	354	172	164	183	196	236	235	269
	粗大小型家電	-	-	-	86	100	125	147	190.88	224	261
	使用済乾電池	27	27	29	28	26	24	24	25	26	26
	使用済蛍光灯等	-	-	-	-	1	2	3	4	4	3
	古紙・衣類	607	587	600	558	546	509	523	526	511	525
	廃食用油	26	25	31	29	27	11	11	12	12	12
	硬質プラスチック	9	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	草木・剪定枝	-	-	-	-	691	850	773	875	-	-
	焼却灰	-	-	-	-	96	97	99	59	49	39
	その他	-	-	-	-	196	6	8	4	2	3
小 計	3,261	3,196	3,173	2,946	3,859	3,854	3,800	3,870	2,993	3,055	
集団回収	段ボール	563	543	571	577	530	516	497	512	499	389
	新聞	1,522	1,396	1,323	1,209	1,123	1,019	908	845	730	478
	雑誌	919	868	817	768	691	638	573	543	505	359
	繊維類	38	34	34	24	32	30	29	28	29	24
	牛乳パック	9	12	8	16	8	7	7	7	7	7
	小 計	3,051	2,853	2,753	2,594	2,384	2,210	2,013	1,935	1,771	1,257
埋立ごみの資源化	-	-	-	-	-	175	167	181	176	211	
資源化量合計	6,312	6,049	5,926	5,540	6,243	6,239	5,980	5,987	4,940	4,522	

清掃センターでの資源化量



集団回収での資源化量



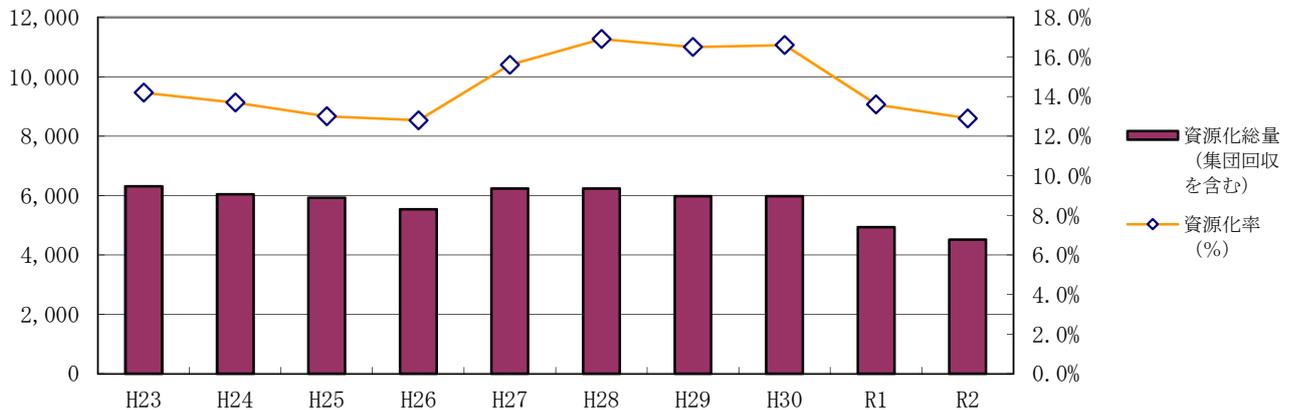
資源化率

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ総排出量 (集団回収を含む)	44,537	44,089	45,757	43,167	39,892	36,877	36,210	36,141	36,352	35,166
資源化総量 (集団回収を含む)	6,312	6,049	5,926	5,540	6,243	6,239	5,980	5,987	4,940	4,522
資源化率 (%)	14.2%	13.7%	13.0%	12.8%	15.6%	16.9%	16.5%	16.6%	13.6%	12.9%

資源化総量  
(単位：トン)

資源化総量とごみ量全体に対する資源化率

資源化率



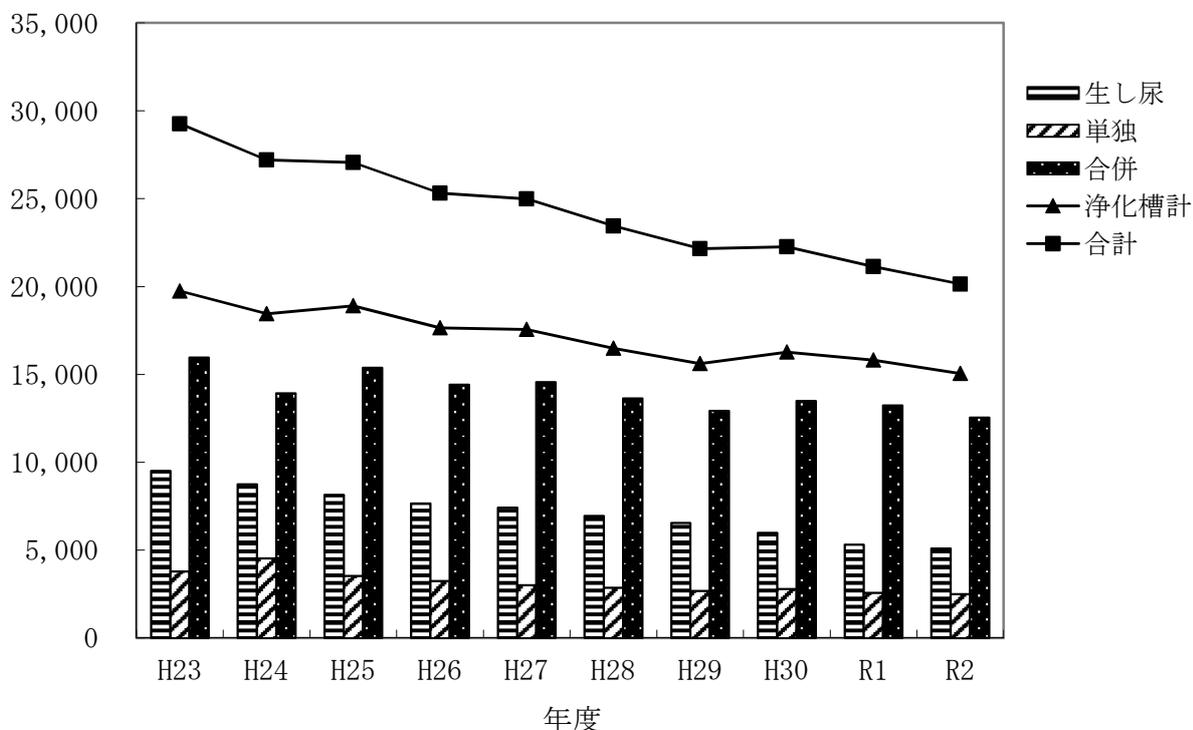
③し尿等

生し尿・浄化槽汚泥搬入量(k1)

年度	生し尿	浄化槽汚泥			合計
		単独	合併	浄化槽計	
H23	9,520	3,787	15,951	19,738	29,258
H24	8,752	4,528	13,920	18,448	27,200
H25	8,145	3,528	15,382	18,910	27,055
H26	7,662	3,241	14,416	17,657	25,319
H27	7,418	3,001	14,560	17,561	24,979
H28	6,951	2,863	13,626	16,489	23,440
H29	6,542	2,684	12,934	15,618	22,160
H30	5,995	2,789	13,481	16,270	22,265
R1	5,321	2,574	13,233	15,807	21,128
R2	5,091	2,498	12,553	15,051	20,142

搬入量 (k1)

し尿等搬入量



年度	残渣 (t)		放流水 (m <sup>3</sup> )
	し渣	乾燥汚泥	
H23	37.40	244.44	293,937
H24	30.46	229.54	330,652
H25	29.74	188.14	325,878
H26	32.66	194.72	323,312
H27	29.52	192.02	303,170
H28	29.36	157.34	299,962
H29	29.64	132.16	330,263
H30	27.66	105.85	316,120
R1	28.16	24.34	324,085
R2	28.16	0.00	371,949

し 渣：し尿処理施設の前処理機（スクリーン）にかかったごみ  
プレス後の水分約60%  
本市の場合、焼却場へ搬入している

乾燥汚泥：生物処理の余剰汚泥および脱りん工程での凝集汚泥を脱水乾燥したもの  
水分約20%以下  
肥料として農地還元しており、一部焼却している

#### ④ 彦根市ごみの散乱およびふん害のない美しいまちづくり条例

彦根市では、ごみの散乱および犬のふん害を防止することにより美観や景観を保持し、住みよく快適な生活を守り、良好な環境を保全することを目的として、平成14年10月1日から「彦根市ごみの散乱およびふん害のない美しいまちづくり条例」を施行しています。

### 主な内容

屋外で出たごみを持ち帰って、適正に処分するか、分別を徹底した回収容器等に収納しなければなりません。

犬を飼う人は、ふん害を防止し、生活環境が損なわれないように努めなければなりません。また、犬を連れて歩く時は、ふんを回収する用具を携帯し、犬がふんをしたときは、回収しなければなりません。

自動販売機設置者は、自動販売機に回収容器を設置し、適正に管理するとともにその周辺を清掃しなければなりません。

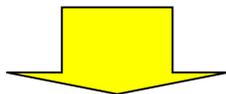
事業活動により生じたごみは事業者が清掃をしなければなりません。

外で喫煙する時は、吸殻入れのある場所で喫煙するか、携帯用吸殻入れを持ち、たばこの吸殻の散乱防止に努めなければなりません。

イベントを行う人は、ごみの発生を抑制する企画に努めなければなりません。また、開催場所および周辺の清掃をしなければなりません。

宣伝物、印刷物を配布した人は、配布した場所およびその周辺に散乱している配布物を回収しなければなりません。

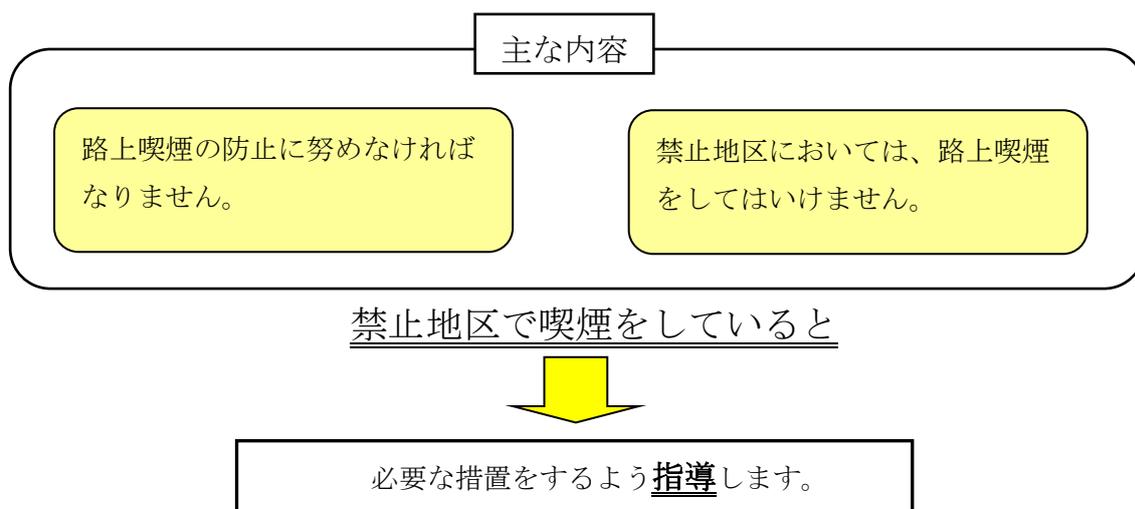
### ごみのポイ捨てや犬のふんを放置すると



まず ①必要な措置をするよう指導します。  
次に指導に従わなければ ②期限を定めた勧告を行います。  
その勧告に従わなければ ③その勧告に従うよう命令します。  
その命令に従わなければ ④2万円以下の罰金に処します。

## ⑤ 路上喫煙防止条例

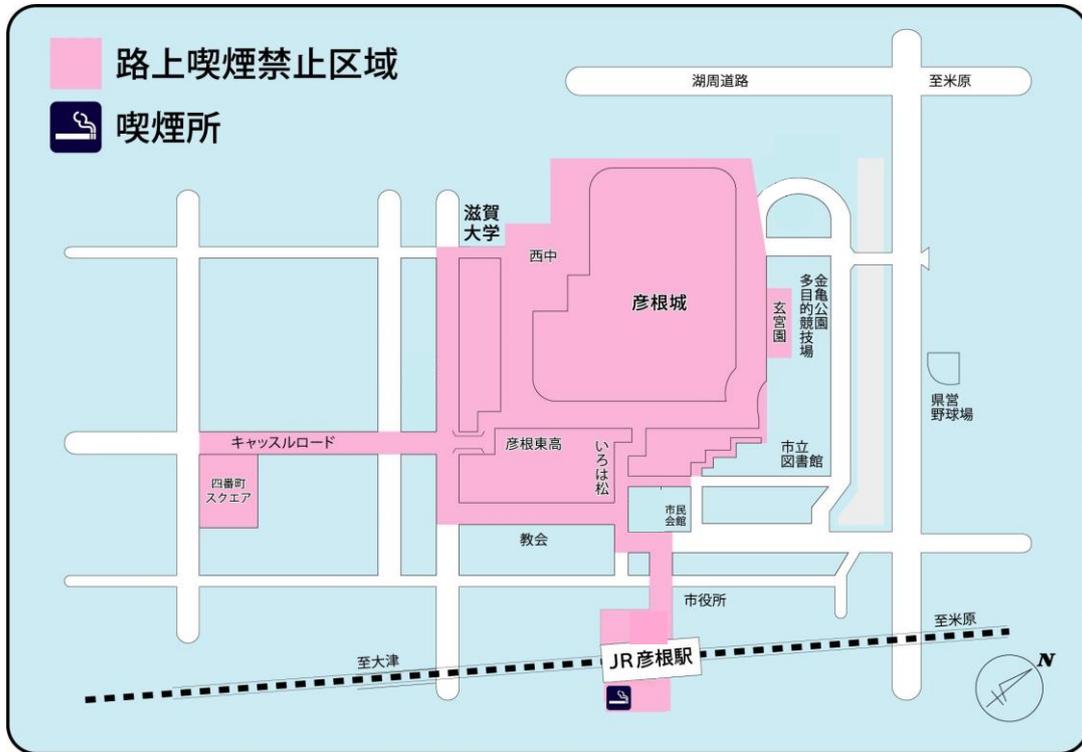
彦根市では、路上での喫煙を防止することにより、市民の身体への被害を防ぎ、また財産の保全を図ることで、市民等の安心で安全な生活環境を確保することを目的として、平成21年1月1日から「彦根市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しています。令和2年度は、受動喫煙防止の観点から彦根駅西口、南彦根東口および西口の喫煙所を廃止し、彦根駅東口の喫煙所を移設しました。



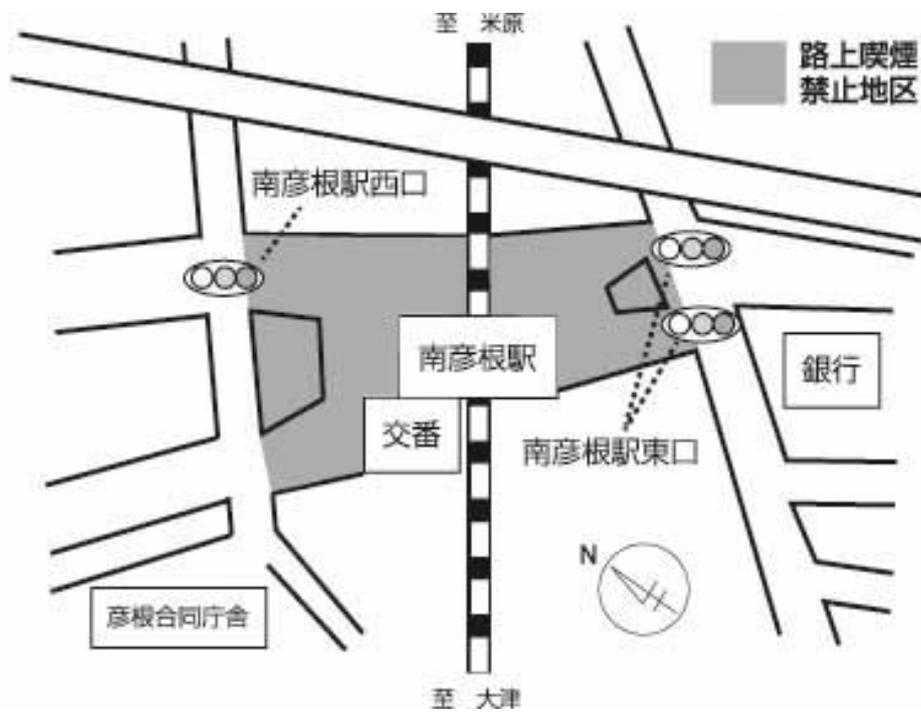
### 路上喫煙禁止区域

- |                     |                                  |
|---------------------|----------------------------------|
| (1) 駅前お城通り          | ・・・ J R彦根駅西口駅前広場とロータリーから彦根城までの道路 |
| (2) 特別史跡彦根城跡内       | ・・・ 彦根城跡内および接する道路                |
| (3) 夢京橋キャッスルロード     | ・・・ 彦根城から四番町スクエアまでの道路            |
| (4) 四番町スクエア         | ・・・ 一帯                           |
| (5) 彦根駅東口駅前広場とロータリー | ・・・ 一帯                           |
| (6) 南彦根駅東口駅前ロータリー   | ・・・ 一帯                           |
| (7) 南彦根駅西口駅前ロータリー   | ・・・ 一帯                           |

路上喫煙禁止区域地図（１）～（５）



路上喫煙禁止区域地図（６）～（７）



喫煙することができる場所として指定した場所を除き、路上喫煙禁止地区としています。

## (6) 生活排水対策

生活排水は、トイレ、台所、洗濯、風呂などから出される生活に起因する排水のことをいい、公共水域の汚濁原因の一つとしてあげられます。

この生活排水の対策を推進するためには、公共下水道をはじめとした生活排水処理施設の整備はもとより、各家庭から出される汚濁物質を削減するための環境保全意識の啓発活動などを総合的に推進していく必要があります。

彦根市では、公共下水道を主体とした整備を進める一方、合併処理浄化槽の設置による対策を実施しています。なお、農業振興地域の7地区は、農業集落排水施設事業が完了しています。

生活排水対策は、令和3年3月に改訂した「彦根市生活排水対策推進計画」により基本方針や目標を設定し推進しているほか、市内を流下する主な河川については、「彦根市環境基本計画および地域行動計画」において市独自の水質目標値を定めています。

### ① 公共下水道

琵琶湖流域下水道東北部処理区の関連公共下水道として平成3年に供用を開始し、順次整備を進めています。令和3年3月31日現在では85.8%の下水道人口普及率となりました。

#### 公共下水道の推移

年度	下水道処理施設への総流入量 (m <sup>3</sup> /年)	本市から下水道処理施設への流入量 (m <sup>3</sup> /年)	下水道人口普及率 (%)	処理区域内人口 (人)	処理区域内世帯数 (世帯)
H23	33,210,264	9,853,992	76.4	85,786	32,560
H24	33,123,385	9,920,266	77.4	87,079	33,297
H25	33,326,177	10,103,400	78.3	88,158	33,799
H26	33,898,152	10,301,510	79.4	89,433	35,158
H27	34,687,320	10,588,535	80.5	90,704	37,616
H28	35,409,667	10,850,621	81.7	92,010	38,354
H29	36,191,619	11,056,339	82.5	92,806	39,158
H30	36,098,772	11,212,710	83.7	94,555	40,449
R1	35,722,204	11,197,450	85.1	95,815	41,453
R2	37,237,003	11,670,298	85.8	96,262	42,189

・下水道人口普及率、人口、世帯数は3月31日現在

・下水道人口普及率 =  $\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$

## ② 農業集落排水

平成5年から供用を開始した新海地区をはじめ、7地区13集落に農業集落排水施設が整備されています。

### 農業集落排水施設の整備状況

処 理 区 (供用開始年月)	処理区内人口 (人)	使用人数 (人)	水洗化率 (%)
新 海 (H5. 4)	556	545	98.02
南三ツ谷 (H6. 6)	547	536	97.99
本 庄 (H7. 4)	1,045	1,038	99.33
服 部 (H7. 4)	539	531	98.52
両 浜 (H7. 4)	628	621	98.89
下石寺 (H8. 8)	326	283	86.81
稲 里 (H9. 4)	548	535	97.63
合計 (7 処理区)	4,189	4,089	97.61

(令和3年3月31日現在)

## ③ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、トイレからの排水だけを処理する従来の単独処理浄化槽とは異なり、生活排水を併せて処理する浄化槽で、公共水域への汚濁負荷が少なく、適正な維持管理により高い生活排水処理能力を有することや設置整備費用も比較的安価で短期間で使用開始できるなど生活排水対策として高く評価できます。

彦根市では、下水道などの面的整備が困難な区域あるいは整備までに時間を要する区域においては、合併処理浄化槽による対策を進めており、昭和62年度から合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を導入し、合併処理浄化槽の設置を積極的に推進しています。

### 浄化槽の設置状況

年度	合併処理浄化槽 (基)	うち補助 (基)
H23	110	34
H24	105	29
H25	128	30
H26	102	33
H27	43	19
H28	66	20
H29	48	21
H30	47	19
R1	42	21
R2	31	14

※平成12年6月の浄化槽法改正により、単独処理浄化槽の新設は禁止されました。

(また滋賀県では、法より先行して平成11年9月から単独処理浄化槽の設置を認めていません)

## (7) 自然環境

### ○外来生物による影響と対策

彦根市内では、外来生物の生息や繁殖が確認されており、その外来生物が生態系に悪影響を及ぼし、また農林水産業に甚大な被害を与えるおそれがあります。魚ではブラックバスやブルーギルなどが有名ですが、動物ではアライグマやハクビシン、ヌートリアなど、植物ではナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイ、オオキンケイギクなどといった外来生物が確認されており、その生息域は、現在も拡大の一途をたどっています。

アライグマとヌートリアは「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、国の特定外来生物に、ハクビシンは「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づき県の指定外来種にそれぞれ指定されており、本市では、生態系の保全を目的として、許可を受けた上で捕獲による駆除を行っております。

また、ナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイについては、関係機関と連携を取りながら駆除活動を実施しているところです。しかし、一片の茎や根からでも再生することから、完全な除去はきわめて困難な状態で、継続的な駆除活動が必要です。さらに大群落を形成してしまうと膨大な労力と莫大な費用がかさんでしまうため、早期発見・早期駆除が何より重要です。

野外に生息してしまった外来生物は、いったん定着すると根絶が難しく、どんどん生息域を拡げていきます。これ以上、外来生物を増やさないためにも、むやみに日本へ持ち込んだり、安易に野外へ捨てたりしないよう意識付けを図るとともに、まだまだ知られていない外来生物の特性や特徴について周知・啓発を推進する必要があります。



繁茂するナガエツルノゲイトウ（左） と オオバナミズキンバイ（右）



ハクビシン



捕獲したアライグマ

## (8) 保存樹木等

本市では、「彦根市都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する条例施行細則」第2条の規定に基づき、彦根市の健全な環境の維持および向上に寄与することを目的として、11樹木および樹林3ヶ所を、それぞれ「保存樹」、「保存樹林」として指定しています。これらは、我々が生活する中において、心にやすらぎを与え、美観をかもしだしている貴重な存在です。また、「保存樹」、「保存樹林」の健全な生育を図る目的で、「彦根市保存樹木等保全事業補助金交付要綱」に基づき、保存樹木等の維持費の一部を補助しています。

指定 番号	指 定 年月日	名 称	所在地	保存樹			保存樹林	
				樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)	主要な 樹種	土地面積 (m <sup>2</sup> )
T-2	S63.6.5	金毘羅宮 (三本杉)	野田山町 291	スギ	512 510 414	38 40 24	—	—
T-3	S63.6.5	法蔵寺	南川瀬町 1196	イチョウ	408	20	—	—
T-4	S63.6.5	春日神社	広野町 69	ケヤキ	489	28	—	—
T-5	S63.10.25	新神社	岡町 128	タブ	335	21	—	—
T-7	H7.6.5	井伊神社	古沢町 1112	シダレサクラ	167	6	—	—
T-8	H7.6.5	善敬寺	八坂町 1420	クロマツ	218	7	—	—
T-9	H18.6.15	春日神社	松原町 512	フジ	100	3	—	—
T-10	H18.6.15	長久寺	後三条町 59	ウメ	410	5	—	—
T-11	H18.6.15	荒神山神社	清崎町 1931	ダマノキ	435	10	—	—
T-13	H31.3.15	八王子神社	小泉町 621	スギ	283	18		
T-14	H31.3.15	明照寺	平田町 744	ヒマラヤスギ	228	18		
W-1	S63.6.5	春日神社	地蔵町 1	—	—	—	シイ、アラカシ、 スギ	1,395
W-2	S63.6.5	稲倉神社	上稲葉町 108	—	—	—	ケヤキ、 クオカネチ	1,314
W-3	S63.10.25	甘呂神社	甘呂町 880	—	—	—	ケヤキ、スギ、 クスノキ	39,943

(令和3年3月31日現在)

# 彦根の指定保存樹木マップ



写真解説

- (1)所在地
- (2)名称
- (3)樹木、樹林の種類



- (1)地蔵町
- (2)春日神社
- (3)シイ、アラカン、スギ



- (1)後三条町
- (2)長久寺
- (3)ウメ



- (1)松原町
- (2)春日神社
- (3)フジ



- (1)古沢町
- (2)井伊神社
- (3)シダレザクラ



- (1)甘呂町
- (2)甘呂神社
- (3)ケヤキ、クスノキ、スギ



- (1)八坂町
- (2)善敬寺
- (3)クロマツ



- (1)平田町
- (2)明照寺
- (3)ヒマラヤスギ



- (1)野田山町
- (2)金毘羅宮
- (3)スギ



- (1)岡町
- (2)新神社
- (3)タブ



- (1)上稲葉町
- (2)稲倉神社
- (3)ケヤキ、クロガネモチ



- (1)南川瀬町
- (2)法蔵寺
- (3)イチヨウ



- (1)清崎町
- (2)荒神山神社
- (3)ダマノキ



- (1)広野町
- (2)春日神社
- (3)ケヤキ



- (1)小泉町
- (2)八王子神社
- (3)スギ

## 4 公害防止対策

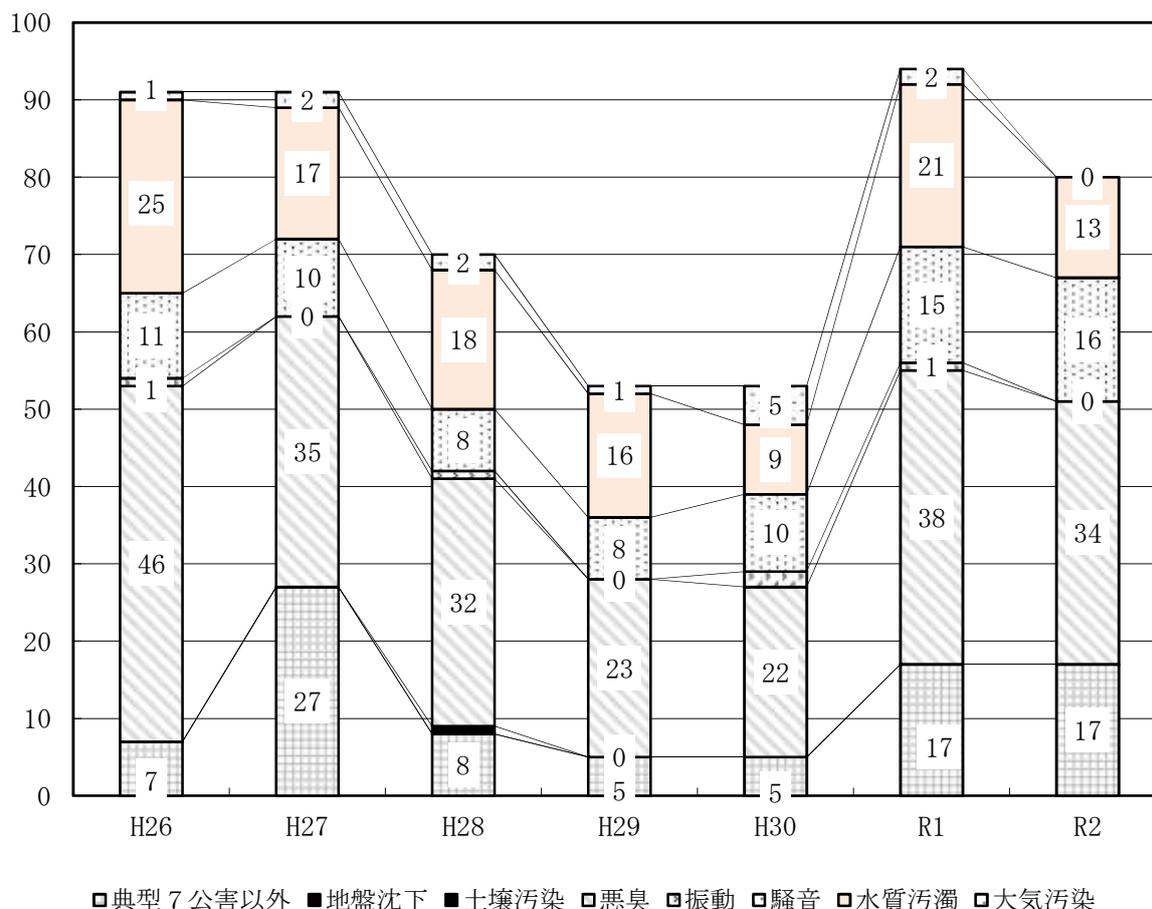
### (1) 公害に関する相談の状況

公害に関する相談件数

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
大気汚染	1	2	2	1	5	2	0
水質汚濁	25	17	18	16	9	21	13
騒音	11	10	8	8	10	15	16
振動	1	0	1	0	2	1	0
悪臭	46	35	32	23	22	38	34
土壌汚染	0	0	1	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0
典型7公害以外	7	27	8	5	5	17	17
計	91	91	70	53	53	94	80

件数

公害に関する相談件数の推移



※ 騒音と振動、水質と悪臭など、複数の公害にまたがる相談については、主要な申立内容で計算しています。

## (2) 公害関係届出状況

工場や事業場は、著しい騒音や振動を発生するものとして政令で定められた「特定施設」を設置しようとするときには、事前に届け出を行うことが義務づけられています。

### 騒音関係特定施設別施設数

番号	施設種類	特定工場等数	特定施設数
1	金属加工機械	36	300
2	空気圧縮機等	153	1,397
3	土石用破碎機等	7	21
4	織機	8	200
5	建設用資材製造機械	7	7
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	8	27
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	5	35
10	合成樹脂用射出成型機	13	143
11	鋳造型機	11	33
合 計		248	2,163

(令和3年3月31日現在)

### 振動関係特定施設別施設数

番号	施設種類	特定工場等数	特定施設数
1	金属加工機械	35	497
2	圧縮機	123	778
3	土石用破碎機等	7	23
4	織機	8	181
5	コンクリートブロックマシン等	0	0
6	木工加工機械	1	1
7	印刷機械	5	34
8	ゴム等練用ロール機	1	43
9	合成樹脂用射出成型機	15	177
10	鋳造型機	10	32
合 計		205	1,766

(令和3年3月31日現在)

### (3) 公害防止および環境保全に関する協定

本市では、公害防止の一手段として、地域に応じた公害防止の目標値や具体的な公害対策等を内容に掲げた公害防止および環境保全に関する協定を下記工場との間で締結しています。また、「公害防止協定」から「公害防止および環境保全に関する協定」と呼び名を変え、随時見直しています。

#### 協定締結工場一覧

No	締結工場名	住所	締結年月日	見直し日
1	(株) ナイキ彦根工場	彦根市彦富町773-1	S45. 11. 24	S59. 12. 18
2	沢村バルブ (株)	彦根市川瀬馬場町1262-2	S47. 3. 8	
3	(株) プリヂェストン彦根工場	彦根市高宮町211	S47. 4. 28	S52. 11. 30
4	(株) ピラミッド彦根工場	彦根市西葛籠町233	S47. 5. 1	
5	パナソニック (株) アプライアンス社	彦根市岡町33	S47. 5. 13	H23. 6. 1
6	新日本フェザーコア (株) 彦根工場	彦根市鳥居本町1990	S47. 6. 9	H27. 7. 1
7	(株) 大和バルブ彦根工場	彦根市西葛籠町408	S47. 6. 9	H24. 5. 28
8	大丸工業 (株) 彦根工場	彦根市西葛籠町422	S47. 6. 9	S49. 7. 24
9	マルホ (株) 彦根工場	彦根市高宮町2763	S47. 6. 27	H15. 5. 2
10	昭和電工マテリアルズ (株) 彦根事業所	彦根市川瀬馬場町800	S47. 7. 3	H28. 3. 1
11	(株) SCREENホールディングス彦根事業所	彦根市高宮町480-1	S47. 10. 14	H27. 4. 1
12	昭和電工 (株) 彦根事業所	彦根市清崎町60	S48. 5. 25	H22. 3. 1
13	昭和アルミニウム缶 (株) 彦根工場	彦根市楡町370	S48. 5. 25	H22. 3. 1
14	キリンビール (株) 滋賀工場	犬上郡多賀町敏満寺1600	S49. 2. 20	H28. 4. 1
15	清水工業 (株)	彦根市楡町250	S51. 10. 28	H15. 5. 7
16	ダイニック (株) 滋賀工場	犬上郡多賀町多賀270	S52. 5. 2	H26. 1. 8
17	大東電材 (株) 彦根事業所	彦根市野口町1	S53. 12. 9	H13. 11. 6
18	角田鉄工 (株)	彦根市日夏町2789	S55. 12. 25	
19	呉羽テック (株) 河瀬工場	彦根市楡町280	S57. 4. 23	H20. 4. 1
20	Joyson Safety Systems Japan (株) 彦根製造所	彦根市彦富町1542	S59. 12. 18	H30. 8. 30
21	(株) 杉本商事	彦根市南川瀬町771	S63. 7. 7	
22	(株) 彦根LIXIL製作所	彦根市服部町840	S63. 9. 17	
23	(株) 三水	彦根市高宮町22-3	S63. 12. 27	
24	(有) 中野鉄工	彦根市高宮町2754-1	H1. 2. 6	
25	東海漬物 (株)	彦根市蓮台寺町32	H4. 7. 24	
26	佐伯金属 (株)	彦根市金沢町123	H4. 10. 27	H5. 11. 17
27	(株) メタルカット	彦根市高宮町2810	H5. 2. 10	H22. 8. 1
28	(株) ヤマト精工	彦根市高宮町2757-1	H6. 4. 25	
29	パナソニックアソシエイツ滋賀 (株)	彦根市野瀬町269	H7. 6. 22	H22. 3. 1
30	彦根愛知犬上広域行政組合	彦根市中山町381-1	H8. 11. 18	H18. 3. 21
31	夏原工業 (株)	彦根市高宮町2688-1	H9. 6. 30	
32	フジテック (株) ビッグウィング製作所	彦根市宮田町591-1	H11. 6. 23	H15. 5. 28
33	Joyson Safety Systems Service (株)	彦根市金沢町1-7	H13. 8. 23	H30. 9. 7
34	(株) 石川製作所	彦根市高宮町2630-1	H14. 5. 29	
35	滋賀県東北部浄化センター	彦根市松原町1550	H20. 3. 31	
36	(株) メカテック	彦根市西葛籠町435-1	H24. 4. 1	
37	(有) 伊藤金属	彦根市野田山町750-1	H27. 4. 1	
38	廣瀬バルブ工業 (株)	彦根市芹川町436	H29. 3. 21	
39	(株) エムテイテクノス	彦根市野瀬町251番地1	H30. 2. 15	
40	彦根ロジスティクス (株)	犬上郡多賀町敏満寺727番地	H30. 3. 5	
41	(株) イチダ	彦根市東沼波町963番地1	H30. 6. 25	

(令和3年3月31日現在)

## 5 環境保全に向けた取組

彦根市では、環境基本条例に則り、環境保全に向けた様々な事業を行っております。ここでは、本市の環境行政の要である環境基本条例、その下位に属する環境基本計画および地域行動計画の全容を説明し、令和2年度に行った主な取組を紹介していきます。

### (1) 環境基本条例

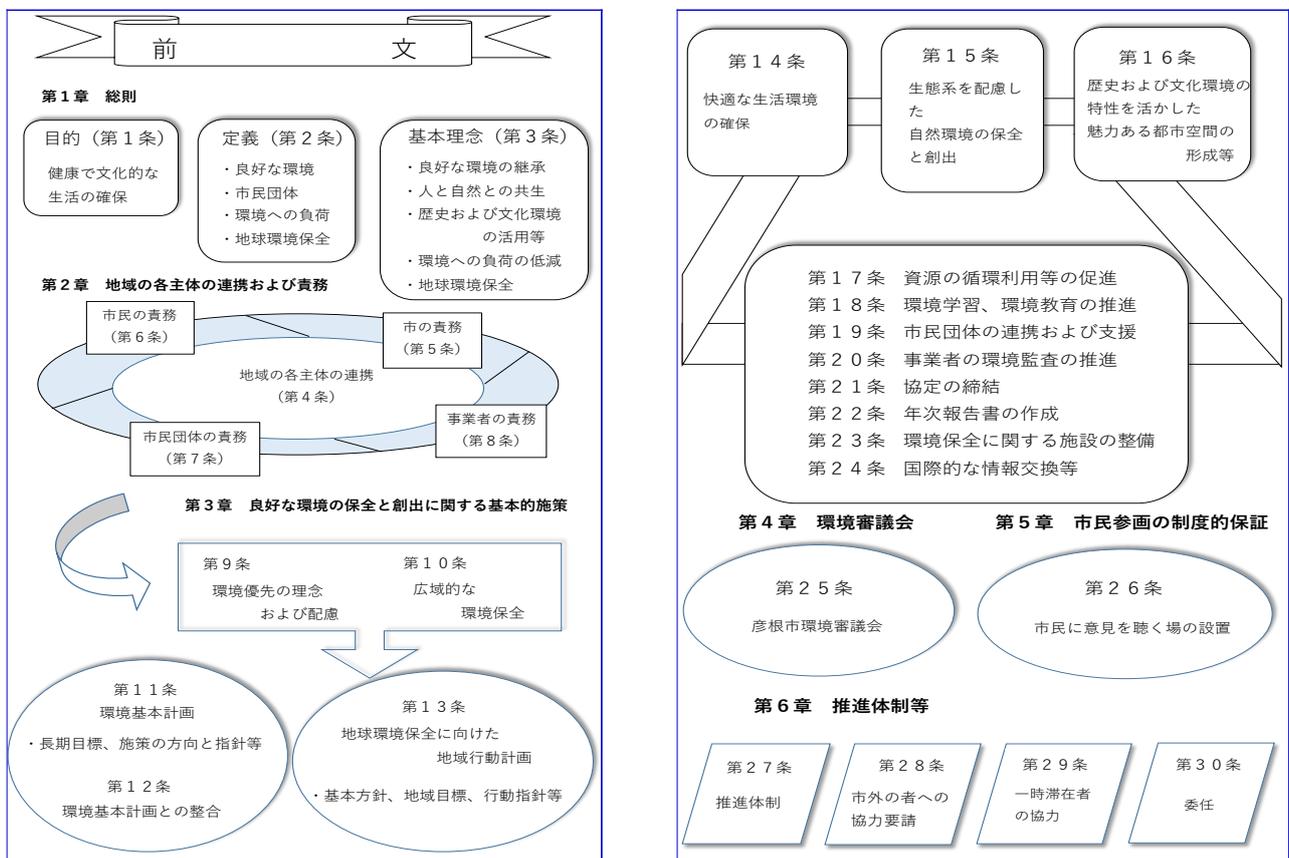
彦根市は、豊かな自然と長い歴史に刻まれた文化を礎に、恵まれた環境の中で湖東地方の中心都市として発展してきました。

しかしながら、近年の社会経済活動の進展により、産業や生活の様式が変化し、利便性が高まる一方で、資源やエネルギーの大量消費、生活排水による水質汚濁、廃棄物の増大などの環境問題が生じてきました。さらに、地球温暖化現象や生物多様性の危機など、地球規模の環境問題も指摘されるようになってきています。

国においては、平成5年に「環境基本法」を、県においても平成8年に「滋賀県環境基本条例」を制定されるなど、国をあげて環境問題に取り組む枠組みが整備されてきました。

こうした中で、本市においても環境保全に関する理念や基本方針を明らかにし、市民のすべてが共通の認識をもちながら対処していくことが大変重要となってきました。こうした認識に立って、地域の社会的自然的条件に応じた取り組みを総合的計画的に推進することと併せ、良好な環境の保全と創出を基本に、地球環境をも視野に入れた施策を積極的に推進していくため、平成11年3月に彦根市環境基本条例を制定しました。

彦根市環境基本条例の全体構成図



## (2) 環境基本計画および地域行動計画と関連組織

### ○『第3期彦根市環境基本計画および地域行動計画』の実施

令和3年3月に策定された第3期の計画では、身近なごみ問題から地域の自然環境の保全、歴史文化との調和、地球環境問題に至るまで様々な環境について、市・市民・市民団体・事業者が役割分担のもと、互いに連携しながら環境保全に取り組んでいくための方策や取組が示されています。

#### 目指す環境像

歴史と文化が暮らしにとけこみ  
ゆたかな自然と共に歩む ふるさと彦根

～川、湖、みどりと歴史のまちを未来へ ひこね環境 SDGs～

環境基本計画および地域行動計画では、目指す環境像を実現していくため、具体的な柱として5つの基本目標を定めます。世界共通の目標である持続可能な開発目標「SDGs」を本市の環境に関する基本目標と結び付け、ふるさと彦根の環境を未来に引き継ぐことが持続可能な世界につながることを示しています。

#### ① 人・自然・文化が調和するまちづくり

人と自然、人と歴史文化が調和し、様々な恵みが将来にわたって守り育まれるまちづくりを目指します。

#### ② 安全・安心が実感できる快適なまちづくり

良好な大気や水などの環境が確保され、ごみのポイ捨てがない安全・安心で快適なまちづくりを目指します。

#### ③ 水や資源の循環が進んだまちづくり

森・川・里・湖のつながりや資源循環に関する意識や行動が定着し、循環が進んだまちづくりを目指します。

#### ④ 未来の地球を守るためのまちづくり

環境に配慮した行動や事業活動が定着し、地球温暖化対策が進んだまちづくりを目指します。

#### ⑤ 参加と連携による人づくり・まちづくり

今ある環境を良くするにはどうすべきか自ら考え行動する人材を育成し、人と人、人と地域、地域と地域の連携が進んだまちづくりを目指します。

## ○環境審議会

環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市の区域における良好な環境の保全と創出に関する基本的事項を調査審議するため、「環境審議会」を設置しています。

## ○市民環境フォーラム

彦根市環境基本条例第26条に基づき、市民のみなさまから環境について広く意見を聴く場として毎年「市民環境フォーラム」を開催しています。本イベントをきっかけとして、様々な主体が手を携え、恒常的に連携して地域全体へと活動を広げ、彦根の環境を保全していくことが必要であると考えております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施を見合わせました。

### 【過去の市民環境フォーラムの概要】

年度	日程	場所	タイトル
H22	3月5日	文化プラザ	みんなでつくる「新しい豊かな暮らし」
H23	10月16日	ひこね燦ぱれす	緑のカーテンの輪を広げよう
H24	8月11日	ビバシティ彦根	次世代へ つながるひろがる えこアクション
H25	10月6日	ひこね燦ぱれす	チャレンジ！THEごみダイエット
H26	11月8・9日	滋賀県立大学	ひこねエコフェスタ～地域で育てるエコの環～
H27	11月14・15日	滋賀県立大学	ひこねエコフェスタ2015
H28	11月12・13日	滋賀県立大学	ひこねエコフェスタ2016
H29	11月11・12日	滋賀県立大学	ひこねエコフェスタ2017
H30	11月17・18日	滋賀県立大学	ひこねエコフェスタ2018
R1	11月9・10日	滋賀県立大学	ひこねエコフェスタ2019(展示のみ)

### (3) 低炭素社会の実現と持続可能な社会をめざして

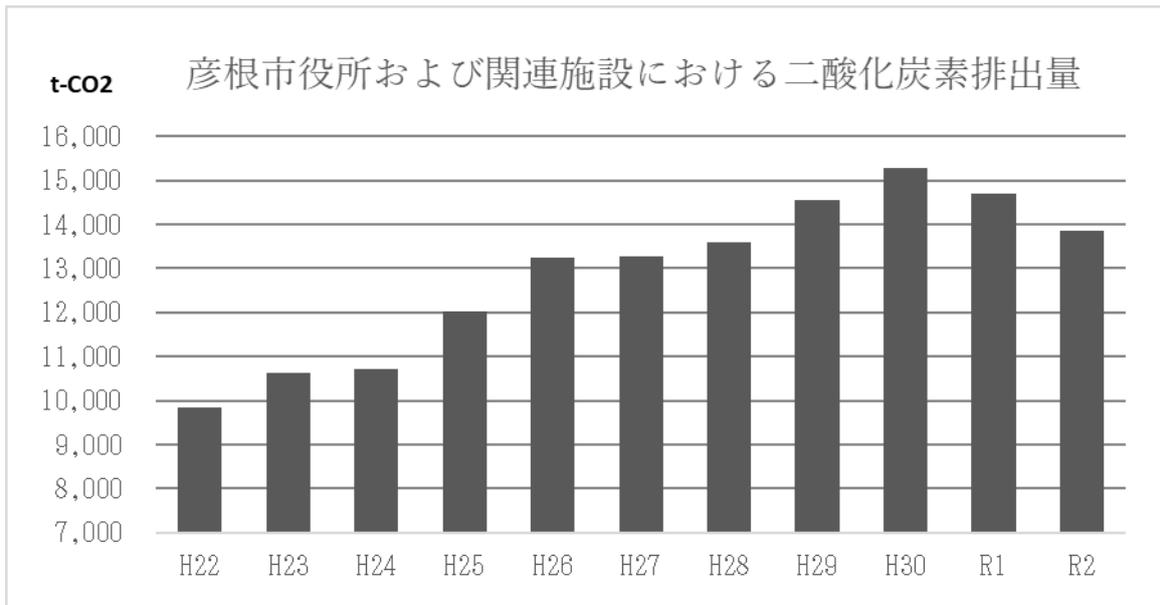
#### ① 地球温暖化対策における彦根市の取組

彦根市では、平成11年3月に「彦根市環境基本条例」を制定し、その後平成13年3月には「彦根市環境基本計画および地域行動計画」を定め、彦根市域の環境保全に努めてきました。また、時期を同じくして地球温暖化が環境問題のひとつとして顕著になりました。

本市では、これを踏まえ「彦根市温室効果ガス排出抑制等実行計画」を策定し、平成11年対比9.4%の削減を第2期(平成19年から平成22年)では、平成21年度までに対平成17年比5%の削減を行うことができました。

平成25年度以降、二酸化炭素排出量が増加している要因としては、対象施設の増加や、二酸化炭素排出量を算出する際に用いる二酸化炭素排出係数が大きくなったことなどが挙げられます。

環境管理ではISO14001認証を取得し、省エネルギーを含む環境法令の遵守に高い意識を持って取り組んできましたが、平成13年から10年以上にわたる取り組みにより一定の成果が得られたと判断し、平成26年度以降は認証取得を行わないこととしました。平成27年度からは、省エネルギー・省資源、ごみの減量への意識の保持ならびに環境法令の遵守を図るため、認証時に運用していた環境管理マニュアルをもとに、新たに本市独自の環境マネジメントシステムを運用し推進しています。



年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
排出量 t-CO <sub>2</sub>	9,855	10,636	10,706	12,021	13,241	13,271	13,584	14,556	15,288	14,692	13,853
削減率 (%)	4.61	-7.92	-8.64	-21.98	-34.36	-34.66	-37.84	-47.70	-55.13	-49.09	-40.57

※削減率は平成18年度からは平成17年度を基準年とし、平成23年度からは平成22年度を基準年としています。

※平成24年度からは、対象施設変更に伴い、排出量が増加しています。また、平成23年以降、全国的に原子力発電所の稼働が停止しており、化石燃料に依存していることから、二酸化炭素の排出量は増加しています。

## ② 低炭素社会の実現に向けた主な取組

彦根市では、低炭素社会の実現に向けて様々な取組を行っています。

### ★ 地域への環境学習出前講座の開催

小学校や自治会、事業所などに赴き、職員や環境団体が講師として、「水」「生き物」「地球温暖化」など環境に関する身近なテーマをもとに、分かり易く解説し、具体的な行動について講義を実施しています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、環境学習出前講座の開催回数が減少しました。

年度	環境学習出前講座実施回数		受講者数 (のべ)
H25	小学校等	5校 13回	459人
	自治会等	0回	
H26	小学校等	4校 14回	1,109人
	自治会等	9回	
H27	小学校等	6校 25回	2,599人
	自治会等	24回	
H28	小学校等	6校 22回	3,497人
	自治会等	36回	
H29	小学校等	5校 22回	2,145人
	自治会等	22回	
H30	小学校等	2校 5回	800人
	自治会等	18回	
R1	小学校等	4校 4回	874人
	自治会等	14回	
R2	小学校等	3校 3回	70人
	自治会等	1回	



環境学習出前講座の様子

★ 低公害車の導入

本市は、電気とガソリンを併用したハイブリッド車や、排ガス中の有害物質をを抑えた低排出ガスを導入しており、令和2年度現在、本市の低公害車は公用車全体の72.2%となっています。

年度	公用車保有総数	低公害車保有台数	低公害車保有割合
H24	276 台	108 台	39.1%
H25	288 台	124 台	43.0%
H26	295 台	154 台	52.2%
H27	296 台	160 台	54.0%
H28	298 台	167 台	56.0%
H29	301 台	189 台	62.8%
H30	304 台	212 台	69.7%
R1	298 台	211 台	70.8%
R2	295 台	213 台	72.2%

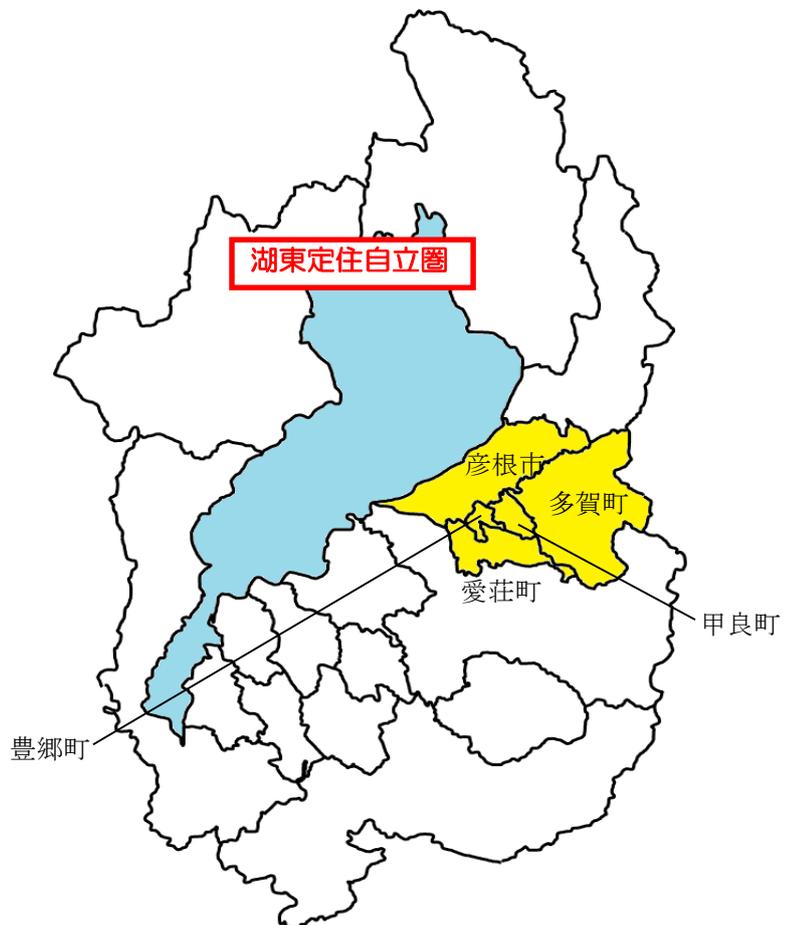


本市で導入した電気自動車

③ 「湖東定住自立圏」の取組

**湖東定住自立圏**

国の政策として、今後、少子高齢化という厳しい状況にある地方圏において、安心して暮らし続けられる地域を形成しようと「定住自立圏構想」があります。彦根市は、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の1市4町で同構想を推進しています。1市4町の広域で連携し、それぞれの市町の自主性を尊重しながら、広域内で地域の活性化を目指す取組をしていきます。



★ 緑のカーテン推進事業

緑のカーテンとは、建物の壁や窓の外に植物を生育させて、遮光効果と室温の上昇を抑えることを目的とした省エネルギー手法です。

緑のカーテンは、比較的安価に取り組める温暖化対策の1つで、市民の方や事業所の皆様に緑のカーテンの育て方に関する講習会や「緑のカーテンコンテスト」への参加を呼びかける取組を行っています。

平成23年度は、彦根市単独での実施でしたが、平成24年度以降は、湖東定住自立圏（1市4町）の事業として開催し、本推進事業の取組の輪を広げています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、講習会は開催を見合わせ、苗の配布のみを行いました。

【緑のカーテン講習会】

年度	日時	場所	参加人数
H29	平成29年5月20日(土) 9:00~12:00	甲良町公民館	9名
	平成29年5月27日(土) 9:00~12:00	豊郷町隣保館	8名
	平成29年6月4日(日) 9:00~12:00	人権・福祉交流会館	9名
	平成29年6月17日(土) 13:30~15:00	滋賀県立大学	35名
H30	平成30年5月12日(土) 9:00~11:30	愛荘町立川久保地域総合センター	6名
	平成30年5月26日(土) 9:00~11:30	多賀町中央公民館	16名
	平成30年6月2日(土) 9:00~11:30	人権・福祉交流会館	15名
	平成30年6月16日(土) 13:30~16:00	滋賀県立大学	18名
R1	令和元年6月1日(土) 11:00~12:00	ビバシティ彦根センタープラザ	200名
	令和元年6月1日(土) 13:00~14:00	ビバシティ彦根センタープラザ	200名
	令和元年6月15日(土) 13:00~14:00	滋賀県立大学	36名
R2	令和2年6月12日(金) 11:00~12:00	ビバシティ彦根センタープラザ	200名



苗配布の様子

#### (4) 良好な環境の保全に向けて

本市では、市域の環境保全、環境保護を推進するため、各種関係団体への加盟、および会議等へ出席し、市民に向けた情報発信を行っています。定期的にイベント等を行い、市民の方に環境に関する様々な興味を持っていただけるよう啓発に努めています。

##### ① 水鳥の観察会



琵琶湖の湿地保全の推進のため、毎年2月2日の「世界湿地の日」にちなみ、県内数地点で一斉に水鳥の観察会を開催しています。

令和2年度は、彦根市では、犬上川河口付近にて水鳥の観察会を開催し、琵琶湖の美しさやその自然環境保全の重要性を市民に考えていただける機会を提供しました。

観察会の結果として、水鳥の確認は少なかったですが、たくましく生きる鳥たちを観察することができました。

##### ② びわこ一周『買うならエコ!』リレー (滋賀グリーン活動ネットワーク)

グリーン購入とは、商品やサービスを買求めるときに、環境面から必要性を考慮して、できるだけ環境にやさしいものを選択することです。滋賀グリーン活動ネットワークはグリーン購入を普及・啓発するための活動を行っています。

本市では、設立当初から発起団体として参加し、県内の全市町が連携してパネル展示等を行う「びわこ一周『買うならエコ!』リレー」などを通じて普及・啓発に努めています。



## (5) 資源循環型社会の推進のために

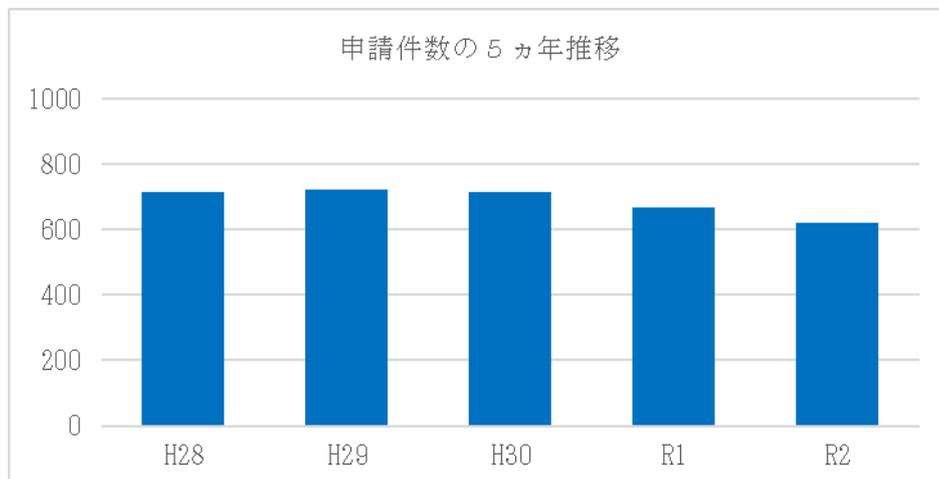
資源循環型社会構築の手段として、古紙等のリサイクル活動を推進し、廃棄物の減量、資源化を図ります。ごみの正しい分別や減量化の推進のため出前講座等を実施し、啓発に努めています。

### ① 古紙・衣類の資源回収

平成21年10月から資源の有効利用のため、希望された地区で新聞、雑誌、ダンボール等の古紙や衣類の行政回収を行っています。

### ② 集団回収とリサイクル活動推進事業奨励金

リサイクルやごみ問題に対する市民への周知や、ごみの資源化を推進するために、集団回収を行った団体に、奨励金を交付しています。奨励金の対象品目は「段ボール」「新聞」「雑誌」「紙パック」「繊維類」です。



※回収量はP41 第3章(5)廃棄物②資源化量および資源化率をご参照ください。

### ③ 簡易生ごみ処理普及事業

地域循環型生活推進事業の一環として、微生物を活用した簡易生ごみ処理事業を市民団体に委託することにより、高価な機器や電力等を使用しない安価で安全な生ごみ処理を市民に普及し、地域活動の活性化を図るとともに、ごみの減量と地球にやさしい低炭素社会づくりを目指しています。

主な事業内容は、微生物を用いた簡易生ごみ処理の登録会員を募集し、ぼかし肥料の製作、配布を行っています。令和2年度は、計6団体、257世帯の方が活動に取り組みました。

#### ④ 清掃活動の実施

地域の環境美化とごみの散乱防止を図るため、市民や企業、ボランティア団体等が一体となり清掃活動を実施しました。

実施日	実施活動	実施場所	回収量
令和2年7月1日(水)	びわ湖の日	松原水泳場	105kg



#### ⑤ 不法投棄の防止対策

不法投棄の未然防止と早期発見に努めるため、不法投棄防止パトロールを実施しています。

#### ⑥ 清掃センター出前講座や施設見学の実施

ごみの分別や処理方法等を正しく理解していただくために、例年、ごみの出前講座や清掃センターの施設見学を実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度については実施を見合わせました。代替として、希望する自治会等に、ごみの分別等に関する啓発資料を配布しました。

## (6) 市民と取り組む環境保全活動

環境保全に関する市民団体の自主的活動は、環境基本条例においても重要な位置付けにあります。ここでは、いくつかの市民団体活動の取組を紹介します。

### ① 快適環境づくりをすすめる会

快適環境づくりをすすめる会は昭和59年7月19日、環境問題に取り組む市内の団体と市の関係課が一堂に会し、環境問題を総合的にとらえ行動する団体として結成されました。

本会は、市内各地で「自然観察会」を開催しています。四季折々の自然を中心にテーマを選んで、市内の身近な自然に親しむ観察会を開催し、市民に参加してもらうことで自然保護意識の高揚のため活動しています。

開催日は原則として、土、日曜日に行っています。



川の生き物観察会

### 令和2年度快適環境づくりをすすめる会行事

活動日時	活動内容	活動場所	人数
4月11日	荒神山周辺のサクラの観察	荒神山・曾根沼周辺	12人
5月30日	ホテルの観察会	南地区公民館	中止
8月4日	川の生きもの観察会	犬上川南青柳橋周辺	56人
9月6日	彦根城樹木ウォッチング オニバス	彦根城	20人
9月22日	タカのわたり	佐和山	18人
10月17日	雨壺山の自然 (キノコ等)	雨壺山	中止
1月31日	水鳥の観察会	犬上川河口	11人
3月21日	早春の草花観察会	矢倉川周辺 (鳥居本町)	中止

### ② 彦根市環境保全指導員連絡会議

彦根市環境保全指導員は、平成4年に彦根市が策定した「彦根市生活排水対策推進計画」に基づき、生活排水に関する啓発を地域において推進する指導者として市が認定した方々です。

現在60名余の方に認定証を交付しております。

市内を流れる中小河川・水路の水質を3ヶ月に1回測定しその結果をもとに水質マップを作成しています。河川水路の水質調査のほかに、ホテルの調査、小学校への環境出前講座を実施するなど、市内各地で生活排水対策の啓発活動を行っています。



彦根市環境保全指導員の活動の様子

**【市民環境スクール】**

彦根市では環境保全指導員の養成講座として市民環境スクールを毎年開催しています。その内容は環境関連施設や市内工場の見学、環境講演、市内河川での水生生物の観察、水質測定法の学習などで、会員は運営に関わっています。わたしたちの周りの身近な環境、特に水環境について見つめ直し、環境問題を考えていきます。

令和2年度市民環境スクール実績

日時	内容	場所	参加人数
3月10日(水) 13:30~16:30	・滋賀県東北部浄化センターによる講座 ・簡易水質試験	鳥居本地区 公民館	4名

令和2年度は、新規参加者4名全員に修了証を授与し、環境保全指導員として活動されています。

③ 彦根自然観察の会

彦根自然観察の会は、多くの人に自然のすばらしさを知ってもらうための観察会を実施し、自然とのふれあいの場を提供しています。

また、動植物の調査活動を継続して行っており、彦根を中心に湖東地方の植物の生育状況を調べてリストを作成しています。

令和2年度 彦根自然観察会行事

活動日時	活動内容
4月	荒神山の自然
5月	ホテルの観察会
8月	川の生き物観察会
9月	彦根城樹木ウォッチング
10月	雨壺山の自然
12月	冬の野鳥観察



彦根城樹木ウォッチング

**【彦根城オニバスプロジェクト】**

オニバスは、県内では彦根城だけに自生する希少な植物で、彦根市の天然記念物に指定されています。彦根自然観察の会では、オニバスを次の世代に残すために、「彦根城オニバスプロジェクト」を実施し、普及活動、保護活動を行っています。市内の一部小学校の池でオニバスを育てる活動を行っており、金亀公園横の中堀では生育環境の整備と水質調査なども継続して行っています。また、毎年ビバシティ彦根でオニバスを広く知ってもらうためのパネル展示も行っています。



マスコットキャラクター  
げんき  
彦鬼くん

#### ④ 簡易生ごみ処理普及促進団体

微生物を活用した簡易生ごみ処理により、高価な機器や電力等を使用しない安価で安全な生ごみの処理を普及し、ごみの減量と地球に優しい低炭素社会づくりを目指すことを目的として、簡易生ごみ処理の実施や普及啓発活動に取り組んでいます。

令和2年度は、6団体257世帯の会員の方々が活動されています。



## 6 用語の解説

### 一酸化炭素 (CO)

炭素又は炭素化合物が不完全燃焼する場合に生じる無色、無臭の気体である。生理上極めて有害で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を阻害し、ひどいときには窒息にまで至る。現在、おもな発生源は自動車（排気ガス）である。

### 化学的酸素要求量 (COD)

海水や河川水の汚濁の度合いを示す数値で、水中の有機物や酸化されやすい無機物を、過マンガン酸カリウムで酸化したときに消費する酸素量をmg/lで表したものであり、数値が高いほど水中の汚濁物質の量も多いということを示している。

### カドミウム (Cd)

銀白色で光沢のある柔らかい金属で、主として装飾用のメッキに使用されている。大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能障害を伴う肺障害（肺気腫）、胃腸障害、腎臓障害を起こし、あるいは肝臓障害や血液変化（白血球・赤血球の減少）が起こることもあり、水質汚濁による「イタイイタイ病」の原因物質とされている。主な発生源は、カドミウム精錬所、メッキ工場、電子機器製造業などである。

### 環境基準

環境基本法では「環境基準とは、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義している。環境基準は行政上の目標基準であり、直接の工場等を規制するための規制基準とは異なる。

### クロム (Cr)

クロムは、空気及び湿気に対しては極めて安定で、硬い金属であるので日用品、装飾品をはじめとして腐食防止のメッキ等に広く利用されている。クロム化合物のなかで三価クロム (Cr<sup>3+</sup>) の毒性は、ほとんど無視できるが、クロムの毒性が問題になるのは六価クロム (Cr<sup>6+</sup>) の化合物であるクロム酸、重クロム酸の塩である。クロム酸は、皮膚、粘膜の腐食性が強く、体内に吸収されたクロムイオンは細胞毒として作用していることが知られており、クロムイオンを含む水の摂取が続けば、肝臓のほか腎臓および心臓に蓄積することが確かめられている。主な発生源はクロムメッキ工場、アンモニア製造工場などである。

### 公害

環境基本法（第2条）では7種類、つまり、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は底質が悪化することを含む）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭という現象をとりあげ、これによって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを定義している。

### 光化学スモッグ

光による化学変化でできたスモッグのことをいう。大気中の二酸化炭素に太陽光線の紫外線があたると原子状の酸素 (O) ができ、これが酸素分子 (O<sub>2</sub>) と反応し、オゾン (O<sub>3</sub>) ができる。オゾンが炭化水素と反応するとアルデヒド等の刺激性のある物質をつくる。更に一酸化炭素や二酸化炭素も加わり、しだいに複雑な化合物をつかって、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）という物質をつくる。オゾン、アルデヒド、PANなどを総称してオキシダントといい、これが光化学スモッグの主成分である。光化学スモッグは、夏の日ざしが強くて風の弱い日に特に発生しやすく、その影響は、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体影響のほか、植物にある種の症状を与えるなど広範囲にわたる。

## 水銀 (Hg)

常温・常圧で唯一の液体金属である。水銀化合物の種類は多く、生体に対する作用のうえからは、無機水銀と有機水銀に大別される。無機水銀化合物とは金属水銀および塩化第二水銀が主なものであり、その他、硫化水銀、酸化水銀、硝酸水銀、雷酸水銀などがあり、有毒で神経系をおかし、手足のふるえを起したり言語障害、食欲不振、聴力視力の減退をもたらす。有機水銀化合物の種類は非常に多く、酢酸フェニール水銀やアルキル水銀であるメチル水銀、エチル水銀、ジメチル水銀、ジエチル水銀などがあり、メチル水銀が「水俣病」の原因物質であることが知られている。

## 水素イオン濃度 (pH)

水中の酸性やアルカリ性の程度を示す指標で、溶液1リットル中の水素イオン濃度の逆数を常用対数で表したもの。pHは通常0～14の間の数値で示され、pH7は中性を、7を超える値ではアルカリ性、7未満の値では酸性を示す。

## 生物化学的酸素要求量 (BOD)

化学的酸素要求量 (COD) とともに海水や河川水の汚濁の度合いを示す指標で、水中の有機物が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量 (mg/l) で表される。測定方法は、20℃で5日間微生物を培養した際に消費される溶存酸素量から算出される。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物質 (有機物) が多く、水質が汚濁していることを意味する。

## 全窒素 (T-N)

水中の有機態窒素と無機態窒素の総量。無機態窒素にはアンモニウムイオン ( $\text{NH}_4^+$ )、亜硝酸イオン ( $\text{NO}_2^-$ )、硝酸イオン ( $\text{NO}_3^-$ ) があり、有機態窒素とはたんぱく質などに含まれる窒素をいう。生活雑排水として、一日一人当たり約10gの窒素 (全窒素) を出している。窒素はりんとともに湖沼や河川を富栄養化させ、プランクトンの異常発生などの原因となる。

## 全りん (T-P)

水中に溶解している有機態りんと無機態りんの総量。

水中のりん酸イオン ( $\text{PO}_4^{3-}$ ) は生物体の分解により供給されるが、生活雑排水や肥料などの人の活動の影響により濃度は増える。一日一人当たり約1～2gのりん (全りん) が環境中に排出され、全窒素と同様富栄養化の原因となる。

- ・ 判定の目安 (河川水) 

きれいな水……0.07 以下	少し汚れた水……0.07～0.2
汚れた水……0.2～1.0	大変汚れた水……1.0 以上

## 大腸菌群

大腸菌群は、グラム陰性、無芽胞性の桿菌<sup>がぼう</sup>で、乳糖を分解して酸とガスを産生する通性嫌気性の細菌群の総称で、常にふん便中に排泄されているので、ふん便による汚染の指標として用いられる。

## 地球温暖化

大気中の二酸化炭素 (炭酸ガス) やメタン、フロンガスなどは、ちょうど温室ガラスのように太陽からの光は通すが地球からの熱は逃がさない働きがあり、これを「温室効果」と呼んでいる。このまま二酸化炭素などが増え続けると温室効果のため、地球全体の気温が温暖化する可能性が指摘されており、極地などの氷床の融解や海水の膨張などのため、海面が上昇することも考えられる。

## 低炭素社会

地球温暖化の大きな原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を、大幅に削減し、自然界の吸収量と同等レベルにする (「カーボン・ニュートラル」という。) あるいは、自然界の吸収量以下レベルにする (「カーボン・マイナス」という。) ことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会をいう。

## テトラクロロエチレン（パークレン）

トリクロロエチレンおよび1,1,1-トリクロロエタンとともに低沸点の有機塩素系化合物である。いずれも脱脂性に優れるため機械の洗浄、メッキ、ドライクリーニングに、その他半導体工場などのハイテク工場で使用される。トリクロロエチレンおよび1,1,1-トリクロロエタンは、いずれも人体に毒性の疑いがあり、テトラクロロエチレンとトリクロロエチレンは発がん性が指摘されている。現在、地下浸透したこれら有機塩素系化合物は地下水の汚染物質として問題になっている。井戸水の飲用は控え、やむを得ずテトラクロロエチレンが検出されている地下水を飲用される場合は5分間程度煮沸が必要である。

## 電気伝導度（EC）

水中の無機イオン（金属イオンやミネラル成分）の総量を表す指標であり、どれだけ電流を通すか、オームの法則による抵抗値（ $\Omega$ ）の逆数で表す。

排水、特に無機系（金属系）工業排水の電気伝導度は高く、排水によって汚れた河川の電気伝導度は高くなり、何も含まない純水は $1\mu\text{S}/\text{cm}$ 以下となる。ただし、温泉水や鉱泉水にはカルシウム、ナトリウム等の無機イオン（ミネラル成分）が多く含まれていて、これらの影響で電気伝導度が高くなる場合もあり、必ずしも汚れの程度を示すわけではない。

・判定の目安（河川水）  
きれいな水・・・50～100      少し汚れた水・・・100～200  
汚れた水・・・200～400      大変汚れた水・・・400以上

## 銅（Cu）

銅は、熱や電気を非常によく伝える性質があり、そのため食器や電線、電化製品などに広く使用されている。銅自身にはほとんど毒性はないが、あっても極めて少ない。しかし、銅粉末を生じる作業を行うときの最高許容濃度は $1\text{ppm}$ とされ、きわめて高濃度の銅粉により気道刺激が起こり、発汗、歯ぐきの着色が起こることが報告されているが、慢性中毒になるかどうかは疑問とされている。また、化合物についてはあまり問題は起こっていない。汚染源としては、自然界の岩石からの溶出、メッキ工場、金属加工工場、化学工場、非鉄金属精錬所などからの鉱山排水、工場排水、農薬（ボルドー液）などがある。

## トリクロロエチレン

テトラクロロエチレンを参照。

## 鉛（Pb）

金属鉛は湿気に強く、空気中で安定なため、水道管やメッキに、また融点が他の金属に比べて低く、柔らかい性質のためハンダ溶接やスプリンクラーなどに使用されている。大量の鉛が体内に入ると、急性中毒を起こし腹痛、おう吐、下痢、尿閉などが表れ、激しい胃腸炎などで死亡することもある。少量の場合には、食欲不振、頭痛、全身倦怠、貧血などを起こす。主な発生源は顔料、塗料、化学工場、鉛蓄電池製造業などである。

## 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

一酸化窒素（NO）とその2分の1の体積の酸素との作用、あるいは硝酸鉛又は硝酸銅の固体を熱すると発生する。赤褐色、刺激性ガスとして最も特色がある。水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも吸収時の苦痛があまり激しくないため、はなはだ危険で、急性中毒死の例が多く、作用は遅発生で高濃度ガス吸収後数時間以上経過して突然強い症状が現れる。 $120\sim150\text{ppm}$ では短時間でも危険である。障害は一般に一過性であり、慢性中毒の有無についてはまだ明らかでない。

## ひ素（As）

灰色で金属光沢があり、<sup>はいかんせき</sup>鶏冠石、<sup>せきおう</sup>石黄、硫ひ鉄工などに硫化物として含有されている。ひ素及びその化合物は生体に有毒で、ひ酸鉛、三酸化ひ素などは殺虫剤として農薬に用いられる。水質汚濁防止法でも有害物質として、人の健康の保護に関する項目に指定されており、ひ素中毒になると全身発疹、高熱、食欲不振等の症状を起こす。

#### p p m

parts par million の略称で、濃度を表す単位として使用される。もとの量の100万分の1の量を1 p p mといい、水の場合は、1 k g（約1リットル）中のミリグラム数、1 t（約1 m<sup>3</sup>）中のグラム数を表し、大気の場合は1 m<sup>3</sup>中1 c m<sup>3</sup>のガス量を表す。なお、1 p p bは10億分の1の量を表し、1 p p mは1, 000 p p bを表す。

#### 浮遊物質（SS）

水に溶けず浮遊している粒径2 mm以下の物質の量。数値が大きいほど汚濁が著しい。なお測定方法は、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を計る。単位は通常m g / lで表す。

#### ぼかし肥料

油カスや米ヌカなどの有機質肥料に山土やもみ殻などを混ぜて麹こうじのように発酵させたアミノ態肥料のこと。土、もみ殻などで肥料分を薄め、さらに発酵させてぼかす（穏やかにする）ことから、ぼかし肥料と呼ばれている。ぼかし肥料の窒素成分であるアミノ酸が直接根から吸われるため、野菜自体の糖분을貯めやすくなる効果がある。

#### 溶存酸素（DO）

水中に溶け込んでいる酸素量のことをいい、単位はm g / lで表す。一般に清浄な河川では、DOはほぼその温度での飽和値（0℃、1気圧で14 m g / l程度で、温度が上がるにつれて数値が低くなり、25℃では8 m g / l程度になる。）に達しているが、有機物などで汚濁されている水では、水中の微生物が有機物を酸化分解し、酸素を消費するため、DOの値は低くなる。

**彦根市の環境**  
**(環境の状況に関する年次報告書)**

令和3年(2021年)11月

発行 彦根市

〒522-8501 彦根市元町4番2号

彦根市役所市民環境部生活環境課

TEL:0749-30-6116 FAX:0749-27-0395

E-mail:[kankyohozen@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:kankyohozen@ma.city.hikone.shiga.jp)

この冊子は、古紙70%再生紙を使用しています。

この報告書は、150部作成し、1部当たりの印刷単価は120円です。

ただし、企画・原稿作成等にかかる人件費は含んでいません。